

# 「電源地域自治体が活用しやすい補助事業事例集」

平成20年2月

財団法人 電源地域振興センター

## はじめに

我が国の電力需要は、景気の回復基調とともに今後も民生用を中心として着実に増加していくことが予想されており、エネルギーセキュリティの確保や環境保全といった課題に対応しつつ、低廉且つ安定した電力の供給に向け、長期的視点から電源を計画的に開発していくことが引き続き重要となっています。

電源立地を円滑に進め電力の安定供給を図るには、電源地域のご理解とご協力が不可欠であり、そのためには電源立地を契機として電源地域が長期的・自立的に発展出来るような、地域活性化の取り組みへの支援が求められています。

その様な中、国や地方自治体は、市街地活性化や観光振興から生活基盤の整備等にわたり、多種多様な地域振興支援に関する制度を用意し、自治体が行っている地域振興策の支援を行っております。昨今、地方財政が厳しくなって来ている中で、これらの制度を積極的に取り入れ活用していくことが、地域振興を進めていく上で不可欠なものとなってきています。

本書は、それらの制度の中から電源地域の方々が活用しやすい補助事業や支援事業等について、活用事例を含めて調査を行い、その結果を取りまとめたものです。

本書が活用され、電源地域振興に少しでもお役に立てることを願う次第です。

平成20年1月

財団法人 電源地域振興センター

## － 目 次 －

I. 本書の使い方.....	1
(1) 構成.....	1
(2) テーマ.....	1
(3) 使い方.....	1
(4) ご注意.....	2
II. 補助事業紹介.....	3
<b>1. まちづくり（中心市街地、商店街等の地域活性化、まちづくり施策）</b> .....	3
(1) 考えられる施策.....	3
(2) 主な支援策.....	3
(3) 支援策の概要.....	4
<b>2. 商業活性化（商業活性化施策）</b> .....	8
(1) 考えられる施策.....	8
(2) 主な支援策.....	8
(3) 支援策の概要.....	9
<b>3. 農林水産業（農林水産業振興施策）</b> .....	12
(1) 考えられる施策.....	12
(2) 主な支援策.....	12
(3) 支援策の概要.....	13
<b>4. 観光振興施策（グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等を含む）</b> .....	15
(1) 考えられる施策.....	15
(2) 主な支援策.....	15
(3) 支援策の概要.....	15
<b>5. 新規事業（経営革新・新規事業、創業に関する施策：産学官連携を含む）</b> .....	18
(1) 考えられる施策.....	18
(2) 主な支援策.....	18
(3) 支援策の概要.....	19
<b>6. 生活環境整備（定住・生活環境整備）</b> .....	22
(1) 考えられる施策.....	22
(2) 主な支援策.....	23
(3) 支援策の概要.....	23

7. 地場産業振興 .....	27
(1) 考えられる施策 .....	27
(2) 主な支援策 .....	27
(3) 支援策の概要 .....	28
III. 事例集 .....	31
参考資料：補助事業リスト .....	65

## 1. 本書の使い方

### (1) 構成

本書は以下の2部で構成されています。

#### 【補助事業紹介】

地域振興のテーマを下記の7つのテーマに分類して整理しています。各テーマについて、「考えられる施策」、「主な支援策」を取りまとめ、初めてのテーマに携わる方や改めてテーマについて調べる方のために、解説を行っています。さらに、近年充実してきているホームページなどによる「情報提供」、アドバイザーの派遣などによる「人材支援」、補助金などの「資金援助」、また、総合的な支援や税制優遇などの「優遇措置」、また、テーマによっては調査・計画支援についても記載しています。

#### 【事例集】

補助事業を活用した取組事例11事例とテーマに関連する情報提供サイトを参考サイトとして記載しました。また、参考として電源地域での地域振興事例2事例を参考事例として記載しています。

なお、本書を作成するにあたり洗い出した補助事業の一覧(延べ251件)を参考資料「補助事業リスト」として巻末にまとめています。

### (2) テーマ

自治体へのアンケート調査を基に、下記の「まちづくり」や「農林水産業振興」など7つのテーマを対象としています。

表1 地域振興テーマ

地域振興テーマ
1. まちづくり: 中心市街地、商店街等の地域活性化、まちづくり施策
2. 商業振興: 商業振興施策
3. 農林水産業: 農林水産業振興施策
4. 観光: 観光振興施策(グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等を含む)
5. 新規事業(新規事業・創業・新規事業創出に関する施策(産学官連携を含む))
6. 生活環境整備: 定住・生活環境整備
7. 地場産業振興

### (3) 使い方

すでに、具体的な地域振興施策が進行している場合は、その施策のテーマに近いテーマ項目をご覧いただくことにより、必要な補助事業等の検索に役立てていただけるものと考え

えています。

これから地域振興施策を立案していく場合には、「補助事業紹介」や「事例集」が施策立案の参考として役立てていただけるものと考えています。

#### (4) ご注意

本書は予算資料や募集要項等の公開文書を元に作成したのですが、利用される方の使いやすさや分かりやすさを優先しているため、記載内容に厳密性を欠いている場合があることをご容赦願います。

本書で取り上げている国などの補助事業等の施策につきましては、平成19年度のものに掲載しております。国などの事業・施策につきましては毎年必要に応じて見直されていることから、実際の計画立案にあたりましては担当部署のホームページ等で情報の内容をご確認の上でご活用ください。

## II. 補助事業紹介

### 1. まちづくり（中心市街地、商店街等の地域活性化、まちづくり施策）

「まちづくり」をテーマとして、中心市街地の整備、その中での商店街等の活性化、また町全体のまちづくり施策を対象としてまとめています。

#### (1) 考えられる施策

まちづくりのテーマでは、中心市街地の整備、その中での商店街整備、地域を広げたまちづくり施策を対象としています。今後、新たな鉄道や自動車専用道路が整備される地域では、まちづくりの総合的な支援が利用可能と考えます。

##### ① 中心市街地の整備

住民の移動手段が自家用車中心になることによって、商業の中心が従来の町中央部から郊外の店舗に移り、中心部の衰退が見られます。

また、国・地方自治体の財政の逼迫を受け、これまでの公共施設の有効活用と効率的な公共投資を実現するため、中心部の住民や高齢者に暮らしやすく環境にも優しいコンパクトシティという考え方があります。

中心市街地の整備には中心市街地活性化基本計画やまちづくり交付金を活用したハード整備のほかに、人材支援やイベントに対する補助事業を活用したソフト面での活性化も考えられます。

##### ② 商店街整備

空き店舗対策や駐車場整備などによるハード整備が考えられます。一方、利用客の散策を誘導するためのイベントの開催やライトアップによる集客策、地域住民とイベントの共同開催などの取組による地域活性化の方向性もあります。

##### ③ まちづくり施策

駅前整備や中心市街地を含む都市計画などが対象です。主に、都市計画や公共施設整備、道路整備等のハード整備が中心です。

#### (2) 主な支援策

まちづくり支援策には、国土交通省の「まちづくり交付金」と経済産業省の「中心市街地活性化基本計画に基づく支援」があります。2つとも計画を立案し、申請・認定等を受けてから各種支援を受けるものです。

##### ① まちづくり交付金

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを

実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。市町村が作成した「都市再生整備計画」に基づき実施される事業の費用に充当するために交付されます。都市再生整備計画は、対象区域の地域課題や特徴などの特性を踏まえて、まちづくりの目標と指標を設定し、目標を実現するために必要な事業により構成され、自主性・裁量性が求められます。

## ② 中心市街地活性化基本計画に基づく優遇措置

中心市街地活性化に関する基本計画に基づき、行政と民間事業者等が「中心市街地活性化協議会」を設立し、5年程度以内を実現可能性の高い事業を計画して国の認定を受けることで、補助金や税制優遇などの優遇措置を受けることができます。合併市町村を除き、各市町村1ヵ所（一体的な土地）を対象としています。

現在(2007年10月29日現在)、協議会が65設立されており、基本計画は18件が承認されています。

## (3) 支援策の概要

### ① 情報提供

まちづくり交付金の国における担当は内閣官房の都市再生本部であり、中心市街地活性化基本計画については内閣官房の中心市街地活性化本部となっています。この2つと構造改善特区などと共同で地域への説明等を行うしくみとして、同じく内閣官房に地域活性化統合本部があります。

まちづくり交付金ではまちづくり協議会、中心市街地活性化基本計画に基づく支援措置では中心市街地活性化協議会支援センターが計画立案や事例紹介、セミナーなどの情報提供を実施しています。

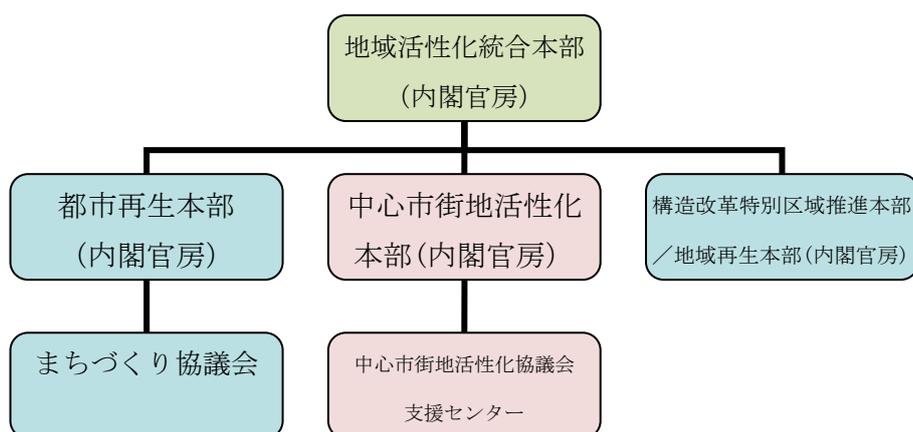


図 1 まちづくり関連情報提供組織

表 2 まちづくり・情報提供

名 称	概 要	問合せ・URL
地域再生本部 中心市街地活性化本部 地域活性化統合本部	地域再生本部 都市再生基本計画を策定し、その予算措置としてのまちづくり交付金を統括する本部。 中心市街地活性化本部 中心市街地活性化のため、基本計画を認定する本部。申請マニュアル等の情報も添付されている。 地域活性化統合本部 地域活性化関係の都市再生本部、中心市街地活性化本部に加えて構造改革特別区域推進本部、地域再生本部を加え、地域から見て分かりやすく、より効果的な取組を実施するための本部。	内閣官房ホームページ 都市再生本部 <a href="http://www.toshiaisei.go.jp/">http://www.toshiaisei.go.jp/</a> 中心市街地活性化本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html</a>
まちづくり交付金 情報交流協議会・まち交ネット	「まちづくり交付金情報交流協議会」は、まちづくり交付金利用・検討市町村と関心を持つ企業との交流の場。まちづくり交付金の利用方法や過去の計画内容を「まちづくり交付金情報システム（まち交ネット）：以下は（まち交ネット）とする。」を通じて公開している。協議会は有料会員制度をとっているが、加入によりまち交ネットの利用料金が割引になる。 まち交ネットでの全国の様々な取組み事例についての情報入手情報交換や、まちづくりに関する課題解決や先進の事例についての講習会、勉強会などにより、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進している。 【協議会特典（抜粋）】 ◇まち交ネットの利用料割引 ・全国の活用地区一覧 ・参考対象となる事業の検索 ・情報提供、情報交換、意見交換 など ◇講習会、勉強会への参加 ・先進事例の講義・地域資源を活かした取組み など ◇国土交通省からの情報提供 ・制度に関する最新情報 ・まちづくりに関するその他関連の施策情報 など	まち交ネット <a href="http://www.machikou-net.org/">http://www.machikou-net.org/</a>
中心市街地活性化 支援ネットワーク	中心市街地活性化基本計画の作成及び認定申請等に際して、内閣府中心市街地活性化担当室を中心に関係府省庁（地方支分部局を含む）との連携体制として「中心市街地活性化支援ネットワーク」を構築し、事前の相談を広く受け付けている。本ホームページ内のメール相談や電話による相談の活用をすすめている。	中心市街地活性化本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html</a>

## ② 人材支援（アドバイザー派遣）

中心市街地活性化基本計画策定に必要な地域での協議会設立の支援では、中心市街地活性化協議会支援センターによるまちづくりサポーター制度があります。中心市街地活性化基本計画の認定を受けた自治体に対しては、まちづくりに関するアドバイザーを派遣する制度があります。また、情報提供で示したまちづくり交付金情報交流協議会と中心市街地活性化支援ネットワークでは、情報提供のほか各種支援があります。

**表 3 まちづくり・人材支援**

名 称	概 要	問合せ・URL
まちづくりサポーター	中心市街地活性化への取組や中心市街地活性化協議会の設立・運営支援を目的として、中心市街地活性化協議会支援センターが委嘱した中心市街地活性化協議会設営や運営についてのサポーターを無料で派遣する制度。	中心市街地活性化協議会支援センター まちづくりサポーター <a href="http://machi.smrj.go.jp/">http://machi.smrj.go.jp/</a>
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	中心市街地の商業活性化の取組を行う際、専門家による必要なアドバイスを受けることができる。改正中心市街地活性化法に基づく、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組む商店街・事業者による商業活性化事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを無料で派遣。ただし、派遣期間が一定期間を超える場合、アドバイザー謝金の3分の1は自己負担あり。	中小企業基盤整備機構ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/">http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/</a>

### ③ 資金援助

まちづくり交付金の活用により、対象事業に対して最大5割まで支援を受けられます。

表 4 まちづくり・資金援助

名 称	概 要	問合せ・URL
まちづくり交付金	<p>市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。国の補助が最大5割受けられる。</p> <p>① 都市再生整備計画の作成 市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成する。</p> <p>② 交付金の交付 国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。</p> <p>③ 事後評価 計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めるとし、その結果等についてチェックし公表。</p> <p>【対象事業】 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等</li> <li>・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等</li> <li>・市町村の提案に基づく事業（一定の範囲内）</li> <li>・各種調査や社会実験等のソフト事業（一定の範囲内）</li> </ul>	<p>まち交ネット <a href="http://www.machikou-net.org/">http://www.machikou-net.org/</a></p>

### ④ 優遇措置

中心市街地活性化基本計画の認定を受けると、都市計画における優遇措置、公共施設整備における優遇措置や各種補助金が各整備に対して最大5割まで支援を受けられます。

表 5 まちづくり・資金援助

名 称	概 要	問合せ・URL
中心市街地活性化基本計画	<p>都市計画にかかる助成など多数・多岐に亘る。</p> <p>都市計画における優遇措置、公共施設整備における優遇措置や各種補助金が各整備に対して最大5割まで支援を受けられる。</p>	<p>内閣府中心市街地活性化本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html</a></p>

## 2. 商業活性化（商業活性化施策）

地域商業振興・商店街振興を対象とし、商業者や商店街の活動支援や活性化方策を中心に取りまとめています。

### (1) 考えられる施策

商業の活性化のための商業施設の整備や地域資源を活用した商品づくりが対象となります。地域資源を活用した商品開発に対する支援についても、商業活性化と考えています。地域資源を活用した地域独自の商品のブランド価値を高め、商標を保護するため、地域団体商標の取組があります。

#### ① 商業施設の整備

これまでの経済産業省の中小企業施策では、商店街のアーケード整備、駐車場整備や組合活動の支援など、また、共同化と施設整備を行う「高度化事業」が中心でした。改正中心市街地活性化法の施行に伴い、施設整備に関しては中心市街地活性化基本計画に基づく支援に重点が移っています。

#### ② 地域資源を活用した商品開発

平成19年5月に中小企業地域資源活用促進法が制定され、都道府県による「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」の認定がされ、中小企業に対する地域資源活用プログラムが利用可能となっています。

#### ③ 地域団体商標・地域ブランドの活用

平成17年6月に地域団体が「地域＋商品（サービスを含む）」の地域団体商標を登録することができるようになりました。

### (2) 主な支援策

商業活性化については、中心市街地活性化基本計画に基づく支援措置が中心となります。また、商品開発については中小企業地域資源活用プログラムによる支援制度があります。

また、ブランド化については商工会議所・商工会を通じて支援を行う JAPAN ブランド育成支援事業とそのブランドを権利として守る地域団体商標制度があります。

#### ① 中小企業地域資源活用プログラム

中小企業地域資源活用促進法により、都道府県が地域産業の強化や新たな地域産業の創出のもととなる地域資源を特定する基本構想を定めます。基本構想に基づき、地域資源を活用した事業計画を中小企業が策定し、国に承認された事業計画に沿った各種支援を策定中小企業等が受けるしくみです。

## ② 地域団体商標

中小企業への知的財産権の普及啓発が進む中、これまで認められていなかった「地名＋商品名」の構成による地域団体商標が認められるように商標法が改正されています。地域資源の商標登録については、特別に費用が軽減されるなどの優遇措置があります。

## (3) 支援策の概要

### ① 情報提供

商店街活性化については、全国商店街振興組合連合会による全国の商店街の取組事例や商店街活性化情報、施策情報などを提供する商店街関連情報のポータルサイト（商店街にぎわい PLAZA）があります。また、経済産業局によっては各ホームページで商店街の優良事例を詳しく紹介しています。

地域団体商標については、特許庁ホームページの中に地域商標制度のページがあり、最新の都道府県別地域団体商標出願一覧では 750 件以上が記載されています。また、JAPAN ブランドについては、「JAPAN ブランド公式ホームページ」で各地のプロジェクトや JAPAN ブランド育成支援事業が紹介されています。また、日本商工会議所による「地域のブランド戦略」web サイトには、フォーラムなどの情報提供、関連施策が紹介されています。

表 6 商業活性化・情報提供

名 称	概 要	問合せ・URL
商店街ポータルサイト（商店街支援ポータルサイト構築運営事業）	全国商店街振興組合連合会（略称：全振連）が全国の商店街の取組事例や商店街活性化情報、施策情報などを提供する商店街関連情報のポータルサイト。商店街活性化情報、商店街自己診断&ダウンロードツールや商店街フォーラム などがある。	商店街にぎわい PLAZA <a href="http://www.syoutengai.or.jp/">http://www.syoutengai.or.jp/</a>
特許庁地域団体商標制度（特許庁）	特許庁による地域団体商標に関する情報提供の web サイト。これまでの登録商標、地域団体商標のパンフレット、概要、出願書式が記載されている。	地域商標制度 <a href="http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/index.htm">http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/index.htm</a> 特許庁審査業務部 商標課 地域団体 商標・小売等役務商 標推進室
JAPAN ブランド公式サイト	各地のプロジェクト紹介、JAPAN ブランド育成支援事業内容の紹介や採択プロジェクト地域向けの情報提供がある。	<a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>
地域のブランド戦略	日本商工会議所サイトにあり、JAPAN ブランド育成支援事業や関連イベントの情報提供がなされている。	<a href="http://www.jcci.or.jp/mono/JB.html">http://www.jcci.or.jp/mono/JB.html</a>

## ② 人材支援（アドバイザー派遣）

商店街・商店の活性化については、商業活性化アドバイザー、組合事務機能強化のための商店街事務局強化アドバイザーを中小企業基盤整備機構から派遣する制度があります。

また、中心市街地活性化基本計画認証後のアドバイザー派遣制度があります。

中小企業地域資源活用促進法の事業計画の策定から実現に向けたアドバイス、フォローアップを行う市場指向型ハンズオン支援事業、地域資源活用支援事務局による支援があります。

表 7 商業活性化・人材支援

名 称	概 要	問合せ・URL
商店街事務局強化アドバイザー	商店街の活性化などで悩みを持つ中心市街地外に所在する商店街の事務局に、実務知識、ノウハウを持つアドバイザーを派遣する公的サービス。希望アドバイザー等を、商工会議所、商工会、日本商工会議所・商工会中央会等経由で申込み。	中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 コンサルティング課 <a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice">http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice</a>
商業活性化アドバイザー派遣事業（中小商業活性化に対する総合的な支援）	商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士、建築士等の商店街活性化に関する各分野の専門家を派遣。登録アドバイザーを無料で派遣。	中小企業基盤整備機構ホームページ／経営支援／高度化事業への支援／アドバイザー派遣
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	中心市街地活性化基本計画認定後、計画遂行時に、専門家による必要なアドバイスを受けることができる。改正中心市街地活性化法に基づく、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組む、商店街・事業者による商業活性化事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを無料で派遣。ただし、派遣期間が一定期間を超える場合、アドバイザー謝金の3分の1は自己負担がある。	<a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/">http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/</a> （2事業共通）
市場志向型ハンズオン支援事業（地域資源活用企業化支援事業）	全国10ブロックに支援拠点となる事務局を設置し、マーケティングなどに精通した専門家による相談に応じている。市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価に関するアドバイスなど徹底したハンズオン支援を行う。地域資源の事業化に挑戦する企業、連携して新事業展開に乗り出す企業などがサポートの対象。有望案件についてはマーケティング、金融、デザイン、知財などの専門家で、個別支援チームを結成して、サポートする体制を組む。	各経済産業局中小企業課
地域資源活用支援事務局による支援	中小機構の各支部および沖縄事務所内の全国10カ所に「地域資源活用支援事務局」を設置している。事業者に対し、事業計画の事業性の評価や商品開発、市場調査、販路開拓などについてアドバイスなどを行う。支援事務局には、ビジネスに精通したジェネラルマネージャー、プロジェクトマネージャーが常駐するとともに、各種専門知識をもつ支援アドバイザーを配置し、事業の構想段階の相談から事業計画のブラッシュアップ支援、法律に基づく事業計画認定後のフォローアップ支援を実施。地域の支援事務局による事業化支援をサポートする全国推進事務局を、中小機構本部（東京都）に設置し、首都圏での販路開拓支援や全国レベルでの業種別支援などを行う。	地域資源活用支援事務局 (ポータルサイト) <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>

### ③ 資金援助

商業活性化に関する主な資金援助は、戦略的中心市街地商業等活性化事業と少子高齢化等対応中小商業活性化事業があり、最大5割まで支援を受けられます。まちづくり交付金と中心市街地活性化基本計画の双方を活用した事業も考えられます。

**表 8 商業活性化・資金援助**

名 称	概 要	問合せ・URL
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域（中心市街地）であって、商店街や商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業や、中心市街地活性化協議会の設立・運営、タウンマネジメント診断等に対して、「選択と集中」の観点から重点的に支援。	各経済産業局ホームページ公募ページ
少子高齢化等対応中小商業活性化事業	中小小売商業者等が商店街・商業集積の活性化のため、ハード整備やソフト事業を行う際に補助を実施。商店街・商業地において、商工会議所、商工会、商店街振興組合等が行う採光性に優れたアーケード、バリアフリー型カラー舗装等の商業基盤施設、防犯カメラ等を整備する事業等における施設の建設・取得費、空き店舗を活用した保育サービス施設や高齢者交流施設等のコミュニティ施設の設置・運営事業等における賃貸料等に対する補助。	各経済産業局ホームページ公募ページ

### 3. 農林水産業（農林水産業振興施策）

農林水産省では、食料・農業・農村に係る新たな国家戦略を確立するため「21世紀新農政 2007」をまとめています。この中のテーマで関係の深いテーマは、「国内農業の体質強化」「国民の視点に立った食糧政策の展開」「資源・環境対策の推進」「農山漁村の活性化」と考えています。

#### (1) 考えられる施策

近年は、農林水産業の振興施策が過疎化対策や UJI ターン、観光振興と関係するものが多く、農林水産業の活性化が農村、山村、漁村等の活性化に大きく貢献するものと考えられます。

##### ① 国内農業の体質強化

農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等を背景に、担い手への施策の集中化・重点化、意欲的な企業や農外からの新規参入の促進、農地の面的集積を促進するしくみの構築などに関する展開が期待されます。

##### ② 国民の視点に立った食糧政策の展開

食品の安全に関する関心が高まる中、食品の安全と消費者の信頼確保に向けた取組の充実や農林漁業の体験を通じた食や農への理解の増進が期待されます。教育の場としての農林漁業の体験活動の導入や食事バランスガイドや地産地消の普及が求められています。

##### ③ 資源・環境対策の推進

農林水産業は、地球温暖化等の資源・環境問題に対応できる産業への発展や環境を保全する主導的な役割が期待されており、バイオマスの利活用の加速化や食品リサイクルの推進、有機農業の普及、里山や藻場・干潟の整備・保全等が求められています。

##### ④ 農山漁村の活性化

農山漁村の人口が減少する一方、都市住民の農山漁村への関心が高まりつつあり、都市と農山漁村の交流等を通じた地域活性化の取組の後押しと農山漁村の暮らしを守る鳥獣害対策の強化が期待されています。

#### (2) 主な支援策

環境、バイオマス、担い手対策、都市と農山漁村の交流等のテーマに関する支援が多く、農業・林業・水産業の各産業の基礎的分野の支援策は林野庁、水産庁等が主体となっている交付金が整備されています。「グリーン・ツーリズム、ブルーツーリズム」といった農林水産資源を活用する活性化支援策は、観光振興施策と重複しています。農業・林業・水産業施策は多様なため、地域振興に関係の深い施策を中心にまとめています。

### (3) 支援策の概要

#### ① 情報提供

農林水産業の体験や担い手募集等の情報を集めたポータルサイトが充実しています。農業では「農業をやってみませんか？応援します！」、林業では「N.W.森林いきいき」、水産業では「漁 ryousi.jp」といったサイトが整備されています。また、グリーン・ツーリズムやブルーツーリズム等の農林水産業の体験と観光や都市住民との交流等を通じた地域活性化への取組の情報を提供するポータルサイトも充実しており、利用者へのPR・関係者の情報収集に活用できます。

表9 農林水産業・情報提供

名称	概要	問合せ・URL
Green Tourism	都市と農山漁村の共生・対流の促進や都市との交流促進を通して、農山漁村地域の活性化に貢献することを目的としているポータルサイトである。 農家レストラン、農産物直売所、農家民宿、伝統的な祭り、温泉、農林漁業体験施設、体験プログラム、体験ツアー、市民農園などの情報を提供している。	Green Tourism <a href="http://www.furusato.or.jp/">http://www.furusato.or.jp/</a>
オーライ！ニッポン	都市と農山漁村を結ぶ情報を幅広く提供しているサイト。都市と農山漁村の共生・対流推進会議（通称：オーライ！ニッポン会議）が、「自然豊かな農山漁村でゆっくり休暇を取ってリフレッシュしたい」「子どもたちと一緒に農林漁業体験をしてみたい」「退職したら、いや今からでもいい！農山漁村に住んでみたい」「美しい緑や棚田、水辺の風景を守るために何か自分も貢献してみたい」など、新たなライフスタイルを求める都市住民と農山漁村を結ぶ情報を幅広く提供している。	都市と農山漁村の共生・対流 関連団体連絡会 <a href="http://www.ohrai.jp/">http://www.ohrai.jp/</a>
農業をやってみませんか？応援します！	農業の担い手確保等を目的としたサイト。新規就農相談センターのサイトで、活動内容と相談コーナーの紹介、農業を始める心構えや求人情報、研修情報を提供している。	全国新規就農相談センター <a href="http://www.nca.or.jp/Be-farmer/">http://www.nca.or.jp/Be-farmer/</a>
N.W.森林いきいき	林業の担い手確保等を目的としたポータルサイトである。求人情報、就業支援講習会、森林・林業イベント情報等を提供している。	全国森林組合連合会 <a href="http://www.nw-mori.or.jp/index.shtml">http://www.nw-mori.or.jp/index.shtml</a>
漁 ryousi.jp	漁業の担い手確保等を目的としているサイトである。地域に設置された漁業就業者確保育成センターや漁協等と連携をとり、漁業への新規就業者を発掘するため就労に関する情報を提供している。具体的には、求人情報、フェア情報、漁業体験、支援制度、体験レポート、漁船売買などの情報を提供している。	全国漁業就業者確保育成センター <a href="http://www.ryoushi.jp/">http://www.ryoushi.jp/</a>

#### ② 人材支援（アドバイザー派遣）

農林水産に係わる地域資源を活用し、地域の活性化を図ろうとする団体や、すでに地域資源を活用した地域活性化のための取組を行っている団体に、知的財産の活用に関する専門的知見を有するアドバイザーを派遣する制度があります。

表 10 農林水産業・人材支援

名称	概要	問合せ・URL
地域活性化に向けた知的財産権等のアドバイザー派遣	これから地域資源を活用し、地域の活性化を図ろうとする団体や、すでに地域資源を活用した地域活性化のための取組を行っており、活動を有効に行う上での課題が生じている団体に対して、知的財産の活用に関する専門的知見を有するアドバイザーを派遣する。 アドバイザーの選定・派遣（旅費・謝金等）、会議費（会場借料・資料作成等）について国が負担する（1事例につき200万円程度を想定）。	各地域農政局ホームページ

③ 資金援助

農業、林業、水産業の生産場の維持や施設整備等を支援する交付金が、それぞれで整備されています。また、担い手対策、食の安全安心・地産地消、環境対策、バイオマスの活用に関連する資金援助が充実しています。ここでは、担い手対策に関連する資金援助事業を紹介します。

表 11 農林水産業・資金援助

名称	概要	問合せ・URL
企業等農業参入支援推進事業	企業等への農地リースを促進することを目的とする。企業等が利用する農地の測量調査等に必要となる経費、小作料一括前払いに必要となる経費、簡易な基盤整備に必要な経費を支援。 (1)遊休農地の測量調査等協定締結の支援 農地所有者が安心して貸し借りできる条件を整備し、協定締結を支援。 (2)小作料一括前払いへの支援 小作料一括前払いにより特定法人へ農地貸付を支援。 (3)簡易な土地基盤整備への支援 農地を営農可能な状態へ回復し、営農の早期定着を支援。 (補助率：定額、1/2以内)	農林水産省経営局構造改善課
農地の団地化に向けた活動の支援 (担い手農地集積高度化促進事業)	農用地利用改善団体などが、面的集積促進プランを定め、担い手への面的集積を実現した場合、実績に応じ面的集積促進費について、農用地利用改善団体などを通じて農地の出し手・受け手などに支払う。また、より大きな面的集積を実現した場合、より長期の賃貸借契約を結んだ場合、遊休農地を解消した場合などには、基本額に加えて加算額を支払い、担い手のコストダウンや地域内の農地の有効活用を積極的に図ろうとする活動を支援する。 (補助率：1/2以内、定額)	農林水産省経営局構造改善課
農業再チャレンジ支援事業	女性グループ、NPO法人等による、就農後の定着を促すための地域におけるモデル的な起業活動や起業支援活動等を支援する。 (補助率：定額、1/3)	農林水産省経営局普及・女性課
活力ある漁村づくりモデル育成事業	先進的な地域ぐるみの取組を選定するモデル事業で、都市と漁村の共生・対流の促進として、団塊世代等定住者の受け入れ体制の整備等に対して支援する。 (補助率：1/2)	水産庁防災漁村課

#### 4. 観光振興施策（グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等を含む）

観光振興施策として、外国人旅行者の増加を導く施策、グリーン・ツーリズム等の農山漁村・離島等の活性化施策を対象としています。

##### (1) 考えられる施策

観光は、旅行業、宿泊業、輸送業、飲食業、土産品業等極めて裾野の広い産業であり、二次的な経済波及効果が期待されます。

近年は、国民の旅行スタイルの変化により、グリーン・ツーリズム等の地域の自然や生活文化との触れ合い等が重視され、多様な関係者の参画する観光振興策が期待されています。また、日本を訪れた外国人旅行者は、海外を訪れた日本人旅行者と比較して2分の1以下(H18)と少なく、外国人旅行者を増加させる取組も求められています。

##### ① 農山漁村・離島等の活性化に繋がる観光振興施策（グリーン・ツーリズム等）

近年、旅行スタイルは、従来の通過型・団体型の観光から、訪れる地域の自然・生活文化・人とのふれあいを求める交流型・個人型へと転換しています。宿泊業者や土産業者といった狭義の観光関係者に加え、行政や地域住民、農林水産業者、商工業者等幅広い関係者が一体となって、当該地域にしかない観光魅力＝「オンリーワン資源」を発掘するとともにそれを観光商品に組み込み、市場に積極的に流通させていく「攻め」の観光振興策が求められています。

##### ②外国人旅行者の増加

2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人とするとの目標に向け、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を行うビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進しています。

##### (2) 主な支援策

国土交通省を中心に情報提供、人的支援、資金援助等の支援が充実しています。また、ハード事業だけでなくソフト事業も充実しています。ここでは、農山漁村等の地域で活用しやすい支援を中心に取りまとめています。

##### (3) 支援策の概要

##### ① 情報提供

国土交通省総合政策局が、地域の観光振興を成功に導いた人々を地域別・テーマ別に整理した「観光カリスマ百選」を紹介するサイトや各自治体の取組等を整理した「地域づくり情報局」というサイトがあります。また、農林水産資源を活用した体験ツアーや農家等の民家に宿泊する民泊ツアー等の情報を提供しているサイトとしては、「Green Tourism」があります。

表 12 観光振興施策・情報提供

名称	概 要	問合せ・URL
観光カリスマ百選	観光振興を成功に導いた人々を『観光カリスマ百選』として選定し、これらの方々の経歴や実績などについて紹介しているサイト。また、各カリスマへの連絡方法や関連するサイトのアドレスなどを掲載している。	国土交通省総合政策局 観光部門 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/charisma_index.html
地域づくり情報局	地域づくりに関わる事例や情報を提供しているポータルサイト。国土交通省総合政策局が発信しており、下記の5つのコンテンツがある。 ①地域づくりの事例集。 地域づくりの5つステップに事例を別けて、情報を整理している。 ②地域づくりに関わる基礎情報を整理したデータベース。主に数値データを格納している。 ③地域づくりに関わる各種資料を整理したデータベース。主に施策集や白書などの文書データを格納している。 ④各省庁から発表される記者発表のうち、地域づくりに関する記者発表を抽出してリンクしている。 ⑤地域づくりに関わる団体や行政のリンク集。	国土交通省総合政策局 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiiki-joho/index.html
Green Tourism	都市と農山漁村の共生・対流の促進や都市との交流促進を通して、農山漁村地域の活性化に貢献することを目的としているポータルサイト。 農家レストラン、農産物直売所、農家民宿、伝統的な祭り、温泉、農林漁業体験施設、体験プログラム、体験ツアー、市民農園などの情報を提供している。	Green Tourism http://www.furusato.or.jp/

② 人材支援（アドバイザー派遣）

地域が抱える活性化や交流等に関する課題に対して、専門家の派遣・助言を受ける地域振興アドバイザー派遣制度があります。

表 13 観光振興施策・人材支援

名称	概 要	問合せ・URL
地域振興アドバイザー派遣制度	地域の活性化・交流を促進するために、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣。その専門家から助言をしてもらうことにより、自主的な地域づくり活動等を側面から支援する。 派遣要領 1) 派遣地区：30 地区程度 2) 派遣アドバイザー：1 地区当たり原則 3 人以内 各分野における専門的、経験的知識を有する者のうちから、派遣希望地域の課題に対し適切なチーム編成となるよう国土交通省で選定する。 (特例) 地域づくりの基本的な方向・推進体制の整備等、地域づくりの基本的事項に関するアドバイスを希望する市町村については、まず 1 名を派遣し、その状況次第でその後の派遣を検討する。 3) 派遣回数：1 地区当たり原則 3 回以内 4) 費用負担旅費(交通費、宿泊費)：国土交通省負担 謝金：第 1 回についてのみ国土交通省負担	国土交通省都市・地方整備局 地方整備課 http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_2.html

### ③ 資金援助

施設整備に対する援助は、外国人観光客や高齢者を対象とした支援が国土交通省を中心に充実しています。ソフト事業に対しては、民間事業者や住民と連携した取組を対象とした調査、情報提供、イベント等への支援が用意されており、また、過疎対策と連携した都市住民との交流促進に関しては、総務省の支援が活用できる可能性もあります。

表 14 観光振興施策・資金援助

名称	概要	問合せ・URL
観光ルネサンス補助制度	観光地の活性化に取り組む「民間」の活動に対して支援。対象となる活動は、1) 観光商品の企画開発・商品化事業費用、2) 地域イベント活性化事業費用、3) インターネットによる多言語情報発信事業費用、4) 多言語人材育成事業費用、5) 観光案内所、観光交流施設等の整備・運用費用、6) 外国人対応観光案内標識等の整備費用、7) 手づくり観光サービス起業化支援事業費用、8) 外客満足度向上事業費用等となっている。 (補助率：40% (上限))	国土交通省総合政策局 観光部門 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanako/index.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanako/index.html</a>
まちめぐりナビプロジェクト	国と地方公共団体、民間事業者等が連携して、それぞれ相応の取り組みを行うことを前提とし、観光客の移動円滑化のために、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動を支援。 国が負担できる費用は、実施準備のための費用、広報周知のための費用、情報提供の取り組みに係る費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用である。観光案内所等の施設整備費については対象とならない。	国土交通省総合政策局 観光部門 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanako/machinavi.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanako/machinavi.html</a>
過疎地域等活性化推進モデル事業	過疎地域等の活性化を促進するために行う調査、研究、人材育成、その他の地域活性化推進活動事業に要する経費について補助する。 補助対象事業内容 ア 調査（地域資源調査、市場調査、U・Iターン調査等） イ 助言（アドバイザー招へい、技術技能講習等） ウ 人材育成（研修、先進地視察、シンポジウム等） エ その他（PR事業、交流イベント、物産展、試作品等） (補助率：1/2以内、事業実施期間：単年度)	総務省自治行政局 過疎対策室 <a href="http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm">http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm</a>
都市地方連携推進事業	本事業は、都市と農山漁村等の間の交流促進により、地方の活性化を推進するとともに、都市住民の生活の充実を図るものであり、都市と地方の農山漁村等の市町村や住民・NPO等の連携により行われる先導的な交流事業をソフト・ハード両面にわたり一体的に支援。 都市と地方の農山漁村等の市町村や住民等が連携・参画して都市地方連携プログラムを策定し、プログラムに基づき実施される交流推進のための地域活動、施設整備、社会実験等を実施するもので、実施期間は原則3カ年度となっている。 (補助率：1/3以内)	国土交通省都市・地方整備局 地方整備課 <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_1.html">http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_1.html</a>

## 5. 新規事業（経営革新・新規事業、創業に関する施策：産学官連携を含む）

地域における新規事業を支援するしくみを対象としています。既存企業の新規事業などの経営革新支援、新規企業の創業支援を対象とし、新規事業や創業の手法としての産学連携を含めています。

### (1) 考えられる施策

新規事業の対象となる施策は、経営革新支援と創業支援であり、地域における経営革新テーマとして、「2. 商業活性化」で示した地域資源活用促進法に基づく地域経営資源活用プログラムと中小企業支援施策の経営革新支援策が利用できます。また、創業に関しては中小企業支援施策の創業支援施策の活用が考えられます。

#### ① 経営革新支援（中小企業地域資源活用促進法に基づく支援を含む）

既存企業が新規分野への取組を始め、新製品を開発することが経営革新です。地域における経営革新の手法として地域特産品や地域観光資源を活用した新たな商品・サービスを構築することなどの手法があります。

#### ② 創業支援

我が国における中小企業施策の大きな柱として、創業支援が進められています。欧米に比べて、開業率（新規に創業する企業の割合）が低いため、創業に対する支援が充実しています。

### (2) 主な支援策

#### ① 経営革新支援

「創業」「経営革新」「新連携」の取り組みについて支援する新たな法律として誕生した中小企業新事業活動促進法（平成17年4月から）に基づく、経営革新計画を策定し国等から承認を受けると、資金援助、低利融資、税制措置、信用保険の特例、ベンチャーファンドからの投資等の優遇措置を活用できます。

#### ② 中小企業地域資源活用プログラム

中小企業の景気回復の遅れと地域間の経済格差の拡大のおそれから、景気回復の流れを確かなものとし、地域経済の活性化を図るためのプログラムです。各地域の「強み」となり得る地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した事業活動（域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援や地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしや地域資源の価値向上）を支援することで、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動を促進します。

国が基本方針を策定し、都道府県が地域資源を指定する基本構想を策定します。基本構想を踏まえて、中小企業の地域資源活用事業計画を国が認定します。認定された事業計画

に沿った事業活動を中小企業基盤機構等による人材支援や資金援助等の優遇措置によって支援するしくみです。

### ③ 創業支援

創業に関する情報提供・研修、創業してからの立ち上げ支援などの施策を国・都道府県・市町村等の中小企業振興セクション・公社、商工会議所・商工会等が担当しています。

## (3) 支援策の概要

### ① 情報提供

中小企業経営に関する情報提供は、中小企業庁のホームページによる施策情報があります。中小企業基盤整備機構の支援策などを含む中小企業向け総合施策情報提供「J-Net21」による施策情報があります。また、地域資源を活用した支援「JAPAN ブランド」「地域資源活用事務局」などの情報提供があります。創業に関しては、「創業・ベンチャー国民フォーラム」など創業に関する情報提供があります。経営革新や創業支援に関連して、産学連携や IT による各企業の新規事業を支援する情報提供サイトも下記（「新規・成長分野企業等支援情報プラザ」「地域科学技術ポータルサイト」「JAMBO（日本新事業支援機関協議会：ポータルサイト）」「IT 経営応援隊（IT 経営実践促進事業）」のように充実しています。

表 15 新規事業・情報提供

名 称	概 要	問合せ・URL
J-Net21	J-Net21 は中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業のためのポータルサイト。公的機関の支援情報を中心に、経営に関する Q&A や数多くの企業事例などが簡単に調べることができる。 地域資源を活用した新規ビジネスの創出を目的とした「地域資源活用チャンネル」サイトを含む。	J-Net21 <a href="http://j-net21.smrj.go.jp">http://j-net21.smrj.go.jp</a>
JAPAN ブランド公式ホームページ	日本各地の地域の歴史や文化の中で育まれてきた素晴らしい素材や技術などの地域資源を地域ならではの「強み」と捉えた上で、現代の生活に適合させたり、海外の市場にも眼を向けたりしながら進化させていく「JAPAN ブランド」のためのポータルサイト。	JAPAN ブランドホームページ <a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>
地域資源活用チャンネル	中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）は、「中小企業地域資源活用プログラム」の一環として、地域の「強み」となり得る産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業に対し、事業の構想段階の相談から商品開発、販路開拓等のアドバイス、ノウハウ提供を実施。	地域資源活用支援事務局(ポータルサイト) <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>
創業・ベンチャー国民フォーラム	起業経験者や学識経験者に加え、国民各層の幅広い分野の方々を結集し、起業家精神の発揮、高揚にむけての国民的議論の喚起、社会的諸制度の改革にむけての政策提言、模範となる起業家、起業家支援組織等に対する顕彰等の普及啓発活動を国民運動として展開するためのフォーラム。ベンチャービジネス情報を提供。	創業・ベンチャー国民フォーラム <a href="http://www.j-venture.info/">http://www.j-venture.info/</a>

名 称	概 要	問合せ・URL
新規・成長分野企業等支援情報プラザ	独立行政法人雇用・能力開発機構が運営する創業・新分野進出のためのポータルサイト。公的機関の支援制度情報、セミナー情報、企業事例や雇用・経営に関する Q&A などが掲載。	新規・成長分野企業等支援情報プラザ <a href="http://www.ehdo.go.jp/plaza/">http://www.ehdo.go.jp/plaza/</a>
地域科学技術ポータルサイト	地域科学技術の発展を支援するためのポータルサイト。支援機関、支援施策、情勢、補助金の公募を整理。	地域科学技術ポータルサイト <a href="http://www.chiiki.go.jp/index.php">http://www.chiiki.go.jp/index.php</a>
J AMBO (日本新事業支援機関協議会:ポータルサイト)	新事業創出促進法(中小企業新事業活動促進法に統合)の趣旨に基づき、1999年6月に設立された協議会。企業の新事業創出に向けた取り組みに対し、適切な支援を行う総合的な支援体制(地域プラットフォーム)の構築を目指すとともに、それを構成する支援機関、自治体、関係省庁等や海外の連携機関との連携を図り、新事業創出を促進します。	J AMBO (日本新事業支援機関協議会:ポータルサイト) <a href="http://www.janbo.gr.jp/index.html">http://www.janbo.gr.jp/index.html</a>
IT 経営応援隊 (IT 経営実践促進事業)	IT 経営応援隊(中小企業の経営改革を IT の活用で応援する委員会)とは、経営革新を目指し、IT の利活用を図る中堅・中小企業の経営者等を応援するポータルサイト。研修会、事例、IT 経営の教科書などの情報提供を実施。	IT 経営応援隊 (ポータルサイト) <a href="http://www.itouent.ai.jp/">http://www.itouent.ai.jp/</a>

## ② 人材支援 (アドバイザー派遣)

新規事業の人材支援では、経営革新支援アドバイザー及び OB 人材による新規事業支援人材派遣制度の活用が考えられます。地域経営資源活用プログラムでは、事業計画の策定から実現に向けたアドバイス、フォローアップを行う市場指向型ハンズオン支援事業と地域資源活用支援事務局による支援があります。

表 16 新規事業・人材支援

名 称	概 要	問合せ・URL
経営革新支援アドバイザー	経営革新のための窓口相談を行う。各県拠点となる商工会議所が窓口を開設。	経営革新支援アドバイザーセンター <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/kakushin_centa.html">http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/kakushin_centa.html</a>
企業等 OB 人材マッチング全国協議会	中小企業・ベンチャー企業の事業展開に必要な経営や技術等の課題解決に必要な OB 人材とのマッチングを行う。様々な経営課題を抱えている中小・ベンチャー企業に、退職後も自らの知識・経験・ノウハウを活かしたいという意欲を持つ企業等 OB 人材とのマッチングを支援する。中小・ベンチャー企業では、内部人材だけでは解決が困難な経営課題等を、本事業の活用で経験豊富な企業等の OB 人材が直接企業を訪問し、課題解決を支援してもらえる。	企業等 OB 人材マッチング全国協議会 <a href="http://www.objinza.jp/">http://www.objinza.jp/</a>
市場志向型ハンズオン支援事業 (地域資源活用企業化支援事業)	全国 10 ブロックに支援拠点となる事務局によりマーケティングなどの専門家による相談に応じている。市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価に関するアドバイスなど徹底した支援(ハンズオン支援)を行う。地域資源の事業化に挑戦する企業、連携して新事業展開に乗り出す企業などが対象。有望案件はマーケティング、金融、デザイン、知財などの専門家で、個別支援チームを結成して支援。	各経済産業局中小企業課

名 称	概 要	問合せ・URL
地域資源活用支援事務局による支援	中小機構の各支部および沖縄事務所内の全国 10 ヶ所に「地域資源活用支援事務局」を設置している。事業者に対し、事業計画の事業性の評価や商品開発、市場調査、販路開拓などについてアドバイスなどを行う。 支援事務局には、ビジネスに精通したジェネラルマネージャー、プロジェクトマネージャーが常駐するとともに、各種専門知識をもつ支援アドバイザーを配置し、事業の構想段階の相談から事業計画のブラッシュアップ支援、法律に基づく事業計画認定後のフォローアップ支援を実施。地域の支援事務局による事業化支援をサポートする全国推進事務局を、中小機構本部（東京都）に設置し、首都圏での販路開拓支援や全国レベルでの業種別支援などを行う。	地域資源活用支援事務局(ポータルサイト) <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>

### ③ 優遇措置（資金援助を含む）

新規事業や経営革新のための研究開発に対する資金援助が経済産業省を中心として充実しています。経営革新計画、特に地域資源活用事業計画の認定を受けると「地域資源活用売れる商品づくり支援事業（補助金）」「政府系金融機関による低利融資制度」「高度化融資制度」「地域資源活用事業(食品流通構造改善促進機構による債務保証等)」などの資金援助が受けられます。

表 17 新規事業・優遇措置・資金援助

名 称	概 要	問合せ・URL
経営革新支援事業	経営革新計画の承認を受けると、以下のような各種の支援策が利用できる。支援策を受ける際には、別途支援機関の審査が必要となる。 ①政府系金融機関による低利融資制度 ②信用保証の特例 ③課税の特例（設備投資減税、留保金課税の停止） ④特許料等の減免措置 ⑤販路開拓コーディネート事業 等	各経済産業局担当部局及び各都道府県商工部局
地域資源活用事業(信用保証)	中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者は次の措置を受けることができる。 *普通保証等の別枠設定 普通保証 2 億円、無担保保証 8,000 万円、特別小口保証 1,250 万円、売掛債権担保融資保証 1 億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができる。 *新事業開拓保証の限度額引き上げ 新事業開拓保証の限度額が 2 億円から 4 億円（組合 4 億円から 6 億円）に拡大される。	各都道府県信用保証協会
地域資源活用売れる商品づくり支援事業（補助金）	中小企業地域資源活用プログラムの 1 つである。中小企業地域支援活用促進法による事業計画の認定を受けた地域の中小企業、組合などが行う、新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発やデザイン改良、展示会出展などに係わる経費の最大 2/3 の補助を受けられる。	各経済産業局中小企業課
地域資源活用事業(食品流通構造改善促進機構による債務保証等)	認定を受けた食品の製造等の事業を行う中小企業者について、食品流通構造改善促進機構が認定事業に必要な資金の借りに係わる債務の保証等が受けられる。	財団法人食品流通構造改善促進機構 <a href="http://www.ofsi.or.jp/">http://www.ofsi.or.jp/</a>

## 6. 生活環境整備（定住・生活環境整備）

地域における居住環境の改善や新住民の誘導についてのプロジェクトを対象としています。

### (1) 考えられる施策

地域の創意工夫による構造改善特区やがんばる地域応援プログラムなどの総合的な支援があります。

また、地域への新規住民移住促進を図る UJI ターンの促進についての情報提供・支援策が国土交通省にあります。一方、既存住民に対する居住環境整備施策は公営住宅・医療福祉施設については交付金制度による国の支援が主流です。

#### ① 構造改革特区

構造改革特区は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、構造改革を進めその効果を検証し全国への普及を図るものです。特区の成功事例が波及することで、全国的な構造改革につながることで、特区での新たな産業の集積や新規産業の創出、消費者等の利益の増進によって、地域の活性化につながるなどが期待されています。

#### ② 地域再生計画

地域の主導により、地域の資源を活用し、一定区域内で支援措置を活用する計画を作成し、その計画の認定を受けることにより、当該区域内で支援措置を利用することができるしくみです。民間企業にとっては新たなビジネスチャンスに、行政機関にとってはサービスの向上につながるなどが期待されています。

#### ③ 元気の出る地域プログラム

地方の活力なくして国の活力なしの観点から、「魅力ある地方」の創出に向けて、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる地方行成等の支援制度です。

#### ④ UJI ターン

地域出身者の U ターン、J ターン、新規住民の I ターンの促進とともに、大都市住民の 2 拠点居住（大都市と地方の 2 つの生活拠点を持つ暮らし方）の促進によって、地域住民の増加や交流人口の増加が期待されます。

#### ⑤ 生活環境整備

公共住宅の整備などを対象としています。

## (2) 主な支援策

### ① 構造改革特区

地方公共団体や民間事業者が、内閣官房に対し特区構想提案を行い、規制の特例措置として認められれば、地方公共団体は「構造改革特別区域計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けて、特区が導入できます。

### ② 地域再生計画

地域のニーズ把握し市町村および都道府県が単独・共同で地域の創意工夫をこらし地域再生計画を立案し、国に認められれば、交付金措置を伴う支援と学校の目的外使用などの支援を受けられます。

### ③ 頑張る地域応援プログラム

総務省に対しプログラムを提出し、認められれば交付金による支援を、上限 3,000 万円まで3年間まで受けられます。実額が 3,000 万円を下回る場合は、実額を限度となります。また、措置額は、策定するプロジェクトの数を問わず定額となります。なお、財政力の高い市町村については、財政力補正があります。

### ④ UJI ターン

UJI ターン誘導促進については、情報提供が中心となっています。職場の紹介により新規住民を誘導する手法も考えられます。次に示す地域の公共住宅整備などを合わせて実施することも考えられます。

### ⑤ 居住環境整備

住民の居住環境整備では、「1. まちづくり」の中心市街地活性化基本計画による支援やまちづくり交付金による施設整備が考えられます。また、公共住宅の整備については公営住宅制度活用による優遇策を活用することが考えられます。

## (3) 支援策の概要

### ① 情報提供

構造改革特区では「構造改革本部」、地方再生では「地方再生本部」、特区・地方再生共通で「わがまち元気」の web サイトがあります。また、頑張る地方応援プログラムでは、総務省ホームページがあります。

交流居住や UJI ターンなどの外部から移住促進の情報提供には「交流居住のススメ」「UJI ターン支援サイト」「しましまねっと」、畜産、林業就業支援機能に関しては「明日の林業を考える人を応援するポータルサイト」「畜産情報ネットワーク」があります。

自治体整備の情報としては「NIPPON-Net」「財団法人地方自治情報センター」が参考となります。

表 18 生活環境整備・情報提供

名 称	概 要	問合せ・URL
構造改革特区推進本部	構造改革特別区域法に基づく各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域推進のための事例提示や関連事業の情報提供をしている。	内閣官房ホームページ構造改革特区推進本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/</a>
地域再生本部	地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史などを有効活用して地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新産業創出をはじめとする「地域再生計画」についての関連事業等の情報提供をしている。	内閣官房ホームページ地域再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html</a>
特区・地域再生	国は「構造改革特区」や「地域再生」といった制度により、各地域の活力を活性化する取組を支援している。制度の主役は各地域で地域活性化に取り組んでいる個人、法人や自治体であり、身近な自治体と協力した制度の活用に関する情報提供を実施している。	わがまち元気ホームページ <a href="http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html">http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html</a>
総務省頑張る地方応援プログラムホームページ	頑張る地方応援プログラムの解説、報道発表、これまでの申請内容情報などが提供されている。	総務省ホームページ <a href="http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html">http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html</a>
交流居住のススメポータルサイト	二拠点居住などの交流拠点に関する情報提供を行うポータルサイト。	交流居住のススメポータルサイト <a href="http://kouryu-kyouju.net/index.php">http://kouryu-kyouju.net/index.php</a>
UJI ターン支援サイト	国土交通省都市・地域整備局地方整備課のホームページ。	UJI ターン支援サイト <a href="http://www.ujiturn.net/">http://www.ujiturn.net/</a>
しましまねっと (財団法人日本離島センターの運営する離島情報サイト)	財団法人離島センターの運営する離島情報サイト。離島のイベント情報、求人情報、島にクラス人々の交流サイトなどがある。	しましまねっと <a href="http://www.nijinet.or.jp/">http://www.nijinet.or.jp/</a>
明日の林業を考える人を応援するポータルサイト	林業・見学ツアー情報、林業への就職案内などの情報を掲載。全国及び各県森林労働力確保センターへのリンクを張っている。	明日の林業を考える人を応援するポータルサイト <a href="http://www.nw-mori.or.jp/">http://www.nw-mori.or.jp/</a>
畜産情報ネットワーク	畜産関係者向け、消費者向け情報提供を行っている。酪農ヘルパー募集など地方における求人情報の掲載に役立つ。	畜産情報ネットワーク
NIPPON-Net	地方公共団体のオフィシャル・ホームページを収集し、高速検索を可能とする <地域発見>と、地方公共団体のオフィシャル・ホームページへのリンク一覧<全国自治体マップ検索>を提供している。	NIPPON-Net <a href="http://www.nippon-net.ne.jp/">http://www.nippon-net.ne.jp/</a>
財団法人地方自治情報センター	教育研修 (高度情報セキュリティ研修等)、情報化推進など地方自治体の情報化に関する情報提供等を実施。自治体の情報化に役立つ。	財団法人地方自治情報センターホームページ <a href="http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/">http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/</a>

## ② 人材支援

特区構想の出前コンサルタント派遣事業があります。

**表 19 生活環境整備・人材支援**

名 称	概 要	問合せ・URL
特区出前コンサルタント派遣	やりたいことが規制のせいで進まないが、特区提案の手法がわからない地方公共団体や民間事業者を対象に、特区提案その他の事項について、気軽にご相談いただけるメール窓口を開設。また要望に応じて、特区室の担当者（出前コンサルタント）を現地に派遣する。	内閣官房ホームページ構造改革特区推進本部（構造改革特区へのご意見・ご質問） <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/</a>

## ③ 資金援助・優遇措置

地域再生計画認定による交付金の交付や既存施設転用などの優遇策があります。

また、公営住宅制度が活用でき、公営住宅の整備計画策定にも支援があります。

**表 20 生活環境整備・資金援助・優遇措置**

名 称	概 要	問合せ・URL
地域再生計画	<p>地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例</li> <li>2 地域再生のための交付金の活用</li> <li>3 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（学校施設の転用など）</li> </ol> <p>地域再生計画と連携した支援措置 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施対象となる交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護・福祉空間整備等交付金【厚生労働省】</li> <li>・むらづくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】</li> <li>・地域住宅交付金【国土交通省】</li> </ul> <p>「地域の知の拠点再生プログラム」に位置付けている支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム等</li> </ul>	内閣官房ホームページ地域再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html</a>
公営住宅制度	<p>公営住宅法に基づく国土交通省の補助制度。</p> <p><b>【供給方式】</b></p> <p>直接建設方式 地方公共団体の建設 買取方式 地方公共団体による買取 借上方式 地方公共団体による借上</p> <p>対象要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>〈1〉対象地域 全国</li> <li>〈2〉事業の要件 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅建設計画法に規定する都道府県住宅建設5カ年計画に基づいて行われること</li> <li>2. 国土交通大臣の定める整備基準に従うこと</li> <li>3. 公営住宅の整備をするときは、これにあわせて共同施設を国土交通大臣の定める整備基準に従い整備するよう努めること。</li> </ol> </li> </ol>	国土交通省公営住宅施策サイト <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html</a>

名 称	概 要	問合せ・URL
	<p>4. 公営住宅及び共同施設の耐火性能を有する構造のものとするよう努めること</p> <p>補助率等は市町村の起債部分は別に、国の補助率は最大5割となっている。</p>	
<p>公営住宅等関連事業推進事業 (住宅マスタープラン)</p>	<p>(1) 住宅マスタープランの策定</p> <p>地域の住宅事情等に係る現状分析、住宅対策の課題の整理及び住宅対策の基本的方向並びに次のいずれかに該当する地域特性に応じた具体的施策の展開方針等からなる住宅マスタープランの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市地域における住宅供給促進</li> <li>・ 特定優良賃貸住宅等の供給促進</li> <li>・ 良好な住宅供給促進のための段階的な住宅建設等の誘導</li> <li>・ 地方住宅供給公社等が建設する優良な分譲住宅等の供給</li> <li>・ 地方定住促進に資する住宅供給</li> <li>・ 生涯学習のむらの整備に資する住宅供給</li> <li>・ 地域の住文化等に係る住宅供給</li> <li>・ 多雪地域に係る住宅供給</li> <li>・ 高齢者等に係る住宅供給</li> <li>・ 住宅の情報化の推進</li> </ul> <p>【補助率】 国1／3</p> <p>(2) 住宅マスタープランに基づく住宅及び住宅地の整備</p> <p>【事業概要】 住宅マスタープランに基づく次の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域特性に応じた住宅の普及促進</li> <li>・ 特定優良賃貸住宅の資格審査、選定等の体制整備</li> <li>・ 高齢者向け優良賃貸住宅の資格審査、選定等のための体制整備</li> <li>・ モデル住宅の建設</li> <li>・ 克雪住宅の集団的整備の促進</li> <li>・ 屋根雪等の処理方式の実験的実施</li> </ul> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主体が地方公共団体、公団の場合 国1／3</li> <li>・ 事業主体が地方住宅供給公社等の場合 国1／3、地方公共団体1／3</li> </ul>	<p>国土交通省公営住宅施策サイト</p> <p><a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html</a></p>

## 7. 地場産業振興

地域における地場産業と伝統工芸などを支援する枠組みを紹介します。  
伝統産業と地域産業の2つのテーマを対象とします。

### (1) 考えられる施策

地域の既存産業支援の視点と漆器などの伝統工芸支援があります。

#### ① 地場産業支援

「6. 居住環境改善」で示した地域再生計画、「5. 新規事業」で示した中小企業地域資源活用プログラム活用による支援が考えられます。また地域産業を「地場産業」として支援するしくみがあります。

#### ② 伝統工芸支援

伝統工芸に対する法律に従った支援があります。

### (2) 主な支援策

#### ① 地域再生計画

地域のニーズ把握し市町村および都道府県が単独・共同で地域の創意工夫をこらし地域再生計画を立案し、国に認められれば、交付金措置を伴う支援と学校の目的外使用などの支援を受けられます。

#### ② 伝統産業支援

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(伝産法)が昭和49年5月に制定されました。工芸品の産地組合等からの申請に基づき、指定要件を満たすものを経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定します。指定を受けた産地では、振興計画を作成して経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画に基づいて事業を行うのに必要な経費の一部を国、都道府県等から助成を受け、産地全体で振興を図ろうとするものです。

地方公共団体においても、地元の伝統的工芸品産業の振興への関心が高まるようになりました。都道府県によっては、独自の基準によって伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定などを行って、振興を図っているところもあります。

### (3) 支援策の概要

#### ① 情報提供

地域再生として地場産業振興をとらえると「地域再生」の情報提供が役立ちます。

また、地場産業を含む地域独特の商品を地域資源としてとらえると、「JAPAN ブランド」や「地域資源活用支援事務局(ポータルサイト)」が活用できます。また、「日本の伝統的工芸品館」が伝統産業としての支援情報を提供しています。

**表 21 地場産業振興・情報提供**

名 称	概 要	問合せ・URL
地域再生本部	地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史などを有効活用して地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新産業創出をはじめとする「地域再生計画」についての関連事業等の情報提供をしている。	内閣官房ホームページ地域再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html</a>
特区・地域再生	国は「構造改革特区」や「地域再生」といった制度により、各地域の活力を活性化する取組を支援している。制度の主役は各地域で地域活性化に取り組んでいる個人、法人や自治体であり、身近な自治体と協力した制度の活用に関する情報提供を実施している。	わがまち元気ホームページ <a href="http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html">http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html</a>
日本の伝統的工芸品館	伝統工芸のバーチャルモール、伝統工芸に関する情報提供している。	財団法人 伝統的工芸品産業振興協会のホームページ <a href="http://www.kougei.or.jp/index.html">http://www.kougei.or.jp/index.html</a>
JAPAN ブランドポータルサイト	日本各地の地域の歴史や文化の中で育まれてきた素晴らしい素材や技術などの地域資源を地域ならではの「強み」と捉えた上で、現代の生活に適合させたり、海外の市場にも眼を向けたりしながら進化させていく「JAPAN ブランド」のためのポータルサイト。	JAPAN ブランドホームページ <a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>
地域資源活用支援事務局	中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）は、「中小企業地域資源活用プログラム」の一環として、地域の「強み」となり得る産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業に対し、事業の構想段階の相談から商品開発、販路開拓等のアドバイス、ノウハウ提供などにより事業化まで一貫したハンズオン支援を行い、事業を成功まで導くことを通じた地域経済の活性化支援を目的とするポータルサイト。	地域資源活用支援事務局 <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>

#### ② 人材支援

地場産業振興のため、経営革新支援アドバイザー及び OB 人材による新規事業支援人材派遣制度の活用が考えられます。地域資源活用プログラムでは、事業計画の策定から実現に向けたアドバイス、フォローアップを行う市場指向型ハンズオン支援事業と地域資源活用支援事務局による支援があります。新規事業に対する支援と同様の施策を実施できるため新規事業との重複施策が多くなっています。

表 22 地場産業振興・人材支援

名 称	概 要	問合せ・URL
経営革新支援アドバイザー	経営革新のための窓口相談を行う。各県拠点となる商工会議所が窓口を開設。	経営革新支援アドバイザーセンター <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/kakushin_centa.html">http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/kakushin_centa.html</a>
企業等OB人材マッチング全国協議会	中小企業・ベンチャー企業の事業展開に必要な経営や技術等の課題解決に必要なOB人材とのマッチングを行う。人材派遣会社やコンサルティング会社等へのOB人材の紹介はしない。 様々な経営課題を抱えている中小・ベンチャー企業に、退職後も自らの知識・経験・ノウハウを活かしたいという意欲を持つ企業等OB人材とのマッチングを支援する。中小・ベンチャー企業では、内部人材だけでは解決が困難な経営課題等を、本事業の活用で経験豊富な企業等のOB人材が直接企業を訪問し、課題解決を支援してもらえる。	企業等OB人材マッチング全国協議会 <a href="http://www.objinza.jp/">http://www.objinza.jp/</a>
市場志向型ハンズオン支援事業（地域資源活用企業化支援事業）	全国10ブロックに支援拠点となる事務局を設置し、マーケティングなどに精通した専門家による相談に応じている。市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価に関するアドバイスなど徹底したハンズオン支援を行う。地域資源の事業化に挑戦する企業、連携して新事業展開に乗り出す企業などがサポートの対象。有望案件についてはマーケティング、金融、デザイン、知財などの専門家で、個別支援チームを結成して、サポートする体制を組む。	各経済産業局中小企業課
地域資源活用支援事務局による支援	中小機構の各支部および沖縄事務所内の全国10ヵ所に「地域資源活用支援事務局」を設置している。事業者に対し、事業計画の事業性の評価や商品開発、市場調査、販路開拓などについてアドバイスなどを行う。 支援事務局には、ビジネスに精通したジェネラルマネージャー、プロジェクトマネージャーが常駐するとともに、各種専門知識をもつ支援アドバイザーを配置し、事業の構想段階の相談から事業計画のブラッシュアップ支援、法律に基づく事業計画認定後のフォローアップ支援を実施。地域の支援事務局による事業化支援をサポートする全国推進事務局を、中小機構本部（東京都）に設置し、首都圏での販路開拓支援や全国レベルでの業種別支援などを行う。	地域資源活用支援事務局(ポータルサイト) <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>

### ③ 優遇措置（資金援助を含む）

地域再生計画認定による交付金の交付や既存施設転用などの優遇策があります。また、地域資源活用促進法の承認を得て各種補助金があります。また、伝統工芸産業支援補助金があります。

表 23 地場産業振興・資金援助・優遇措置

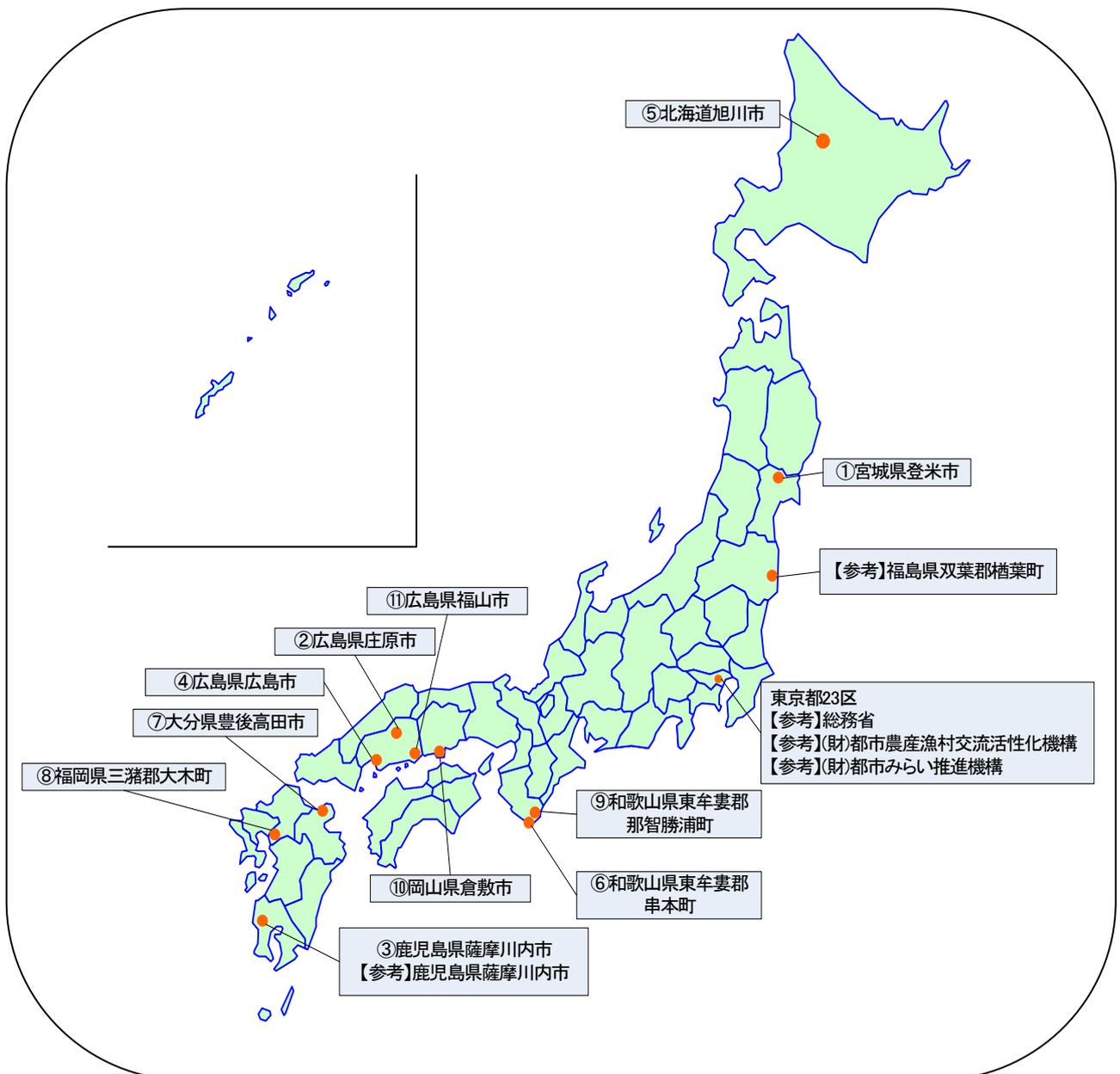
名 称	概 要	問合せ・URL
地域再生計画	<p>地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例</li> <li>2 地域再生のための交付金の活用</li> <li>3 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化 (学校施設の転用など)</li> </ol> <p>地域再生計画と連携した支援措置 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施対象となる交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護・福祉空間整備等交付金【厚生労働省】</li> <li>・むらづくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】</li> <li>・地域住宅交付金【国土交通省】</li> </ul> <p>「地域の知の拠点再生プログラム」に位置付けている支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム等</li> </ul>	<p>内閣官房ホームページ地域再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html</a></p>
伝統的工芸品産業支援補助金	<p>伝統的工芸品を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を申請し、経済産業大臣の認定を受け各種資金援助を受けることができる。</p> <p>振興計画：産地の組合等が産地全体の振興を図る計画 共同振興計画：産地の製造組合等が販売組合や個別の販売事業者とともに需要の開拓のためにたてる計画 活性化計画：個々の製造事業者やグループ等による伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画 連携活性化計画：他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画 支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとする者が従事者の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画</p> <p>支援内容 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の承認を受けた事業者は 以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。(補助率：2分の1，3分の1) 後継者育成事業：後継者育成のための研修等 需要開拓等事業：展示会開催等の需要開拓や意匠開発事業 地域人材育成・交流支援事業：人材育成、消費者との交流の推進等 産地活性化事業：活性化計画、連携活性化計画に基づく、活性化事業及び連携活性化事業 産地プロデューサー事業：支援計画に基づき産地プロデューサー自らが産地に入り込んで新商品開発・販路開拓等を行う事業</p>	<p>経済産業省製造産業局伝統的工芸品産業室 各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局</p>
地域資源活用売れる商品づくり支援事業（補助金）	<p>中小企業地域資源活用プログラムの1つである。中小企業地域支援活用促進法による事業計画の認定を受けた地域の中小企業、組合などが行う、新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発やデザイン改良、展示会出展などに係る経費の一部を補助する（補助率：2/3以内）。</p>	<p>各経済産業局中小企業課</p>

### III. 事例集

各地域での、補助金等を活用した取組をテーマごとに合計11事例紹介しています。

また、まちづくり交付金やグリーン・ツーリズム等に関連した情報提供サイトを参考サイトとして3サイト、電源地域の自治体が補助金を活用することなく取り組んでいる事例を参考事例として2事例紹介しています。

【紹介事例の取組地域位置図】



①	宮城県登米市	テーマ：まちづくり	活用補助金：まちづくり交付金
---	--------	-----------	----------------

事業内容	学校・公園・道路等の整備事業
------	----------------

## 1. 概要

旧豊里町は宮城県の北東部、登米市の南部に位置し、総面積 32.85 平方キロのうち農用地が 50%、森林が 20% を占める人口約 7,500 人(世帯数約 1,900)の町である。東を本吉・気仙沼広域圏、西を大崎広域圏、南を石巻広域圏に接しており、各圏域への交流拠点となっている。

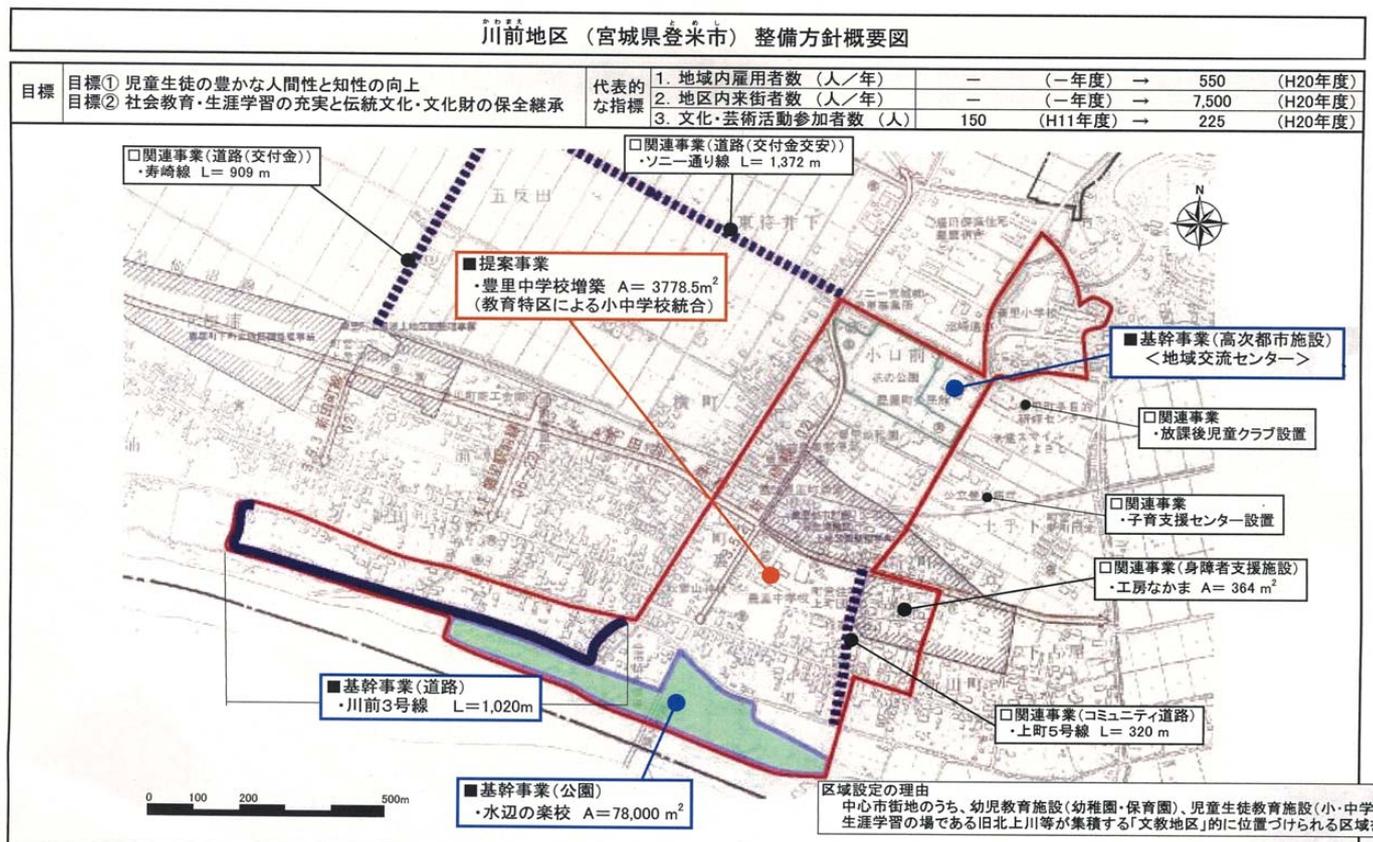
しかし、地方都市における近年の少子高齢化、人口減少は旧豊里町にも当てはまり、特に若年層を中心として人口の約 1%(80 人)程度の流出に歯止めがかからず、高齢化率は平成 14 年時点で 25%を超え深刻な問題となっている。

さらに少子高齢化に伴い、学校教育・生涯学習の側面でも町民が不満を感じるなど、問題が生じている。

少子高齢化の深刻な状況を踏まえ、長期総合計画では「生涯にわたり安心して暮らせる町づくり」を基本理念とし、まちづくりを進めている。また、平成 15 年 11 月に国の「小中一貫教育特区」指定を受けたことにより、まちづくりと一体的に取り組むこととしている。

## 2. 事業内容

- ・河川公園の整備と中高一貫校の整備



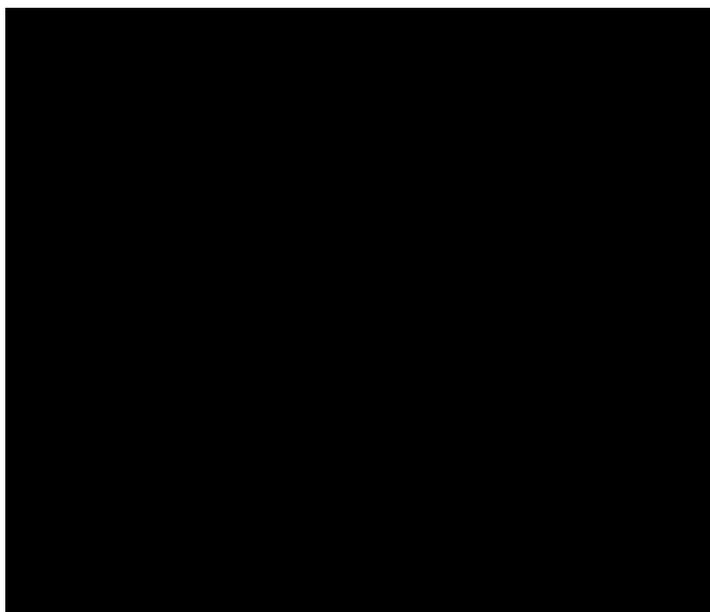
問合せ先	登米市建設部都市計画課 〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場 18 電話：0220-34-2446、FAX：0220-34-3448 電子メール： <a href="mailto:tosikeikaku@city.tome.miyagi.jp">tosikeikaku@city.tome.miyagi.jp</a>
関連ホームページ	<a href="http://www.city.tome.miyagi.jp/">http://www.city.tome.miyagi.jp/</a>

## 経緯

第3次豊里町長期総合計画において、基本理念「生涯にわたり安心して暮らせる町づくり」を実現するための基本計画の一つとして位置づけている。

具体的には、①幼児から児童生徒までの一貫した教育プログラム(H15.11 小中一貫教育特区認定)による「豊里らしさ」の醸成を図り、②一町民・一文化・一趣味の実現を推進するものである。

## 事業費・補助事業



## 事業の参考点等

- ・ まち交大賞 平成17年度 テーマ賞受賞
- ・ 当初企画課が所管（教育庁・都市計画にまたがる案件）だが、現状は都市計画課が所管
- ・ 中高一貫校設置、コミュニティ施設整備、河川公園の整備を一体的に構想した点が参考となる。

②	広島県庄原市	テーマ：まちづくり	活用補助金：中心市街地商業等活性化総合支援事業
事業内容		ワークショップの設置、「蔵」の改装	
<p>1. 概要</p> <p>高速道路 I C 近郊に自然公園など大型集客施設が相次いでオープンし、多くの観光客が訪れるようになったが、中心市街地は、相変わらず沈滞していた。そこで、市民の有志が、「街の面白スポット」を探し始め、市の協力を受け、ワークショップを設け、さまざまなワークショップごとに市民グループが生まれ、その活動拠点も整備した。</p> <p>2. 事業内容（全体事業）</p> <p>(1) さまざまなワークショップの活動（2003年4月） 6つの市民参加のワークショップを設け、テーマごとに活発な市民参加、市民活動を展開している。県立大学の学生も参加。</p> <p>(2) 市民交流サロン「ラッキー」の設置（2003年11月） 「しようばら国際交流協会」「産学官連携推進機構」も入る。 庄原市商工観光課の事務所も2階に入る。（2005年11月）</p> <p>(3) 「楽笑座」の整備（2004年11月） 街にコンサートや演劇、展示、映画など楽しめる場をつくろうと「楽笑座ワークショップ」の活動の中で、古い造り酒屋「蔵」を改装し、2005年3月にオープンする。</p> <p>【楽笑座施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休憩所、音楽、演劇、芸能活動、講演会、飲食を楽しめるスペース</li> <li>・ 多目的スペース、映画、BC放送、展示、会議、ビデオ作品の発表等として活用</li> <li>・ 楽笑座企画会（ワークショップ）の管理運営</li> </ul>			
問合せ先	広島県庄原市商工観光課 〒727-0012 広島県庄原市中本町二丁目5-6 TEL 0824-73-1179 FAX 0824-72-0075		
関連ホームページ	<a href="http://www.city.shobara.hiroshima.jp">http://www.city.shobara.hiroshima.jp</a>		

経緯	<p>2003年4月 「しょうばら産学官連携推進機構」設立</p> <p>2003年6月 6つのワークショップ統合発足</p> <p>2003年11月 市民交流サロン「ラッキー」の設置</p> <p>2005年3月 楽笑座オープン</p>
事業費・補助事業	<p>2004年度</p> <p>中小市街地商業等活性化総合支援事業費補助事業（経済産業省）</p> <p>「楽笑座」の整備事業に活用</p> <p>敷地面積 : 1,003㎡（民間地借上げ）</p> <p>建物 : 273㎡（市財産・補助金を活用して整備）</p> <p>総事業費 : 44,517千円</p> <p>補助対象 : 35,524千円（補助率1/2）</p> <p>補助金 : 17,762千円</p>
事業の参考点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市郊外に観光資源が整備され、年間100万人の集客はあったが、市街地への集客は沈静化したまままでさびしい限りであった。その集客を市街地中心へ誘客、回遊させるためにどのようにしたら可能か、多くのアイデアが市民参加のワークショップで発揮された。</li> <li>・市民参加のワークショップ（6つのワークショップ）が行われ、多くのアイデアが行われ成功している。</li> <li>・県立大学の学生も参加し、若い感覚も生かされる。日帰り観光から体験滞在型観光がねらいであるのでそのためのアイデアを積極的に実行している。</li> <li>・将来目標として、庄原市および近隣市町村を含めた広域的都市機能の核となることを目的としており、ワークショップの夢は大きい。</li> </ul> <p>※現在は、中心市街地商業等活性化総合支援事業は廃止されているが、重点的に支援を受けることができる「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金」がある。</p>

③	鹿児島県 薩摩川内市	テーマ：まちづくり 観光振興	活用補助金：中心市街地等商店街・商業集積化 成果施設整備費補助金
---	---------------	-------------------	-------------------------------------

事業内容	川内駅の駅舎・特産品館、駅周辺の道路・広場などの整備
------	----------------------------

## 1. 概要

九州新幹線鹿児島ルートの開業により、川内駅は鹿児島市や北部九州へのアクセスが容易になった。特に博多へは1時間以上の時間短縮、県庁所在地鹿児島市へは最短12分で到着できるようになった。

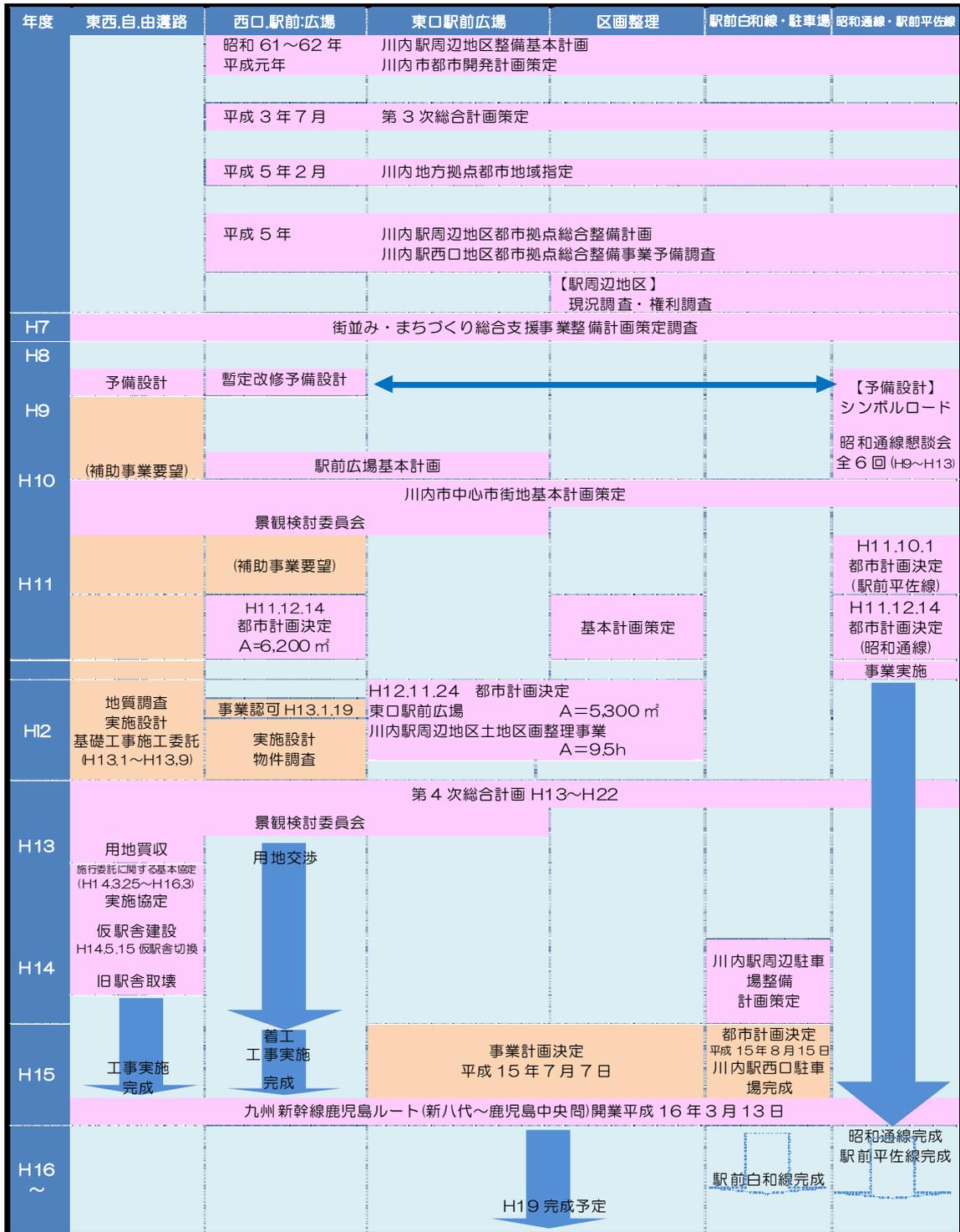
川内駅周辺で観光客などが快適、安全に利用できるように整備を進めてきた。

## 2. 事業内容と事業費・補助事業

区分	事業概要	主な施設	整備目的
駅前白和線 (川内駅西口 駐車場) 整備 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画決定：平成15年8月15日</li> <li>全体事業費：約7億8,000万円(うち駐車場部分約2億6,500万円)</li> <li>整備手法：交通連携推進街路事業(結節点改築)</li> <li>中心市街地等商店街・商業集積化成果施設整備費補助金(駐車場のみ)</li> <li>事業年度：平成15年度～平成17年度(うち駐車場部分平成15年度)</li> <li>事業主体：川内市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前白和線 <ul style="list-style-type: none"> <li>■整備延長：165m</li> <li>■幅員：18m(歩道4.5m×2：両側、車道9.0m)</li> </ul> </li> <li>川内駅西口駐車場 <ul style="list-style-type: none"> <li>■駐車場：170台</li> <li>■構造：3層4段</li> <li>■ソーラーパネル：5kw</li> <li>■懸垂幕：2基</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅利用のためのパーク&amp;ライド駐車場</li> <li>駅利用のためのパーク&amp;ライド駐車場きせふるさと館利用者の駐車場</li> <li>道路整備による快適な歩行空間の確保</li> </ul>
川内駅周辺地区土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象面積：約9.5ha</li> <li>都市計画決定：平成12年11月24日</li> <li>全体事業費：約39億2,000万円</li> <li>事業年度：平成15年度～平成19年度</li> <li>事業主体：川内市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川内駅東口駅前広場 <ul style="list-style-type: none"> <li>■面積：5,300㎡</li> <li>■平成通線</li> <li>■整備延長：129m</li> <li>■幅員：26m(歩道8.0m×2：両側、車道10.0m)</li> </ul> </li> <li>平成加治屋馬場線 <ul style="list-style-type: none"> <li>■整備延長：511m</li> <li>■幅員：18m(歩道4.5m×2：両側、車道9.0m)</li> </ul> </li> <li>横馬場田崎線 <ul style="list-style-type: none"> <li>■整備延長141m</li> <li>■幅員：14m～17m</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州新幹線鹿児島ルート川内駅の設置を契機として、川内駅東側の道路、駅前広場、公園前の都市基盤整備を土地区画整理事業により行う。</li> <li>交通結節機能の強化及び利便性の高い商業基盤整備、良好な居住環境の整備を行うことにより広域的な交流・連携を高めるとともに質の高い都市環境の創出を図る。</li> </ul>
新しい川内駅 (川内駅東西自由通路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>延長：約74m</li> <li>幅員：約8m</li> <li>全体事業費：約16億4,000万円</li> <li>整備手法：交通連携推進街路事業(結節点環境改善)</li> <li>事業年度：平成11年度～平成15年度</li> <li>事業主体：川内市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多目的トイレ2箇所</li> <li>■エレベーター2箇所(各1基20人乗り)</li> <li>■エスカレーター2箇所4基(上下各2基)</li> <li>■階段2箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>線路で分断されている東西地区の連絡通路の整備。</li> <li>駅東地区から駅へのアクセス確保。</li> <li>橋上駅の特性を生かした快適空間の創造。</li> <li>バリアフリーへの配慮。</li> </ul>
新しい川内駅 (川内市観光特産品館「きせふるさと館」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積：約814㎡</li> <li>建設費：約3億5,000万円</li> <li>整備手法：交通連携推進街路事業(結節点環境改善)</li> <li>中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金</li> <li>事業年度：平成14年度～平成15年度</li> <li>事業主体：川内市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■飲食施設：特産料理店、ファーストフード店</li> <li>■観光案内、公共サービス等コーナー：観光案内所やATMの設置</li> <li>■情報関連コーナー：高速インターネット施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州新幹線鹿児島ルートの開業を契機とした観光特産品間の整備。</li> <li>駅を単なる「駐車場」としてではなく、「人」「物」「情報」の交流の場の中心拠点として整備。</li> </ul>
川内駅西口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備面積：約6,200㎡</li> <li>都市計画決定：3・2・1号昭和通線(H11.12.14)</li> <li>全体事業費：約9億3,000万円</li> <li>整備手法：交通連携推進街路事業(結節点改築)</li> <li>まちづくり総合支援事業</li> <li>事業年度：平成12年度～平成15年度</li> <li>事業主体：川内市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バス停：3バス(待機用1バス)</li> <li>■タクシー乗降場：4バス</li> <li>■一般車乗降場：4バス</li> <li>■タクシープール：16台</li> <li>■一般車駐車場：30台(うち身体障害者駐車スペース2台)</li> <li>■モニュメント、シンボルツリーなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー対応など快適な歩行空間の確保</li> <li>バス停、タクシー、一般車乗降場整備による交通連携の改善。</li> <li>川内の陸の玄関としての印象的な空間づくり。</li> </ul>
昭和通線	<ul style="list-style-type: none"> <li>延長：340m</li> <li>幅員：36m</li> <li>都市計画決定：3・2・1号昭和通線(H11.12.14)</li> <li>全体事業費：約11億円</li> <li>整備手法：街路事業(シンボルロード事業)</li> <li>事業年度：平成12年度～平成16年度(予定)</li> <li>事業主体：鹿児島県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国道3号側 <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道・自転車道8.5m×2(両側)</li> <li>車道15m(4車線及び右折車線)</li> </ul> </li> <li>■川内駅側 <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道・自転車道11.5m×2(両側)</li> <li>車道9m(2車線及び右折車線)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広幅員の歩道と自転車道整備による「あんしん歩行エリア」の形成。</li> <li>地元住民の意見をとり入れた街路樹(ケヤキ)の連続設置による快適な歩行空間の確保。</li> <li>電線類の地中化による良好な景観形成とバリアフリー化、防災性の向上。</li> </ul>
駅前平佐線	<ul style="list-style-type: none"> <li>延長：700m</li> <li>幅員：13m(歩道5.5m(片側)、車道6.0m)</li> <li>都市計画決定：3,5,12号駅前平佐線(H11.10.1)</li> <li>全体事業費：約14億円</li> <li>整備手法：街路事業</li> <li>事業年度：平成11年度～平成16年度(予定)</li> <li>事業主体：鹿児島県</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>川内市街地と郊外、鹿児島空港等を結ぶ重要な幹線道路。</li> <li>周辺市町から川内駅への重要なアクセス道路として整備。</li> <li>渋滞解消や歩行空間の確保により交通の円滑化を図る。</li> </ul>

問合せ先	〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号 TEL：0996-23-5111 薩摩川内市都市計画課
関連ホームページ	<a href="http://www.city.satsumasendai.lg.jp/">http://www.city.satsumasendai.lg.jp/</a>

経緯



事業の参考点等

新幹線の伸延を契機に、駅舎・駅前道路・区画整理を同時に実施するとともに、国土交通省の道路整備事業等と同時期に実施することで、効果的に施策が遂行できた。

※現在、中心市街地等商店街・商業集積化成果施設整備費補助金は廃止されている。

参考サイト	まち交ネット・まちづくり交付金情報交流協議会	テーマ：まちづくり
-------	------------------------	-----------

内容	まちづくりに関する情報提供組織とWebサイトの紹介	
----	---------------------------	--

1. まちづくり交付金情報交流協議会概要

まちづくり交付金情報交流協議会は、まちづくり交付金を活用して地域の創意工夫を活かしたまちづくりの推進を目指す地方公共団体が集い、情報交流を行う組織として平成18年2月に新たに設立された。

まちづくり交付金情報システム(まち交ネット)を活用した全国の様々な取組み事例についての情報の入手や交換、まちづくりに関する課題の解決や先進の事例についての講習会や勉強会などを通して、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを促進することを目的としている。

加入により、国土交通省の最新かつ多様な情報が得られることはもとより、これからまちづくり交付金の活用を計画・構想の地方公共団体には、他では得られないノウハウや先進事例など、多くの情報をいち早く得られ、地域の特性に合わせたまちづくりが期待できる。

また、まちづくり交付金を活用している地方公共団体には、多くの事例や最新情報を活用することで、より効率的で効果的なまちづくり交付金の活用が可能となる。



まちづくり交付金情報システム

○会費

地方公共団体の規模やまちづくり交付金事業の活用地区数などを勘案し、右記のような会費設定としております。

年会費(平成19年度から適用)

○入会方法

まちづくり交付金情報システム(まち交ネット)のウェブサイトから入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、裏面事務局へ電子メールもしくはFAXにて申し込む。※都道府県は特別会員(会費無料)

種別	年会費
政令市	50,000円
特別区・市	30,000円
町・村	10,000円

問合せ先	まちづくり交付金情報交流協議会事務局 財団法人都市みらい推進機構内担当 稲岡、富田、船越 〒112-0013 東京都文京区音羽 2-2-2 アベニュー音羽 3F TEL03-5976-5860 FAX03-5976-5858 e-mail:jimukyoku@machikou-net.org
関連ホームページ	<a href="http://www.machikou-net.org/">http://www.machikou-net.org/</a>

## 活動概要

### ○まちづくり交付金情報システム(まち交ネット)の利用

- ・ 全国の活用地区一覧と都市再生整備計画書
- ・ 活用地区の事業内容の詳細な検索
- ・ 制度に関する Q&A、事業評価に関する情報
- ・ 実務担当者間の情報交換、意見交換など

全国の活用地区の情報が検索できる唯一のシステム「まち交ネット」を活用して、それぞれの地域にあわせたまちづくり交付金活用の参考としていただくとともに、国土交通省を交えた双方向の情報・意見交換が可能となる。協議会会員以外でのまち交ネット閲覧に比べ、少ない負担でより詳細な情報収集が可能となる。

また、現在、全国 1,300 箇所以上の活用地区すべての都市再生整備計画書を掲載し、事業内容をフリーワードで検索できるシステムとなる予定。

### ○講習会、勉強会への参加

- ・ 先進事例の講義・地域資源を活かした取組みの研究など

協議会独自の講習会、勉強会に参加いただくことで、まちづくり交付金に関する最新の情報をはじめ、全国の最新事例や個性あるまちづくりについての情報収集が可能となり、まちづくりの課題解決や取組みへの参考とすることができる。

### ○国土交通省からの情報提供

- ・ 制度に関する最新情報
- ・ まちづくりに関するその他関連の施策情報など

国土交通省から制度改正等に関する最新情報や今後の動向など、多様な情報を提供いただくとともに、あわせて関連する施策情報の提供を受け、随時、会員の皆様に情報提供する。

## 協議会の状況

○設立平成 18 年 2 月

○会長松山市長中村時広

○会員数 390 団体(平成 19 年 7 月現在)

## 活用のポイント

○まちづくり交付金の先進事例は効果、目標の設定等に非常に役立つと考える。

○協議会入会により、まち交ネット利用会費に比べて安価に利用できることがポイントである。

④	横川商店街振興組合 (広島県広島市)	テーマ：商業振興 まちづくり	活用補助金：商店街中心商店街推進事業 助成金
---	-----------------------	-------------------	---------------------------

事業内容	商店街中心商店街推進事業
------	--------------

## 1. 概要

横川駅前のバス路線の大幅減、アストラムラインなどの影響で、商店街の地盤沈下が目立った頃、横川商店振興組合が発足し、高度化資金の利用でカラー舗装を行った。同時に市の援助で「レトロバス」の運行を始め、周辺地域に呼びかけ「ふしぎ市」を開催した。

2003年に広島県で初めて常設エコステーションをオープンし、環境問題にも積極的に参加しており、商店街活性化に熱心に取り組んでいる。

## 2. 事業内容（全体事業）

- (1) 商店街活性化対策として早くからカラー舗装に取り組むと同時に「レトロバス」の運行に取り組む。(県内広く評判になる。) 現在は「かよこバス」として日本最初の国産バスを運行している。

【かよこバス】



- (2) 近郊の横川町商店街連合会と共催で、「ふしぎ市」を開催し、今年第12回を迎えている。「ふしぎ市」では、マグロの解体ショーや地元Jリーグ選手との交流、地震体験、女性プロ棋士による囲碁教室など多くの珍しい催物が考えられている。

- (3) アーティストにやさしい街づくりなどアーティストの支援を積極的に行っている。商店街の中心にある専門学校の学生によるライブ、キャラクターコンテスト授賞式、ゲーム大会など共同によるイベントも積極的に行っている。

問合せ先	横川商店街振興組合 〒733-0011 広島市西区横川町3丁目1番18号 TEL 082-232-2434 FAX 082-232-2436
------	---

関連ホームページ	<a href="http://www.yokogawa.or.jp">http://www.yokogawa.or.jp</a>
----------	---

経緯	<p>1993年 中心商業活性化推進事業助成金</p> <p>1997年 カラー舗装等環境整備事業</p> <p>1997年 商店街中心商店街推進事業助成金</p>
事業費・補助事業	<p>平成8年 カラー舗装等環境整備工事 高度化資金の活用</p> <p>平成8年 商店街中心商店街推進事業助成金（助成率1／2） 事業費 10,000千円 内助成金 5,000千円</p>
事業の参考点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラー舗装と同時にそのカラー舗装を生かすように「レトロバス」の運行を広島市の援助を得て行う。さらに最近では発展させて「かよこバス」として市民の人気を得ている。</li> <li>・ 横川商店街の周辺地域に呼びかけ、大きなイベント「ふしぎ市」を実現させ、広域に集客をはかっている。</li> <li>・ 空き店舗対策として、常設のエコステーションを設置し、環境対策にもなり、ゴミ対策にもなり、お客様サービスにもなるようにセットしている。</li> <li>・ 空き店舗対策として、「チャレンジSHOPよこがわ」として、貸し店舗を格安料金で募集している。希望者が多い。</li> <li>・ 原爆焼け跡からの復興といったバイタリティが、役員の中にはまだ残っており、商店街活性化に向けて打つ手が早い。</li> </ul> <p>※現在、商店街中心商店街推進事業助成金は廃止されているが、商店街等の中心市街地活性化に活用可能な支援は多い。</p>

⑤	北海道旭川市	テーマ：農林水産業振興	活用補助金：強い農業づくり交付金
事業内容	旭川農村ドライブラリー・朝市直売所スタンプラリー		
<p>1. 概要</p> <p>旭川市は、水稲をはじめ、畑作、野菜、果樹、酪農の多様な生産を行う農業都市である。また、約36万人の人口を有する消費地でもある。</p> <p>地元で生産したものを地元で消費する「地産地消」の必要性が高まる中において、消費者である市民に地元の農業を知ってもらい消費につなげていくことを目的としている事業である。ドライブラリーは8月上旬の2日間で生産者との会話、ほ場の見学と農産物の収穫や農作業の体験機会を提供する。スタンプラリーは朝市や直売所を巡り、多くの市民に旭川で農業者が行っている直売活動の様子を伝え、販売現場を実際に訪れてもらうことで、生産者と消費者の交流、顧客の獲得、地場農産物の消費拡大を目指す。</p> <p>2. 事業内容</p> <p>2-1 農村ドライブラリー 事業予算額 336,000円</p> <p>(1) 開催日時 平成19年8月4日(土)、5日(日) 両日とも午前10時から午後4時</p> <p>(2) 開催場所 旭川市農業センターを起点・終点とした市内一円</p> <p>(3) 参加定員 300名</p> <p>(4) 申込方法 7月20日(金)～27日(金)に農業振興課へ電話による事前申込み。</p> <p>(5) 開催告知の方法 市民広報、新聞、フリーペーパー、農業振興課ホームページ等</p> <p>(6) 開催当日の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業センターにて受付、スタンプカード(及び地図)を受け取る。</li> <li>・開催時間中に市内のポイントを回り体験等をしながら、スタンプを集める。</li> <li>・ポイント～市内の農場、農産物直売所等6カ所</li> <li>・農業センターに戻り、景品、アンケート用紙等を受け取る。</li> </ul> <p>(7) 開催後の対応</p> <p>ラリー中に購入・収穫した農産物、農業体験、旭川の農業等についての意見・感想をアンケート用紙にて集約。アンケートの結果は、農業者にフィードバックし、コメントを添えて農業振興課ホームページに掲載。</p> <p>2-2 朝市・直売所スタンプラリー 事業予算額 164,000円</p> <p>(1) 開催期間 平成19年7月21日(土)から9月17日(月)まで</p> <p>(2) 開催場所 市内一円の朝市・夕市・直売所、買物公園まいど朝市</p> <p>(3) 参加定員 500名。スタンプカードの配布終了をもって定員達成と見なす。</p> <p>(4) 参加方法 参加者がスタンプカードを各自取って参加</p> <p>(5) 開催告知の方法 市民広報、新聞、フリーペーパー、農業振興課ホームページ等</p> <p>(6) 参加の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直売所等に置かれたスタンプカードを入手。</li> <li>・身近な地域の直売所を回り、スタンプを集める。地場産品購入の際にはスタンプカードに添付している割引券を利用できる。(対応可能な直売所のみ。50円券1～2枚)</li> <li>・5カ所以上スタンプを集めたら、スタンプカードに切手を貼って農業振興課へ応募。</li> </ul> <p>(7) 開催後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募した参加者の中から抽選で旭川米「大雪山見て育ったの」5kgを、全ポイントを回った参加者には完走証と記念品をプレゼント。</li> <li>・利用のあった割引券を回収し、枚数に応じた金額をポイントに補填。</li> </ul>			
問合せ先	旭川市役所農政部農業振興課 住所：旭川市4条通9丁目 朝日生命ビル4階 電話：(0166)25-7417 FAX：(0166)26-8624		
関連ホームページ	<a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nougousinkou/index.htm">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nougousinkou/index.htm</a>		

経緯

ドライブラリー	H16	H17	H18	H19
ポイント数	10	7	7	6
参加申込者 (組数)			255 91	202 101
参加者 (組数)			210 75	160 55
ゴール者	213	203	204	160
完走者			136	81
スタンプラリー				
応募必要スタンプ数 /ポイント数	6/8	4/9	4/10	5/10
用紙設置枚数			800	1,000
用紙配布枚数			662	849
応募者	65	61	84	64
完走者	52	18	29	25

事業費・補助事業

平成19年度事業費の内訳

区分	金額
事業費	500千円
市費	250千円
道費（強い農業づくり交付金：産地競争力の強化（地産地消））	250千円

事業の参考点等

- ・地産地消と併せて地域住民への農業理解増進を図る事業である。
- ・農協や市営の販売拠点とともに朝市をポイントに加えることで地域農業者の生の声を聞けるよう配慮している。
- ・手軽なスタンプラリーと深く学べるドライブラリーを組み合わせている。

⑥	和歌山県東牟婁郡 串本町	テーマ：農林水産業振興	活用補助金：強い水産業づくり交付金
事業内容		地元水産物を紹介・販売・飲食等する施設の整備	
<p>1. 概要</p> <p>串本町は本州の最南端にあたり、漁業が盛んであり、水産業は町の基幹産業となっている。町の長期計画の基本構想においても、水産業は観光業と並んで中心に位置づけられており、養殖マダイやカツオのブランド化や、体験漁業や漁業者の家への民泊等による修学旅行の誘致、また地元商工会は町の魚のトビウオを生かした地域ブランドの確立に向けて取り組みを行っている。</p> <p>しかし、水産業をPRする施設がなかったことに加え、県の体験や見学が可能な開かれた水産研究施設の整備計画をきっかけに、同施設の誘致と水産業のPRを狙い施設の整備を検討した。その結果、平成18年6月に県の水産研究施設が串本町内に整備され、その隣の県用地に「強い水産業づくり交付金」を活用し、平成19年5月に串本町都市交流海洋施設「水門まつり」を整備した。</p> <p>2. 事業内容</p> <p>平成17年度事業で、先行して公衆トイレ（67.06m<sup>3</sup>）を整備し、平成18年度事業で「水門まつり」を整備した。「水門まつり」は、木造2階建てで、1階が魚介類を中心とした展示・販売及び町の観光・情報コーナー、2階が地元のマグロ等の魚介類を中心としたレストランとなっている。</p> <p>管理は、指定管理者として地元の水産会社が行っている。</p> <div data-bbox="421 1070 1286 1706" data-label="Image"> </div> <p>【串本町都市交流海洋施設「水門まつり」】</p>			
問合せ先		〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800 番地 TEL:0735-62-0555	
関連ホームページ		<a href="http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/">http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/</a>	

経緯	<p>H16 串本町都市交流海洋施設建設推進協議会設立 (地元企業、NPO、町等)</p> <p>H17 事業開始(公衆トイレ整備)</p> <p>H18 本棟及び周辺整備 県の水産研究施設整備完了</p> <p>H19.5 「水門まつり」オープン 地元水産会社が指定管理者</p>																																	
事業費・補助事業	<p>平成17年18年の2年間、強い水産業づくり交付金のうち漁村コミュニティ基盤整備事業を活用した。</p> <p>【事業費】</p> <table border="1" data-bbox="308 898 1362 1137"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">整備箇所</th> <th rowspan="2">事業費(千円)</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>公衆トイレ</td> <td>50,000</td> <td>25,000</td> <td>4,400</td> <td>20,600</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>本棟及び周辺整備</td> <td>100,000</td> <td>50,000</td> <td>400</td> <td>49,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施設概要】</p> <table border="1" data-bbox="264 1256 1402 1543"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体</th> <th>公衆トイレ</th> <th>駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>1階:152.03m<sup>3</sup> 2階:128.32m<sup>3</sup></td> <td>67.06m<sup>3</sup>(8.5m×7.5m) 便器数(男性用6、女性用5、 身障者用1)</td> <td>約1,100m<sup>3</sup> (乗用車17台、バス2台、 身障者用2台)</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>木造2階建て</td> <td>木造平屋建て</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	整備箇所	事業費(千円)	内訳			国	県	町	平成17年度	公衆トイレ	50,000	25,000	4,400	20,600	平成18年度	本棟及び周辺整備	100,000	50,000	400	49,600		本体	公衆トイレ	駐車場	面積	1階:152.03m <sup>3</sup> 2階:128.32m <sup>3</sup>	67.06m <sup>3</sup> (8.5m×7.5m) 便器数(男性用6、女性用5、 身障者用1)	約1,100m <sup>3</sup> (乗用車17台、バス2台、 身障者用2台)	構造	木造2階建て	木造平屋建て	
年度	整備箇所				事業費(千円)	内訳																												
		国	県	町																														
平成17年度	公衆トイレ	50,000	25,000	4,400	20,600																													
平成18年度	本棟及び周辺整備	100,000	50,000	400	49,600																													
	本体	公衆トイレ	駐車場																															
面積	1階:152.03m <sup>3</sup> 2階:128.32m <sup>3</sup>	67.06m <sup>3</sup> (8.5m×7.5m) 便器数(男性用6、女性用5、 身障者用1)	約1,100m <sup>3</sup> (乗用車17台、バス2台、 身障者用2台)																															
構造	木造2階建て	木造平屋建て																																
事業の参考点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の水産物をPRする施設整備と同時に、県の研究施設の誘致を行っている。</li> <li>・PR施設の用地は、県用地を利用している。</li> <li>・非公共事業で、営業施設の整備に活用できる補助金が少ない。</li> <li>・オープンして1年経っていないが、利用状況は良い。</li> <li>・今後、効果の検証が課題であり、売上や利用者数だけではなく、間接的な効果を検証する必要があると考えている。</li> </ul>																																	

⑦	大分県豊後高田市	テーマ：観光振興 農林水産業振興	活用補助金：強い水産業づくり交付金 他
---	----------	---------------------	------------------------

事業内容	ブルーツーリズムの実施体制の構築
------	------------------

1. 概要

豊後高田市は、平成 17 年 3 月 31 日に、旧豊後高田市、旧真玉町、旧香々地町が合併し、現在の豊後高田市となった。市は合併により、新市中心部から遠く高齢化率も高い香々地地区の地域活力が低下する懸念と、市の周遊観光推進の観点から、香々地地区の資源を活用した観光の振興を検討した。

香々地地区は、平成 15 年から地域のイベントの際に、建干網や柵網等の体験漁業を行っており、子供連れを中心に人気があった。そこで、体験漁業を観光の中心とするため、平成 18 年から商工会青年部と漁業者が中心となり「香々地漁業活性化協議会」を発足させ、ブルーツーリズムの取組が本格化した。さらに、地区内への滞在時間の延長と宿泊客を導くために、グリーン・ツーリズム（農作業体験）や加工体験等のプログラムの拡大をめざして、民宿関係者や J A、自治委員等のメンバーを追加し、平成 19 年に「香々地ツーリズム協議会」に改称した。

周年体験漁業が実施できる体制を整備した平成 19 年度は、8 月末までに企業の福利厚生などで 1,040 名の利用があり、10 月までにさらに 1,650 名の予約を受け付けるなどの実績をあげ、利用客の一部は地区内の宿泊施設を利用する効果も見られる。



2. 事業内容

平成 15 年～17 年まで、イベントで体験漁業の試験的な実施を行うことでノウハウを蓄積し、平成 18 年度は本格的なブルーツーリズムの取組に向けて PR を兼ねてモニターツアーを行った。

右：香々地ツーリズム協議会のホームページ

問合せ先	〒872-1207 大分県豊後高田市見目 118 番地 香々地町商工会内 香々地ツーリズム協議会 電話：0978-54-2131 又は、同住所 豊後高田市 香々地庁舎 地域総務 2 課 電話：0978-54-3111
------	--

関連ホームページ	<a href="http://www.kakaji.info/">http://www.kakaji.info/</a>
----------	---

経緯	<p>平成 15 年 イベントでの体験漁業の実施 1 回（建干網）</p> <p>平成 16 年 イベントでの体験漁業の実施 2 回（建干網、桝網）</p> <p>平成 17 年 イベントでの体験漁業の実施 3 回（建干網、桝網）</p> <p>平成 18 年 「香々地漁業活性化協議会」設立  モニターツアーの実施（建干網、桝網、かご網）  企業、小学生、旅行会社等をモニターとして選出。</p> <p>平成 19 年 「香々地ツーリズム協議会」に組織変更  地域内の民宿等への宿泊と体験漁業がセットになった「宿泊コース」のメニューを新設。  平成 19 年度中に、グリーン・ツーリズム（農作業体験）や加工体験メニューを追加する予定。</p>																																	
事業費・補助事業	<p>平成 15 年～17 年は、体験漁業の試験実施に水産庁の、水産業振興総合対策事業（平成 17 年は、強い水産業づくり交付金）を活用し、先進地の視察や試験実施時の漁船のチャーターを行った。</p> <p>平成 18 年は、モニターツアーの実施に大分県の地域活性化総合補助金（活性化チャレンジ枠）を活用し、アンケート等を行い誘客手法や漁業体験メニューの選定について検証を行った。</p> <p>平成 15～17 年度の事業実施主体は、旧香々地町、平成 18 年度は香々地漁業活性化協議会。</p> <table border="1" data-bbox="268 1220 1401 1601"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業費 (千円)</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市・町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>水産業振興総合対策事業</td> <td>1,000</td> <td>500</td> <td>0</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>水産業振興総合対策事業</td> <td>1,200</td> <td>600</td> <td>0</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>強い水産業づくり交付金</td> <td>1,100</td> <td>550</td> <td>0</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>地域活性化総合補助金</td> <td>1,174</td> <td>0</td> <td>924</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業内容	事業費 (千円)	内訳			国	県	市・町	H15	水産業振興総合対策事業	1,000	500	0	500	H16	水産業振興総合対策事業	1,200	600	0	600	H17	強い水産業づくり交付金	1,100	550	0	550	H18	地域活性化総合補助金	1,174	0	924	250
年度	事業内容				事業費 (千円)	内訳																												
		国	県	市・町																														
H15	水産業振興総合対策事業	1,000	500	0	500																													
H16	水産業振興総合対策事業	1,200	600	0	600																													
H17	強い水産業づくり交付金	1,100	550	0	550																													
H18	地域活性化総合補助金	1,174	0	924	250																													
事業の参考点等	<p>ブルーツーリズムを中心とした観光推進を行う上で、3 年間の補助事業によるノウハウの蓄積が重要なステップになり、また当時の来客者から体験漁業の実施に関する問い合わせが多く、PR 活動の一角となったようである。</p> <p>また、平成 18 年度から「強い水産業づくり交付金」のメニューから体験漁業に関する支援がなくなっているが、平成 19 年度は「活力ある漁村づくりモデル育成事業」が新規に始まり、都市漁村の交流を含んだ漁村活性化に資する先進的で他地域への波及効果が高い取組への支援メニューができている。</p>																																	

参考サイト	Green Tourism グリーン・ツーリズム	テーマ：観光振興・農林水産業振興
内容	グリーン・ツーリズムに関する情報提供Webサイトの紹介	
<p>1. サイトの概要と目的</p> <p>都市と農山漁村の共生・対流の促進や都市との交流促進を通して、農山漁村地域の活性化に貢献することを目的に、農林水産省の補助事業で平成15年度から財団法人都市農山漁村交流活性化機構が運営しているグリーン・ツーリズムに関するポータルサイト。</p> <p>2. サイトの特徴</p> <p>農家レストラン、農産物直売所、農家民宿、伝統的な祭り、温泉、農林漁業体験施設、体験プログラム、体験ツアー、市民農園などの情報を「いつでも、どこでも、だれでも」情報が入手できるように情報提供している。</p> <p>1) グリーン・ツーリズムの情報を、カテゴリ（食べる、体験する、交流する、見る等）別と地域別で検索可能。</p> <p>2) 地域のイベント等の新着情報や、都市生活者のグリーン・ツーリズムの体験談「GT体験記」や営農支援など農村の支援ボランティア「GTボランティアネット」の紹介をしている。</p> <p>3) 地域から提供を受けた写真をポータルサイトのトップページに掲載している。</p> <p>4) 外国からの旅行者を対象とした、英語、韓国語、中国語による日本のグリーン・ツーリズムの紹介をしている。</p> <p>5) イベントやツアー等のパンフレットを掲載したり、HPをリンクしたりすることも可能。</p>		
サイトの経緯	<p>平成15年12月22日 開設</p> <p>平成18年度末までに、3回リニューアル</p>	
参加資格・費用		
<p>参加対象団体は、都道府県、広域連合、市町村、協議会、NPO等。</p> <p>参加費用は、無料。</p>		
問合せ先	<p>財団法人 都市農山漁村交流活性化機構</p> <p>広報情報センター部 TEL：03-3548-2716</p> <p>E-Mail：gt@ohrai.jp</p>	
ポータルサイト URL	<p><a href="http://www.furusato.or.jp/">http://www.furusato.or.jp/</a></p>	

# ポータルサイトのトップページ



**Green Tourism** | グリーン・ツーリズム  
財団法人 都市農山漁村交流活性化機構

Google

このサイトを検索  Webを検索



**旬な情報 >> index**

- ▶ 産葉仙人 大海津と行く 秋本番！きのこ探訪ツアー
- ▶ わくわくのりくり大宇 農業会育感動講座2007
- ▶ 原産 日野菜体験
- ▶ 富士山のふもとで「爽りの秋」を堪能！！
- ▶ 「鹿住州観光公社」HPがリニューアル！

**まちむら交流きこうからのお知らせ >> index**

- ▶ ふるさと回帰フェア2007 10月6日開催(東京大手町・小ロスタエ)！！

**Pick up Topics**



**2007年秋のおすすめGT情報**  
暑い夏が過ぎ、爽やかな秋がやってきました。まちむら交流きこうも全国各地からの秋オアシスのグリーン・ツーリズム情報が終々寄せられています。「食べる」、「見る」、「体験する」あなたなら田舎で何をやる？ さあ、農山漁村に出かけて秋を満喫しましょう。

※都道府県、市町村等関係者の皆様へ、情報提供のご協力をお願いいたします。完結は、財団法人都市農山漁村交流活性化機構 広報情報センター部 web@furusato.or.jp 詳しくはこちら >>

文字サイズ: 小さく 標準 大きく

**グリーン・ツーリズム**

- ▶ 「第7回 もらの伝統文化展覧」の募集について
- ▶ グリーン・ツーリズム
- ▶ きらめく農家レストラン2006年3月 発表中
- ▶ グリーン・ツーリズム
- ▶ サンケイリビング新聞でグリーン・ツーリズムの記事が掲載されました
- ▶ グリーン・ツーリズム
- ▶ 広報誌「地もの大好き 地産地消」が発行されました！
- ▶ グリーン・ツーリズム

**アーカイブ**

- ▶ GT情報簡単検索
- ▶ 農林漁業体験民宿データベース
- ▶ ビデオライブラリ
- ▶ グリーン・ツーリズム 関連リンク集
- ▶ 活性化データ&レポート
- ▶ 各種調査の一部を紹介するコーナーです。
- ▶ その他検索システム等

**他言語インデックス**

- ▶ Japan Green Tourism (English)
- ▶ 中国語サイト (中文)
- ▶ 韓国語サイト (Korean)

**関連サイト**

▶ (財)都市農山漁村交流活性化機構

**グリーンnavi カテゴリで探す**

- ▶ 春・夏 食べる
- ▶ 秋・冬 季節のオススメ情報
- ▶ 祭・イベント
- ▶ 体験ツアー
- ▶ 施設オープン
- ▶ 交流する
- ▶ 学ぶ
- ▶ 見る

**グリーンnavi 地域で探す**



詳しくはこちら >>

**GT入門**

**Web講座 農村遊び学**  
農山漁村の生活を少しのぞいてみよう！

**GT体験記**  
多くの人々に伝えたい、自らの貴重な経験と感動の体験記をご紹介します

**GTボランティアネット**  
各地で実施されているGTボランティアの代表的な活動事例をご紹介します

**ふるさと体験情報**  
ふるさと体験に役立つデータベース

詳しくはこちら >>

**月刊オーライ！ニッポン**

WEBマガジン 月刊オーライ！ニッポン 第2号

テーマ特集 農山漁村地区に吹く新しい風をテーマに全国各地で新しい取組を始めている人々を紹介するコーナーです。

オーライ！ニッポンの旗: オーライ！ニッポン大賞受賞地域を紹介するコーナーです。

オーライ！ニッポン特派員便り: オーライ！ニッポン会員の個人会員ならびにモニター会員の皆様から寄せられた全国各地の「みみより情報」、「おすすめ情報」をご紹介します。

## 活用のポイント

- ・ 他の団体の取組内容や都市生活者のグリーン・ツーリズム体験談が参考となる。
  - ・ 取組内容を紹介して頂くことが出来る。
  - ・ エコツーリズムやブルーツーリズムは、「オーライ！ニッポンWEBサイト」で紹介している。こちらのサイトも、都市と農山漁村の共生・対流に取り組む、これから取り組もうとする地域や行政関係者、NPO法人等の参考となる施策情報や取組事例等の情報を提供している。
- オーライ！ニッポンWEBサイト URL : <http://www.ohrai.jp/>

⑧	福岡県三潞郡大木町	テーマ:新規事業	活用補助金:バイオマスの環づくり交付金
事業内容		おおき資源循環センターの整備	
<p>1. 概要</p> <p>大木町は柳川市、大川市に挟まれ、合併に取り残された形となっている。し尿を海洋投棄で処理していたため、2007年3月の猶予の間にし尿処理のしくみを構築する必要があった。し尿処理を他市に委託する場合、追加20億円の設備投資負担を求められることがわかったため、資源循環手法などを検討し、し尿、浄化槽汚泥、生ゴミなどをメタン発酵により処理することとした。副産物である消化液（発酵後の残液）を水田に液肥（肥料）として散布することにより、し尿等の処理費の削減効果と液肥による新しい農業に成果が出つつある。</p> <p>2. 事業内容</p> <p>【処理システム】</p> <p>■施設の構成</p> <p>原料受入貯留・前処理施設、高温液化・メタン発酵設備  ガス貯留・エネルギー利用設備・液肥貯留設備・水処理設備、脱臭設備</p> <p>★メタン発酵施設（工事名：大木町有機資源循環施設建設工事）</p> <p>■敷地面積 3,850 m<sup>2</sup>  ■処理棟延床面積 520 m<sup>2</sup>  ■処理能力 生ごみ：3.8 t/日 し尿：7.0 k l/日 浄化槽汚泥：30.6 k l/日  ■処理方式 資源化：メタン発酵 水処理：高負荷脱窒素処理方式</p> <p>★管理学習棟・バイオの丘（工事名：大木町循環センター建設工事）</p> <p>■施設の概要</p> <p>管理学習（環境学習室、作業室、車庫、事務室 資料展示室 トイレ、車庫）・バイオの丘</p> <p>■構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 1階建  ■延床面積 460.48 m<sup>2</sup></p>			
問合せ先	おおき循環センター “くるるん” 〒830-0416 福岡県三潞郡大木町大字横溝 1331-1 TEL: (0944) 33-1231 / FAX: (0944) 33-1232 （ホームページに施設見学申し込み様式あり）		
関連ホームページ	<a href="http://kururun.jp/">http://kururun.jp/</a>		

経緯																							
H13.	構想・計画開始																						
H15.	バイオマスタウンに認定																						
H17～H18.	第1期整備事業（メタン発酵施設、外部施設・関連施設）																						
H18	メタン発酵施設稼働																						
H20～H21	農産物販売施設・郷土レストラン・交流広場整備																						
事業費・補助事業																							
<p>■おおき循環センター整備事業について</p> <p>□整備期間平成17年度～平成21年度(5年間)</p> <p>□総事業費約11億円(バイオマスの環づくり交付金補助率2分の1 町負担分の一部起債・交付税措置あり)</p> <p>□事業の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一期工事(平成17年度～平成18年度)</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">□メタン発酵施設</td> <td style="text-align: right;">5億1966万円</td> </tr> <tr> <td>□管理学習施設、バイオの丘</td> <td style="text-align: right;">1億8165万円</td> </tr> <tr> <td>  ・外部施設・関連設備など</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□外部液肥タンク、車庫</td> <td style="text-align: right;">約7800万円</td> </tr> <tr> <td>□液肥散布車両・運搬車両他</td> <td style="text-align: right;">約4000万円</td> </tr> <tr> <td>  ・第二期工事計画(平成20年度～平成21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□農産物直売所・郷土レストラン・交流広場など</td> <td style="text-align: right;">約1億9千万円</td> </tr> </table> <p>■おおき循環センター運営について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">□おおき循環センター運営費用概算</td> <td style="text-align: right;">約6千万円(年間)</td> </tr> <tr> <td>□ごみ処理費用軽減額</td> <td style="text-align: right;">8000万円～9000万円</td> </tr> <tr> <td>  ・燃やすごみ</td> <td style="text-align: right;">年間2000万円程度(負担総額8000万円程度)</td> </tr> <tr> <td>  ・し尿・浄化槽汚泥</td> <td style="text-align: right;">年間7000万円程度</td> </tr> </table> <p>□従来のごみ処理費用より、循環センター運営費用は減額。</p>		□メタン発酵施設	5億1966万円	□管理学習施設、バイオの丘	1億8165万円	・外部施設・関連設備など		□外部液肥タンク、車庫	約7800万円	□液肥散布車両・運搬車両他	約4000万円	・第二期工事計画(平成20年度～平成21年度)		□農産物直売所・郷土レストラン・交流広場など	約1億9千万円	□おおき循環センター運営費用概算	約6千万円(年間)	□ごみ処理費用軽減額	8000万円～9000万円	・燃やすごみ	年間2000万円程度(負担総額8000万円程度)	・し尿・浄化槽汚泥	年間7000万円程度
□メタン発酵施設	5億1966万円																						
□管理学習施設、バイオの丘	1億8165万円																						
・外部施設・関連設備など																							
□外部液肥タンク、車庫	約7800万円																						
□液肥散布車両・運搬車両他	約4000万円																						
・第二期工事計画(平成20年度～平成21年度)																							
□農産物直売所・郷土レストラン・交流広場など	約1億9千万円																						
□おおき循環センター運営費用概算	約6千万円(年間)																						
□ごみ処理費用軽減額	8000万円～9000万円																						
・燃やすごみ	年間2000万円程度(負担総額8000万円程度)																						
・し尿・浄化槽汚泥	年間7000万円程度																						
事業の参考点等																							
<p>○バイオマスの環づくり交付金を活用することによって通常の補助事業(1/3程度)に比べて、約1/2の補助を受けて、効率的に施設整備を実施。</p> <p>○地域住民との検討を進め、消化液の液肥利用を進め、農業振興を実現しつつある。</p> <p>○他市に委託していたごみ処理費用を削減できた上に、メタン発酵・生ゴミ収集事業という新しい事業を創出した。</p> <p>※現在、バイオマスの環づくり交付金は廃止されているが、地域バイオマス利活用交付金等がある。</p>																							

⑨	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町	テーマ：生活環境整備	活用補助金：中山間地域等直接支払事業 他
事業内容		定住者の受入体制整備・労働支援	
<p>1. 概要</p> <p>那智勝浦町の色川地域は、昭和28年頃、約3,000人の人口があったが、炭鉱の閉山等で人口が減少し、地域の崩壊につながりかねないという危機感から、昭和52年頃新規就農定住の受け入れが始まった。当初の受け入れ体制は、個人、地域住民レベルで農地や住宅の確保などのサポート体制であった。</p> <p>平成2年に、色川の人口が600人を下回り、より強力に地域の活性化を図る必要性から、地元有志が参画し「色川地域振興推進委員会」が結成され、受け入れ側の組織化が図られ、現在「色川地域振興推進委員会」が中心となり、定住体験、林業・農業体験、実習等の新規定住者への支援を積極的に行っている。</p> <p>那智勝浦町は、山村生活体験や農業実習の拠点となる町立「籠ふるさと塾」や、新規定住者の住宅となる「ふるさと定住促進住宅」の整備、また、「中山間地域等直接支払事業」を活用して、農業に従事する新規定住者の取組を支援している。</p> <p>その結果、平成19年4月1日現在、色川地域全体の人口465人のうち、新規定住者が152人と多くを占め、各種団体の責任者や消防団員などの地域に果たす役割が大きくなっている。定住住宅は、全て満室の状態であり、籠ふるさと塾は、延べ2千～3千人／年の利用がある。</p> <p>2. 事業内容</p> <p>平成7年には、町が廃校となっていた小学校の校舎を修復し、新規就業者技術習得施設「籠ふるさと塾」を開設し、平成7年～10年の間に「ふるさと定住促進住宅」を9棟整備（平成14年に教員住宅を改修し、1棟追加）し、また平成15年、16年に県営住宅の払下げを「緑の雇用担い手住宅」として各年2棟、計4棟（6世帯分）を整備した。</p> <p>新規定住者の多くが農業を行っており、平成13年から「中山間地域等直接支払い事業」を活用し、平成18年度は新規定住者の多い5地区で鳥獣被害に対する防止策や水路や農道の維持管理の為の共同作業、堆きゅう肥・アイガモ農法による安全な農作物の生産等に活用されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="379 1608 715 1787" style="text-align: center;">  <p>【籠ふるさと塾】</p> </div> <div data-bbox="922 1590 1200 1787" style="text-align: center;">  <p>【定住促進住宅】</p> </div> </div>			
問合せ先		那智勝浦町役場 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1 Tel：0735-52-0555	
関連ホームページ		<a href="http://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/">http://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/</a>	

経緯	
H3	色川地域振興推進委員会 を組織
H7	町立「籠ふるさと塾」整備
H7～10	「ふるさと定住促進住宅」整備（9棟）
H13～	「中山間地域等直接支払制度」活用開始
H14	「ふるさと定住促進住宅」教員住宅改修（1棟）
H15～16	「緑の雇用担い手住宅」県営住宅払い下げ（4棟）

事業費・補助事業						
名称	活用補助金等	年度	事業費（千円）			備考
			総事業費	国費	県費	
新規就業者技術習得施設（籠ふるさと塾）	中山間集落機能強化等促進事業（国）	H6～7年度	90,000	45,000	9,000	旧小学校校舎改修
ふるさと定住促進住宅（ふるさと住宅）	第三期活力ある山村づくり振興（県）	H7～10年度	94,029	—	45,000	9棟 H14:1棟改修 計10棟
緑の雇用担い手住宅（担い手住宅）	県営住宅（払い下げ）	H15～16年度	—	—	—	H15:2棟 （4世帯） H16:2棟 （2世帯）
中山間地域等直接支払制度	中山間地域等直接支払制度（国）	H13年度～	3,330	1,655	832	H18年度事業費

事業の参考点等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住者の多くが農業に就いているため、農業関連の支援を活用することで、定住後の生活の安定に繋がっている。</li> <li>・過去に移住して来た者が、現在は定住希望者の支援を行うなど住民が主体となって取り組んでいることが、成果を残している要因の一つのようである。</li> <li>・中山間地域等直接支払制度は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業を行う者が事業の対象となり、また1ha以上の一団の農用地が対象となるため、農用地の大きさの制限（1ha）をクリアするのに苦労した。</li> </ul>

参考サイト	交流居住のススメ 全国田舎暮らしガイド	テーマ：生活環境整備
内容	都市住民と過疎地域等の交流居住に関する情報提供Webサイトの紹介	
<p>1. サイトの概要と目的</p> <p>交流居住を求める都市住民に対して、交流居住に関する情報（それぞれの地方自治体における生活関連情報や滞在施設、体験プログラムなどの情報、田舎暮らしのノウハウ）を提供することにより、都市住民の新たなライフスタイルに対応するとともに、過疎地域等の活性化を図る目的で、設置したポータルサイト。</p> <p>2. サイトの特徴</p> <p>①検索機能</p> <p>目的に応じて「交流居住のタイプ別（ちょこっと、のんびり、どっぷり、行ったり来たり、学んでお手伝い）」、「地域別（都道府県、市町村別）」のほか、「キーワード」により検索できる。</p> <p>②サポートセンターからのお知らせ</p> <p>総務省の実施するイベントなどのお知らせ、その他交流居住に関わる各種情報の紹介等を行う。</p> <p>③カレンダー情報</p> <p>参加自治体が提供するイベント情報を集約し、時系列により提供する。</p> <p>④実践者からの体験レポート</p> <p>自治体ページにおいて取り上げられた「実践者の体験談」を集約し、全国レベルでの交流居住実践体験談として提供を行う。</p> <p>⑤参加自治体自身による「地域情報（自治体ページ）」</p> <p>基本的な地域情報（地域の魅力・特色に関する情報、自然条件・交通情報、生活関連情報）や、交流居住情報（滞在プログラム情報、カレンダー情報、滞在・居住施設情報、地域発ブログ、実践者の体験談）及び、その他の情報（自由記載欄、相談窓口、関連リンク）を提供している。</p>		
問合せ先	<p>総務省自治行政局過疎対策室</p> <p>〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 第2号館 4階</p> <p>電話：03-5253-5536 FAX：03-5253-5537</p> <p>（財）過疎地域問題調査会</p> <p>〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-13-5 第一天徳ビル 3階</p> <p>電話：03-3580-3070 FAX：03-3580-3602</p>	
ポータルサイト URL	<a href="http://kouryu-kyoju.net/index.php">http://kouryu-kyoju.net/index.php</a>	

ポータルサイトのトップページ



サイトの経緯

平成18年7月10日	サイトの開設	(332団体)
平成19年1月15日	参加団体追加	(350団体)
平成19年4月23日	参加団体追加	(463団体)
平成19年10月1日	参加団体追加	(522団体)
※今後、参加団体数を追加するかは未定。		

参加資格・費用

参加対象団体は、都道府県、市町村、財団法人、一部事務組合、NPO等。  
参加費用は、無料。

活用のポイント等

- ・他の団体の取組内容や都市生活者の体験談が参考となる。
- ・総務省自治行政局過疎対策室では、2007年で3回目を迎える「ふるさと回帰フェア」で、「自治体相談コーナー」を設置費無料で設けた。

⑩	日本ジーンズ協議会 (岡山県倉敷市)	テーマ：地場産業振興	活用補助金：産地等地域活性化 支援事業 他
事業内容		「ベストジーニスト」イベントの開催	
<p>1. 概要</p> <p>「ベストジーニスト」イベントを開催し、各界のジーンズの似合う有名人（5～6名）を表彰することにより、ジーンズのPRを行う。</p> <p>品質、消費者の各委員会による品質向上のための委員会の開催。</p> <p>2. 事業内容（全体事業）</p> <p>(1) 「ベストジーニスト」イベントにより、ジーンズの似合う各界著名人を表彰する。</p> <p>平成19年度で24回目となっており、業界では伝統となっている。</p> <p>「ベストジーニスト」イベント 第24回大会 平成19年9月12日 会場：東京国際フォーラム B5ホール</p> <p>※一般選出部門</p> <p>男性：亀梨 和也さん ／歌手</p> <p>女性：倅田 来未さん ／歌手</p> <p>※協議会選出部門</p> <p>女性：綾戸 智恵さん ／ジャズシンガー</p> <p>男性：北原 照久さん ／コレクター</p> <p>女性：久保 京子さん ／モデル女優</p> <p>※特別貢献賞</p> <p>竹内 まりあさん／シンガーソングライター</p>  <p>(2) 各専門委員会の開催により、ジーンズの品質および経営の改善に生かす。</p>			
問合せ先	〒711-0921 岡山県倉敷市児島駅前一丁目46番地 岡山県アパレル工業組合内 担当 専務理事 本山俊明 TEL 086-473-3411 FAX 086-973-7040		
関連ホームページ	<a href="http://www.best-jeans.com">http://www.best-jeans.com</a>		

経緯	<p>1984年 日本ジーンズメーカー協議会設立 「ベストジーニスト」イベント 第1回</p> <p>2007年 日本ジーンズ協議会に名称変更 「ベストジーニスト」イベント 第24回</p>
事業費・補助事業	<p>2005年度：地場産業等活力強化事業（経済産業省） 総事業費 22,000千円（補助率1/2）</p> <p>2006年度：地域資源活用新事業展開支援事業（経済産業省） 総事業費 23,300千円（補助率1/2）</p> <p>2007年度：産地等地域活性化支援事業（経済産業省） 総事業費 26,130千円（補助率1/2）</p>
事業の参考点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント当日は、TV、新聞社、通信社、雑誌社など86社以上の取材があり、全国的にもめずらしいビッグなものとなっている。</li> <li>・今年で24回となっており、歴史のあるイベントであり、広告宣伝効果は、かなりあると考えられる。</li> <li>・表彰を受ける各界著名人のステータスとなっており、選ばれた各界著名人はほとんど全員参加してもらえる。</li> <li>・5回受賞すると、殿堂入りとなる。</li> </ul>

⑪	財団法人備後地域地場産業振興センター（広島県福山市）	テーマ： 地場産業振興	活用補助金：地域資源活用新事業 展開支援事業 他																		
事業内容		地域資源を活用した商品開発・地場産フェアの開催等																			
<p>1. 概要</p> <p>備後地場産フェアの主催、多くの各専門展示会出展、備後地区の地域資源を生かした商品開発と販路開拓、ニューデニム（和紙デニム）を使つての商品開発と販路開拓を行っている。</p> <p>2. 事業内容（全体事業）</p> <p>（1）ものづくり支援事業</p> <p>①地域資源を活用した商品開発と販路開拓</p> <p>②ニューデニム（和紙デニム）を使つての現在のライフサイクル等に合った商品の開発や展示会等への出展</p> <p>（2）びんご産業市場「地場産フェア」の開催および「山口防府フェア」への出展</p> <p>備後地域の地場産品および新作商品等を展示し、生産者関係と一般消費者とが直接ふれあう場を提供。山口防府センターと連携し、相互に出展協力する。</p> <p>（3）各専門展示会への出展</p> <p>国際家具見本市「にっぽんらいふ展」「ギフトショー」「ファッションフェア」「繊維総合見本市」等へ出展し、広域的に産地製品の積極的なPR活動を行い、情報収集もはかる。</p> <p>【専門展示会への出展予定】</p> <p>（1）びんご産業市場「じばさんフェア」の開催および「山口防府フェア」への出展</p> <table border="0" data-bbox="260 1240 1326 1375"> <tr> <td>びんご産業市場「じばさんフェア」</td> <td>「山口防府フェア」</td> </tr> <tr> <td>会期 平成19年11月中旬（3日間）</td> <td>会期 平成19年11月上旬（2日間）</td> </tr> <tr> <td>会場 ビックローズ福山</td> <td>会場 防府地場産業振興センター</td> </tr> </table> <p>（2）国際家具見本市「にっぽんらいふ展」</p> <table border="0" data-bbox="260 1440 1310 1525"> <tr> <td>会期 平成20年2月上旬（3日間）</td> <td>（3）「ギフトショー」への出展</td> </tr> <tr> <td>会場 千葉幕張メッセ</td> <td>会期 平成20年2月中旬（4日間）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会場 東京ビックサイト</td> </tr> </table> <p>（4）「ファッションフェア」への出展</p> <table border="0" data-bbox="260 1588 1326 1673"> <tr> <td>会期 平成20年1月中旬（3日間）</td> <td>（5）「繊維総合見本市」への出展</td> </tr> <tr> <td>会場 東京ビックサイト</td> <td>会期 平成19年12月上旬（3日間）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会場 東京ビックサイト</td> </tr> </table> <p>（6）全国各地地場産センターフェアへの出展</p> <p>全国各地の地場産業振興センターの主催するフェアに積極的に参加して当地産品のPR活動をするとともに需要の拡大をはかる。</p>				びんご産業市場「じばさんフェア」	「山口防府フェア」	会期 平成19年11月中旬（3日間）	会期 平成19年11月上旬（2日間）	会場 ビックローズ福山	会場 防府地場産業振興センター	会期 平成20年2月上旬（3日間）	（3）「ギフトショー」への出展	会場 千葉幕張メッセ	会期 平成20年2月中旬（4日間）		会場 東京ビックサイト	会期 平成20年1月中旬（3日間）	（5）「繊維総合見本市」への出展	会場 東京ビックサイト	会期 平成19年12月上旬（3日間）		会場 東京ビックサイト
びんご産業市場「じばさんフェア」	「山口防府フェア」																				
会期 平成19年11月中旬（3日間）	会期 平成19年11月上旬（2日間）																				
会場 ビックローズ福山	会場 防府地場産業振興センター																				
会期 平成20年2月上旬（3日間）	（3）「ギフトショー」への出展																				
会場 千葉幕張メッセ	会期 平成20年2月中旬（4日間）																				
	会場 東京ビックサイト																				
会期 平成20年1月中旬（3日間）	（5）「繊維総合見本市」への出展																				
会場 東京ビックサイト	会期 平成19年12月上旬（3日間）																				
	会場 東京ビックサイト																				
問合せ先	財団法人備後地域地場産業振興センター 〒721-0974 広島県福山市東深津町三丁目2番13号 TEL：084-924-4510 FAX：084-924-4665																				
関連ホームページ	<a href="http://www.bingojibasan.jp">http://www.bingojibasan.jp</a>																				

経 緯													
	<p>1983年 地域産業振興センター研究会設立</p> <p>1985年 財団法人備後地域地場産業振興センター設立</p> <p>2006年 地場産品等販路開拓支援事業</p> <p>2007年 地域資源活用新事業展開支援事業</p>												
事業費・補助事業													
	<p>2006年度：地場産品等販路開拓支援事業（経済産業省） 総額23,300千円（補助率1/2）</p> <p>2007年度：地域資源活用新事業展開支援事業（経済産業省） 総額23,500千円（補助率1/2） （2007年度事業別明細）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品開発等</td> <td style="text-align: right;">2,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">じばさんフェア開催等</td> <td style="text-align: right;">5,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国際見本市「にっぽんらいふ展」出展</td> <td style="text-align: right;">4,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">「ギフトショー春2008」出展</td> <td style="text-align: right;">5,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広島県工作機械器具展出展</td> <td style="text-align: right;">3,500千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">「インターナショナルファッションフェア」出展</td> <td style="text-align: right;">3,500千円</td> </tr> </table>	商品開発等	2,000千円	じばさんフェア開催等	5,000千円	国際見本市「にっぽんらいふ展」出展	4,000千円	「ギフトショー春2008」出展	5,000千円	広島県工作機械器具展出展	3,500千円	「インターナショナルファッションフェア」出展	3,500千円
商品開発等	2,000千円												
じばさんフェア開催等	5,000千円												
国際見本市「にっぽんらいふ展」出展	4,000千円												
「ギフトショー春2008」出展	5,000千円												
広島県工作機械器具展出展	3,500千円												
「インターナショナルファッションフェア」出展	3,500千円												
事業の参考点等													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備後地域の地場産業の振興を目的としており、多くの業種の販路開拓をおこなわなければならない。備後地域全体の地場産業振興への活動が必要となる。</li> <li>・ 長い歴史と伝統ある地場産業が多く、商品開発などに基礎力があり、今後の消費者のライフサイクル等に合った商品開発など期待できる。</li> <li>・ 備後地域の異業種などの交流は、センター内の活動等含め、それら経験則により実績があり、全国的な視点での異業種交流などレベルアップが期待できる。</li> <li>・ 全国的な「フェア」への参加によって、全国の地場産品等の情報収集力、加工力が期待できる。</li> </ul>												

参考事例	福島県双葉郡柵葉町	テーマ：観光振興	活用補助金：無し
事業内容	物産館・道の駅整備		
1. 概要			
<p>世界的水準の規模と質を要するサッカーナショナルトレーニングセンター(Jヴィレッジ)が平成9年に整備され、また、2002年(平成14年)日本で開催されたサッカーワールドカップにおいてJヴィレッジが公式キャンプ地となったことを契機に、Jヴィレッジ周辺の新たな拠点づくりが検討され、Jフィールド整備事業として取り組みが始まった。</p> <p>国は、常磐自動車道の延伸、国道6号線の4車線化、県は、広野インターからのアクセス道路の整備、町は、「道の駅ならば」整備事業に取り組み、平成12年8月に福島県で7番目、国道6号線では初の道の駅として認定を受け、道路情報施設(トイレ、駐車場)は国土交通省が担当し、町施行の温泉保養施設は、平成13年6月にオープンした。</p>			
2. 事業内容			
敷地面積	約 20,921 m <sup>2</sup>		
構造	鉄筋コンクリート2階建、一部鉄骨造		
駐車場	117台(大型車14台普通車100台、障害者用3台)		
	物産館	道路休憩施設	温泉保養所
延べ床面積	874.27 m <sup>2</sup>	365 m <sup>2</sup>	1,552.8 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート2階建、一部鉄骨造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート2階建
			
【道の駅ならば】			
問合せ先	〒979-0513 福島県双葉郡柵葉町大字山田岡字大堤入 22番地の1 TEL:0240-26-1126		
関連ホームページ	<a href="http://www8.ocn.ne.jp/~tenjinn/sub5.html">http://www8.ocn.ne.jp/~tenjinn/sub5.html</a>		

経緯	
H7.	J ヴィレッジの建設決定／建設省磐城国道工事事務所より「道の駅」の協議開始／福祉施設で使用する温泉湧出(ならば羽黒山温泉)
H8.	道の駅検討委員会設置(委員 10 名) 委員会開催 平成 10 年まで
H9.	美しい国土づくりアドバイザーによる道の駅「ならば」整備計画打合せ開始
H13.	道の駅「ならば」温泉保養施設オープン
H18.	(財) 檜葉町振興公社に指定管理者として管理委託
H18.	道の駅「ならば」物産館オープン(落成式)

事業費・補助事業																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">物産館</th> <th style="width: 50%;">道路休憩施設・温泉保養施設・駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総事業費</td> <td style="text-align: center;">340,354 千円</td> <td style="text-align: center;">170,000 千円 (休憩) 1,356,909 千円 (温泉)</td> </tr> <tr> <td>調査設計</td> <td style="text-align: center;">15,540 千円</td> <td style="text-align: center;">69,720 千円 (温泉)</td> </tr> <tr> <td>敷地造成工事</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">140,910 千円 (温泉)</td> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td style="text-align: center;">297,282 千円</td> <td style="text-align: center;">794,390 千円 (温泉)</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td style="text-align: center;">27,532 千円</td> <td style="text-align: center;">64,379 千円 (温泉)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td style="text-align: center;">温泉掘削費用 92,700 千円 (温泉)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	物産館	道路休憩施設・温泉保養施設・駐車場	総事業費	340,354 千円	170,000 千円 (休憩) 1,356,909 千円 (温泉)	調査設計	15,540 千円	69,720 千円 (温泉)	敷地造成工事	—	140,910 千円 (温泉)	建築工事	297,282 千円	794,390 千円 (温泉)	備品	27,532 千円	64,379 千円 (温泉)	その他		温泉掘削費用 92,700 千円 (温泉)
区分	物産館	道路休憩施設・温泉保養施設・駐車場																				
総事業費	340,354 千円	170,000 千円 (休憩) 1,356,909 千円 (温泉)																				
調査設計	15,540 千円	69,720 千円 (温泉)																				
敷地造成工事	—	140,910 千円 (温泉)																				
建築工事	297,282 千円	794,390 千円 (温泉)																				
備品	27,532 千円	64,379 千円 (温泉)																				
その他		温泉掘削費用 92,700 千円 (温泉)																				

補助事業の参考点	
	<p>○国道整備、県道整備と平行した事業運営により効率的に道の駅が整備されている。</p> <p>○国、県の事業と調整をはかりつつ、別事業での調査結果(本事例の場合交通量調査等)を有効活用している点が参考となる。</p>

参考事例	鹿児島県薩摩川内市	テーマ：生活環境整備	活用補助金：無し
事業内容	定住住宅取得補助・新幹線定期購入補助などの定住支援		
1. 概要	<p>薩摩川内市の人口は減少を続け、推計によると近いうちに10万人を下回る恐れがある。そのため、市は「薩摩川内市よかまち・きやんせ定住プラン」を策定し、平成22年において101,000人以上、平成27年においては102,000人以上の人口を目標値としている。</p> <p>事業の特徴として、市外の人々の定住促進に加えて、市民が市外に移住しないように、事業の対象範囲に市内在住者も含めている。</p>		
2. 事業内容	<p>プランは平成19年度から平成21年度を第1期としており、「職」「生活・コミュニティ」「住・交通」「いきがい」「支援・情報発信」のキーワードに結びつく事業で、①移住促進を図る事業、②市民向けサービスで独自性のある事業、③広域的効果のある事業等を中心に、民間団体や関係機関との協働・協力体制により、5体系48事業を重点的に取り組んでいる。</p> <p>(事業の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内定住住宅取得補助</li> <li>・ 新幹線通勤定期購入補助</li> <li>・ 余暇交流体験モデル事業（甌島）</li> <li>・ 乳幼児医療費3歳未満児無料化事業</li> <li>・ こしき子宝支援事業 等</li> </ul> <p>事業の活用状況は、新幹線通勤定期購入補助や定住住宅取得補助は平成17年度から開始し、今までに、定住住宅取得補助で111世帯（約300名）が移住している。新幹線通勤定期購入補助は約130名／月の利用があり、住宅取得補助は108件の利用がある。これら補助金のため2,800万円の予算を組んでいる。</p> <p>平成18年度から、ワンストップサービスの窓口（定住支援センター）を市役所に設置し（約1,400万円の予算）、薩摩川内市に興味を持っている方々に情報発信をしている。さらに、薩摩川内市の定住に関心を持っている方に、市からのお知らせや定住に役立つ情報を発信する、「薩摩川内よかまち・きやんせ倶楽部会員」を募集しており、現在、約600名が会員登録している。また、平成19年4月から、定住支援のホームページを整備している。</p>		
問合せ先	<p>薩摩川内市役所 〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号 電話：0996-23-5111 ファックス 0120-420-200 FAX：0996-20-5570</p>		
関連ホームページ	<p><a href="http://kiyanse.city.satsumasendai.lg.jp/index.html">http://kiyanse.city.satsumasendai.lg.jp/index.html</a></p>		

経緯

平成 17 年 定住促進に関する補助金制度整備

(市内定住住宅取得補助、新幹線通勤定期購入補助)

平成 18 年 ワンストップサービスの窓口「薩摩川内市定住支援センター」を市役所に設置

平成 19 年 定住に関する情報サイト「よかまち・きやんせ倶楽部」を整備



定住支援センターのホームページ「よかまち・きやんせ倶楽部」

補助事業

補助事業の活用は無い。

事業の参考点等

- ・ 離島での交流事業は、離島振興補助金で半額補助の交流事業の補助金がある。今回は、初めての試みであり参加者数も不透明で事業費が大きくないため活用しなかった。
- ・ 市としては、今住んでいる市民が子供を住ませたいと思う街にしていくことが大切だと考えており、財政が厳しい中ソフト事業の展開を行っている。



## 参考資料：補助事業リスト

地域振興テーマ	掲載数
1. まちづくり：中心市街地、商店街等の地域活性化、まちづくり施策	27
2. 商業振興：商業振興施策	19
3. 農林水産業：農林水産業振興施策	46
4. 観光：観光振興施策（グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等を含む）	18
5. 新規事業（新規事業・創業・新規事業創出に関する施策（産学官連携を含む））	57
6. 生活環境整備：定住・生活環境整備	38
7. 地場産業振興	46
<b>合 計（延べ）</b>	<b>251</b>

## 【テーマ1 まちづくり】

### ○情報提供

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
1-1	地域再生本部 中心市街地活性化本部 地域活性化統合本部	地域再生本部 都市再生基本計画を策定し、その予算措置としてのまちづくり交付金を統括する本部。 中心市街地活性化本部 中心市街地活性化のため、基本計画を認定する本部。申請マニュアル等の情報も添付されている。 地域活性化統合本部 地域活性化関係の(都市再生本部、中心市街地活性化本部)に加えて構造改革特別区域推進本部、地域再生本部による、地域から見て分かりやすく、より効果的な取組を実施するための本部。	都道府県、市町村、一般企業	内閣官房ホームページ 都市再生本部 <a href="http://www.toshisaisei.go.jp/">http://www.toshisaisei.go.jp/</a> 中心市街地活性化本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html</a>
1-2	まち交ネット	まちづくり交付金に関する情報提供を実施。 都市みらい整備機構が整備し、まちづくり交付金の活用事例や交付金算定手法例等のコンテンツを利用するためには、まち交ネットの会員になるか、「まちづくり交付金情報交流協議会」に加盟する必要がある。	会員 市町村、一般企業	まち交ネット <a href="http://www.machikou-net.org/">http://www.machikou-net.org/</a>
1-3	まちづくり交付金情報交流協議会	「まちづくり交付金情報交流協議会」は、まちづくり交付金を活用して地域の創意工夫を活かしたまちづくりの推進を目指す地方公共団体が集い、情報交流を行うための組織として平成18年2月27日に設立。 「まちづくり交付金情報システム(まち交ネット)」での全国のような取組み事例についての情報入手情報交換や、まちづくりに関する課題解決や先進の事例についての講習会、勉強会等により、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進している。 【協議会特典(抜粋)】 ◇ まちづくり交付金情報システム(まち交ネット)の利用 ・ 全国の活用地区一覧 ・ 参考対象となる事業の検索 ・ 情報提供、情報交換、意見交換等 ・ 全国の活用地区の情報が検索 ◇ 講習会、勉強会への参加 ・ 先進事例の講義・地域資源を活かした取組み等 ◇ 国土交通省からの情報提供 ・ 制度に関する最新情報 ・ まちづくりに関するその他関連の施策情報等	会員 市町村、都道府県	まち交ネット <a href="http://www.machikou-net.org/">http://www.machikou-net.org/</a>
1-4	中心市街地活性化支援ネットワーク	中心市街地活性化基本計画の作成及び認定申請等に際して、内閣府中心市街地活性化担当室を中心に関係府省庁(地方支分部局を含む)との連携体制として「中心市街地活性化支援ネットワーク」を構築し、事前の相談を広く受け付けている。本ホームページ内のメール相談や電話による相談の活用をすすめている。 また、認定申請を受理した日から3ヵ月以内に、その申請に対する対応を行う。	市町村、商店街、商業者等	内閣府中心市街地活性化本部 <a href="http://www.machikou-net.org/">nteil.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html</a>

### ○人材支援(アドバイザー派遣)

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
1-5	まちづくりサポーター	中心市街地活性化への取組や中心市街地活性化協議会の設立・運営支援を目的として、中心市街地活性化協議会支援センターが委嘱した中心市街地活性化協議会設営や運営についてのサポーターを無料で派遣する制度。	市町村、商店街、商業者等中心市街地活性化協議会設立を考える主体	中心市街地活性化協議会支援センター まちづくりサポーター <a href="http://machisupporter.go.jp/">http://machisupporter.go.jp/</a>
1-6	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	中心市街地の商業活性化の取組を行う際、専門家による必要なアドバイスを受けることができる。 改正中心市街地活性化法に基づく、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組む、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣。 登録アドバイザーを無料で派遣。ただし、派遣期間が一定期間を超える場合、アドバイザー謝金の3分の1は自己負担あり。	市町村、商店街、商業者	中小企業基盤整備機構ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/">http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/</a>

○資金援助

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
1-7	まちづくり交付金	<p>市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。国の補助が最大5割受けられる。</p> <p>① 都市再生整備計画の作成 市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成する。</p> <p>② 交付金の交付 国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。</p> <p>③ 事後評価 計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表。 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等</li> <li>・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等</li> <li>・市町村の提案に基づく事業（一定の範囲内）</li> <li>・各種調査や社会実験等のソフト事業（一定の範囲内）</li> </ul> <p>【補助率：最大5割】</p>	都市再生整備計画策定市町村、策定予定市町村	まち交ネット <a href="http://www.machikou-net.org/">http://www.machikou-net.org/</a>
1-8	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、民間事業者が行う商業基盤施設・商業等の活性化に資する施設整備事業、活性化につながるソフト事業についてその補助対象事業費を補助。</p> <p>【補助率：最大5割】</p>	市町村等	中心市街地活性化本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html</a> 各経済産業局 商業振興室
1-9	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、認定基本計画に基づく事業であって、商業者・商店街等が地権者等の幅広い関係者の参画を得て実施する中小小売商業活性化事業及び中心市街地活性化協議会におけるタウンマネジメント活動等の基盤強化への取組に対して補助。</p> <p>【補助率：最大2/3】</p>	市町村等	中心市街地活性化本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html</a> 各経済産業局 商業振興室
1-10	「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業	<p>○「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況交通実態調査、交通が地域に及ぼす影響調査、ニーズ把握調査、データ分析、需要・収支採算予測、計画策定に要する事務費</li> </ul> <p>公共交通利用円滑化事業</p> <p>(1) 公共交通利用促進活動支援事業</p> <p>○公共交通サービスの情報提供に関する取組みを支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道やバスの総合交通マップ（路線、ダイヤ情報）の作成費</li> <li>・乗継情報等の提供のためのWEBコンテンツ作成費</li> <li>・パンフレット・ポスター・案内板の作成費</li> </ul> <p>○公共交通機関の利用促進活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引定期制度等公共交通機関の利用促進に資する施策に関するシステム開発・運営費（割引額の補填は対象外）</li> <li>・広報費</li> <li>・公共交通機関の利用促進に関するセミナー・シンポジウム・イベント等啓発活動の開催費（講師等の派遣費、教材の作成費、運営費、広報費）</li> </ul> <p>(2) 乗継利便性向上施設整備支援事業</p> <p>○交通結節点における乗継情報システムの開発を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅等の交通結節点において鉄道、バス等複数モードの乗継情報や病院、公共施設等の地域の情報を一体的総合的に提供するシステムの開発費用。</li> </ul> <p>●補助率：補助対象経費の1/3（ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする）</p>	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する協議会	国土交通省 総合政策局 交通計画課

○優遇措置

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
1-11	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)(中心市街地活性化法に定める特例措置)	中心市街地活性化基本計画認定に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画(認定基本計画において定められた中心市街地(以下「認定中心市街地」という。)の区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設(認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。)で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めないう、その土地を保留地として定めることができる。本特例の対象となる保留地は、一定の要件を満たす必要がある。	地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社	中心市街地活性化本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課
1-12	路外駐車場についての都市公園の占用の特例(法第17条)地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(中心市街地活性化法に定める特例措置)	中心市街地活性化基本計画認定後、都市公園の地下に設けられる、路外駐車場の整備を行うに当たり、一定の要件を満たす場合、公園管理者は占用の許可を与える。本特例の対象となる駐車場は、以下に示す要件を満たす必要がある。 ①基本計画において、駐車場の駐車場整備地区内に整備されるべき主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く)の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が国の認定を受け、駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めること。 ②都市公園法の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要について、あらかじめ、公園管理者(同法第2条の3の公園管理者)の同意を得ること。	占用する都市公園の管理主体、市町村等	中心市街地活性化本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課
1-13	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第36条・第37条)(中心市街地活性化法に定める特例措置)	中心市街地活性化基本計画認定後、中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るため、認定中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続きを実質的に適用除外とするものである。都道府県及び政令指定都市が、認定中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要である。市町村が本特例措置を活用する旨を基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体である都道府県の同意を得ていることが望まれる。	市町村等	中心市街地活性化本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html 各経済産業局商業振興室
1-14	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務(法第38条、第42条)(中心市街地活性化法に定める特例措置)	独立行政法人中小企業基盤整備機構が、認定中心市街地における商業の活性化を促進するために次の業務を行う。 ・商業基盤施設を整備・管理する第三セクターに対する出資 ・商業活性化に資する展示会、研修等の事業を行う第三セクターに対する出資 ・委託を受けて行う商業基盤施設の整備、賃貸その他の管理、譲渡又はこれに関連する技術的援助、計画策定にかかる技術的援助 ・商業基盤施設、一定規模以上の商業施設(特定商業施設等)の整備を行う事業に対する債務保証を受ける場合は、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定が必要となる	市町村等	中心市街地活性化本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html 各経済産業局商業振興室
1-15	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第7項、第40条)(中心市街地活性化法に定める特例措置)	中心市街地活性化基本計画認定後、中小小売事業者等が行う中小小売商業構造の高度化に資する下記の事業に対し、経済産業大臣が、特定民間中心市街地活性化事業計画(以下、「特定民間事業計画」)の認定を行う。当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法43条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができる。 具体的には、①共同施設の設置、商店街の空き店舗を活用したテナントの誘致や店舗の計画的な建て替え等を実施する経営近代化事業、②集団で立地環境の良い新たな区域に移転等を行い、営業に必要な店舗、倉庫、事務所等を設置するほか、種々の共同事業の一環として集会場、イベント広場、駐車場等の整備等を実施する基盤強化整備事業、③ショッピングセンタータイプの店舗やそれと併設される施設を設置する共同店舗等整備事業等がこれに当たる。	市町村等	中心市街地活性化本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html 各経済産業局商業振興室
1-16	特定商業施設等整備事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第8項、第40条、第42条関係)(中心市街地活性化法に定める特例措置)	中心市街地活性化基本計画認定後、民間事業者が大型店を含んだ商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行う事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行う。 認定特定民間中心市街地活性化事業者は、法第42条に基づき、中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができる。 なお、特定商業施設等の整備に当たっては、消費者に対する多様なサービスの提供の観点から、地域のイニシアティブと創意工夫が重要となる。 特定商業施設等整備事業は以下に示す要件を満たす必要があります。	市町村等	中心市街地活性化本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html 各経済産業局商業振興室

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		<p>①事業の実施地域は、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であること</p> <p>②整備する施設は、商業施設の場合には原則 3,000 m<sup>2</sup>以上、商業基盤施設については、既存又は新設の商業施設と一体的に整備することとし、当該商業施設が、原則 3,000 m<sup>2</sup>以上であること。</p>		
1-17	中小企業信用保険法の特例(中心市街地活性化法に定める特例措置)	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、中小企業信用保険法の規定における、普通保険、無担保保険、特別小口保険について、中心市街地商業等活性化関連保証を受けた中小企業者に係るものは、その保険関係の限度額をその他の保険関係の限度額と別に定めることができるものである。</p> <p>また、認定特定民間事業計画に基づく中小小売商業高度化事業又は特定事業を実施する公益法人については、同法における中小企業者とみなして、同法を適用し、普通保険、無担保保険の保険であって、特定会社や公益法人が行う当該事業の実施に必要な資金に係るものについては、普通保険、無担保保険の限度額を2倍に拡大するものである。</p> <p>さらに、中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援保証について、普通保険のてん補率を、70/100から80/100に引き上げ、保険料を、同法第4条の規定に関わらず、保険金額の年2/100以内において政令で定める率を乗じた額に引き下げる措置を講ずるものである。</p> <p>法第7条第7項第1号から第7号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第9項第1号に掲げる特定事業に係る特定民間事業計画の認定が必要である。</p>	商店、商店街、市町村等	各信用保証協会
1-18	地方税の不均一課税に伴う措置(中心市街地活性化法に定める特例措置)	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、地方公共団体が認定特定民間事業計画に係る商業基盤施設のうち一定のものに対する不動産取得税及び固定資産税について不均一課税をした場合、減収補てん措置を講じる。</p> <p>一定の要件を満たす地方公共団体が、認定特定民間事業計画に係る一定の商業基盤施設を設置した者について、当該商業基盤施設の設置の用に供する家屋等に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋等に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、一定の要件のもとに、当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額のうち一定の額を当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p>	組合、市町村等	中心市街地活性化本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html 各経済産業局 商業振興室
1-19	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、民間事業者が中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設を整備することにより、中心市街地における活発な事業活動の展開を図る事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行う。</p> <p>なお、当該認定特定民間事業の認定を受けた者は、中小企業信用保険法の特例を受けることができる。</p> <p>本事業は以下に示す要件を満たす必要がある。</p> <p>①施設の機能 整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能(賃貸型事業場等)、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能(共同研究施設・産学連携支援施設等)、研究開発や事業化を支援する機能(インキュベータ等)、市場の動向やニーズ把握を行う機能(情報交流施設等)、又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能(展示・販売施設等)を有する施設であること。</p> <p>②施設の規模 整備する施設の規模は、おおむね5事業者程度以上の利用が可能となるものであること。</p> <p>③中心市街地の特性の活用 中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業であること。</p> <p>本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要がある。</p>	組合、市町村等	中心市街地活性化本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html 各経済産業局 商業振興室
1-20	共通乗車船券	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、鉄道、索道(ロープウェイ等)、軌道(路面電車等)、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものである。</p>	市町村等、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		<p>これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものである。</p> <p>本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものである。</p> <p>本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要がある。</p> <p>なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれる。</p>		
1-21	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、民間事業者が近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業に対し、農林水産大臣が特定民間事業計画の認定を行う。</p> <p>当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、食品流通構造改善促進機構による債務保証等を受けることができる。</p> <p>中心市街地食品流通円滑化事業は以下に示す要件を満たす必要がある。</p> <p>①設置内容の条件</p> <p>(i) 食品小売業者の店舗（外食・花き関係を含む。）が5店舗以上集積するものであること。</p> <p>(ii) 生鮮食料品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗があること。</p> <p>(iii) 食品小売の事業を主として行う者の店舗が2/3以上あること。</p> <p>(iv) 駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、店舗が集積する施設と一体的に（利用可能な範囲に）設置されるものであること。</p> <p>※ 上記の(i)～(iv)の条件において既存の施設を利用することも可能。</p>	食品小売業者、事業協同組合等	農林水産省総合食料局流通課
1-22	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第9項第3号、第46条）	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行う。</p> <p>特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第46条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなる。</p> <p>本事業は以下に示す要件を満たす必要がある。</p> <p>①中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。</p> <p>②それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。</p> <p>③バスサービスと鉄道等の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。</p> <p>本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要がある。</p>	民間事業者	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課
1-23	暮らし・にぎわい再生事業	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地支援、空きビルの再生、多目的広場等の整備並びに関連空間整備や計画作成・コーディネートを総合的に支援します。</p> <p>当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設について、都市福利施設等の公益施設が含まれていることが必要。</p>	市町村等	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課
1-24	中心市街地再活性化特別対策事業	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象とする。市町村が、自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた新たな計画的取組を支援する観点から、以下に例示される施設を整備する場合、又は公共的団体が行う施設の整備に対する市町村の助成事業について、一般単独事業債の対象とする。</p> <p>【対象となる施設整備の例】</p>	市町村等	中心市街地活性化本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html</a> 各経済産業局

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）</li> <li>・地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）</li> <li>・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）</li> <li>・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）</li> </ul>		商業振興室
1-25	中心市街地公共空地等の設置及び管理（中心市街地活性化法に定める特例措置）	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、一定規模以上の土地・建築物その他の工作物の所有者との契約に基づいて、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が、緑地・広場その他の公共空地・駐車場その他認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する施設を設置・管理することができる。</p> <p>緑地・広場その他の公共空地を設置・管理する場合は300㎡以上、駐車場を設置・管理する場合は500㎡以上の規模であることが必要。</p>		国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課
1-26	事業用地適正化計画の認定の特例（中心市街地活性化法に定める特例措置）	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、民間都市開発事業の開発予定地区内に他人が所有する土地が存在し、事業の実施が困難又は不適当である場合において、事業用地適正化計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることにより、他人が所有する隣接する土地と事業者が区域外に所有する土地との交換を行うに当たって、隣接土地の地権者に関して、無税交換を行うことが可能となる制度。</p> <p>事業用地適正化計画の認定に当たって、以下の要件に適合している必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用地に関する要件</li> <li>・申請者が従前から所有する等の土地に関する要件</li> <li>・申請者による隣接土地の取得等に関する要件</li> <li>・民間都市開発事業の内容等に関する要件</li> <li>・申請者の資力信用力に関する要件</li> </ul>	市町村等	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課
1-27	中心市街地共同住宅供給事業（中心市街地活性化法に定める特例措置）	<p>中心市街地活性化基本計画認定後、優良な共同住宅の供給を支援。国は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助。また、優良な賃貸住宅を建設する場合の所得税の割増償却及び優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の所得税の課税繰延が税制上の特例措置として認められている。</p> <p>また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等が行うことができることとする特例措置がある。</p> <p>特例措置：認定基本計画に位置付けられた事業のみ支援（ただし経過措置あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の土地利用の状況等を十分に勘案して、良好な居住の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。</li> <li>・入居者の利便及び福祉の確保の観点から、入居者のため必要な駐車場が確保されるよう配慮するとともに、高齢者等の入居が見込まれる場合においては、住宅の設計・設備の設置について安全面等について配慮がなされていること。</li> </ul>	市町村等	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課

## 【テーマ2 商業振興】

### ○情報提供

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
2-1	商店街ポータルサイト(商店街支援ポータルサイト構築運営事業)	全国商店街振興組合連合会(略称:全振連)が全国の商店街の取組事例や商店街活性化情報、施策情報等を提供する商店街関連情報のポータルサイト。商店街活性化情報商店街自己診断&ダウンロードツールや商店街フォーラム等がある。	商店、商店街	商店街にぎわいPLAZA <a href="http://www.syoutengai.or.jp/">http://www.syoutengai.or.jp/</a>
2-2	特許庁地域団体商標制度(特許庁)	特許庁による地域団体商標に関する情報提供のwebサイト。これまでの登録商標、地域団体商標のパンフレット、概要、出願書式が記載されている。	商工会・商工会議所、組合等	地域商標制度 <a href="http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/index.htm">http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/index.htm</a> 特許庁審査業務部商標課 地域団体商標・小売等役務商標推進室
2-3	街元気プロジェクト	中心市街地活性化法関連施策を活用した事例や、情報適用を実施。人が集い、笑顔があふれる元気な街を作るための情報提供を行うホームページ。会員制をとり、無料でまちづくりに関わる事例や報告書等を紹介する。	中心市街地活性化に興味を持つ商店街、自治体、商工会、商工会議所等	街元気プロジェクト(ポータルサイト) <a href="https://www.machigenki.jp/">https://www.machigenki.jp/</a>
2-4	中心市街地活性化協議会支援センター	中心市街地活性化協議会は、中心市街地活性化に関する事業の総合調整や事業の推進に関すること、及び市町村が策定する基本計画の実効性に寄与すること等、まちづくりを総合的に推進する組織であり、協議会の情報提供ポータルサイトが中心市街地活性化協議会支援センターである。	中心市街地活性化協議会に興味を持つ商店街、自治体、商工会、商工会議所等	中心市街地活性化協議会支援センター <a href="http://machi.smrj.go.jp/">http://machi.smrj.go.jp/</a>
2-5	地域のブランド戦略	日本商工会議所サイトにあり、JAPAN ブランド育成支援事業や関連イベントの情報提供がなされている。	商工会・商工会議所等	地域のブランド戦略 <a href="http://www.jccci.or.jp/mono/JB.html">http://www.jccci.or.jp/mono/JB.html</a>
2-6	JAPAN ブランドポータルサイト	日本各地の地域の歴史や文化の中で育まれてきた素晴らしい素材や技術等の地域資源を地域ならではの「強み」と捉えた上で、現代の生活に適合させたり、海外の市場にも眼を向けたりしながら進化させていく「JAPAN ブランド」のためのポータルサイト。	商工会・商工会議所等	JAPAN ブランドホームページ <a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>

### ○人材支援(アドバイザー派遣)

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
2-7	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	中心市街地の商業活性化の取組を行う際、専門家による必要なアドバイスを受けることができる。改正中心市街地活性化法に基づく、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組む、商店街・事業者による商業活性化事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣。登録アドバイザーを無料で派遣。ただし、派遣期間が一定期間を超える場合、アドバイザー謝金の3分の1は自己負担あり。	中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を組織しようとする者(商工会・商工会議所、まちづくり会社等)又は、認定中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地区域内の商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等(法人格のない任意組合でも可)	中小企業基盤整備機構ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/">http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/</a>
2-8	商業活性化アドバイザー派遣事業(中小商業活性化に対する総合的な支援)	商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士、建築士等の商店街活性化に関する各分野の専門家を派遣。登録アドバイザーを無料で派遣。	中心市街地活性化地域外の商店会振興組合、商工会・商工会議所	中小企業基盤整備機構ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/">http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/</a>
2-9	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	中心市街地における商業活性化のための各種計画、事業実施手法、組織体制等について、専門家による診断、また、勉強会等を通じた、関係者の合意形成等のサポートを受けられる。	中心市街地活性化計画認定を前提中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を組織しようとする者(商工会、商工会議所、まちづくり会社等)	中小企業基盤整備機構ホームページ

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
2-10	商店街事務局強化アドバイザー	商店街の活性化等で悩みを持つ中心市街地外に所在する商店街の事務局に、実務知識、ノウハウを持つアドバイザーを派遣する公的サービス。希望アドバイザー等を記入して、商工会議所、商工会等経由で申込み。	中心市街地外に所在する商店街であって、事務局が設置されている商店街組合等、商店街振興組合、商店街(ショッピングセンターを含む)の事業協同組合、事業協同小組合及びそれらの連合会等	中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 コンサルティング課 http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice
2-11	市場志向型ハンズオン支援事業(地域資源活用企業化支援事業)	全国10ブロックに支援拠点となる事務局を設置し、マーケティング等に精通した専門家による相談に応じている。市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価に関するアドバイス等徹底したハンズオン支援を行う。地域資源の事業化に挑戦する企業、連携して新事業展開に乗り出す企業等がサポートの対象。有望案件についてはマーケティング、金融、デザイン、知財等の専門家で、個別支援チームを結成して、サポートする体制を組む。	中小企業・組合等	各経済産業局中小企業課
2-12	地域資源活用支援事務局による支援	中小機構の各支部および沖縄事務所内の全国10カ所に「地域資源活用支援事務局」を設置している。事業者に対し、事業計画の事業性の評価や商品開発、市場調査、販路開拓等についてアドバイス等を行う。 支援事務局には、ビジネスに精通したジェネラルマネージャー、プロジェクトマネージャーが常駐するとともに、各種専門知識をもつ支援アドバイザーを配置し、事業の構想段階の相談から事業計画のブラッシュアップ支援、法律に基づく事業計画認定後のフォローアップ支援を実施。地域の支援事務局による事業化支援をサポートする全国推進事務局を、中小機構本部(東京都)に設置し、首都圏での販路開拓支援や全国レベルでの業種別支援等を行う。	中小企業・組合等	地域資源活用支援事務局(ポータルサイト) http://www.smrj.go.jp/chii/kiishigen/index.html
2-13	企業連携支援アドバイザー(旧高度化アドバイザー)	高度化事業等を計画している組合等の基本構想固め、高度化事業実施計画書の作成や組合等の運営が円滑に進められるよう、組合等の要請に応じて「企業連携支援アドバイザー」を無料で派遣し、必要なアドバイスを行う。	高度化事業の実施を予定又は実施している組合、グループ、第三セクター	中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 コンサルティング課 http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice

## ○資金援助

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
2-14	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域(中心市街地)であって、商店街や商業者等が地権者等の幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業や、中心市街地活性化協議会の設立・運営、タウンマネジメント診断等に対して、「選択と集中」の観点から重点的に支援。 1) ハード事業 例) テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場、催事場、案内コーナー等の設置 等 2) ソフト事業 例) 地域コミュニティとの連携事業(文化、教育、保育等)、駐車サービス管理システム、タウンマップ等作成事業等 3) 中心市街地活性化協議会事務局経費支援 補助率: 1/2または2/3	商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター、民間事業者 等	各経済産業局ホームページ公募ページ
2-15	少子高齢化等対応中小商業活性化事業	中小小売商業者等が商店街・商業集積の活性化のため、ハード整備やソフト事業を行う際に補助を実施。商店街・商業地において、商工会議所、商工会、商店街振興組合等が行う採光性に優れたアーケード、バリアフリー型カラー舗装等の商業基盤施設、防犯カメラ等を整備する事業等における施設の建設・取得費 空き店舗を活用した保育サービス施設や高齢者交流施設等のコミュニティ施設の設置・運営事業等における賃借料等に対する補助。 補助率: 1/2	少子化対応、高齢化対応、安全・安心対応、環境・リサイクル対応、創業・ベンチャー、苗床機能対応、地域ブランドであること。 商店街振興組合、商工会・商工会議所	各経済産業局ホームページ公募ページ

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
2-16	地域資源活用新事業展開支援事業費補助金(地域資源活用売れる商品づくり支援)	地域の優れた資源(農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、文化財、観光資源等)を活用した新商品・新役務の販路開拓を目的として補助対象者が行う市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新役務の開発(試作、研究開発、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費について補助。 補助対象経費の2/3以内	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者。	中小企業庁ホームページ <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/sogyo/">http://www.chusho.meti.go.jp/sogyo/</a>

## ○優遇措置

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
2-17	小規模事業者新事業全国展開事業	1. 特産品開発・観光資源開発及びその販路開拓 商工会・商工会議所等が、小規模事業者等と協力して行う、地域の資源を活用した特産品開発や観光資源開発及びその販路開拓等、全国規模のマーケットを狙った新事業展開を幅広く支援。 2. 商品開発・販路開拓支援のための専門家派遣 百貨店のバイヤー等の専門家をアドバイザーとして商工会・商工会議所に派遣。各地の小規模事業者等が行う商品開発や販路開拓を支援。 3. 商談・展示会の開催 全国の百貨店のバイヤーや流通業者の担当者等を招いて、各地で開催された特産品等を一堂に会した商談・展示会を開催。商品等の情報提供や消費者ニーズの調査等、販路開拓を支援。 全国商工会連合会及び日本商工会議所が受付窓口  ○補助内容 商工会 800万円、商工会議所 900万円、複数団体の場合 1200万円を上限に全額補助。	商工会・商工会議所等。	日本商工会議所 <a href="http://www.jcci.or.jp/">http://www.jcci.or.jp/</a> 全国商工会連合会 <a href="http://www.shokokai.or.jp/">http://www.shokokai.or.jp/</a>
2-18	低利融資制度	中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定を受けた地域で、空き店舗に出店を行う際の設備投資資金等に対し低利融資を実施。	中心市街地活性化地域外の商店会振興組合、商工会・商工会議所	中小企業基盤整備機構ホームページ
2-19	戦略策定支援(JAPANブランド育成支援事業)	地域の強み・弱み等を徹底的に分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケットリサーチ、セミナーの開催等の取組みに対し支援。 2000万円、2/3を上限に支援。	商工会・商工会議所等	JAPANブランドホームページ <a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>

### 【テーマ3 農林水産業振興施策】

#### ○情報提供

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先) または関連ホームページ等
3-1	Green Tourism	都市と農山漁村の共生・対流の促進や都市との交流促進を通して、農山漁村地域の活性化に貢献することを目的としているポータルサイトである。 農家レストラン、農産物直売所、農家民宿、伝統的な祭り、温泉、農林漁業体験施設、体験プログラム、体験ツアー、市民農園等の情報を提供している。	都道府県、市町村等	財団法人都市農山漁村交流活性化機構 <a href="http://www.furusato.or.jp/">http://www.furusato.or.jp/</a>
3-2	オーライ！ニッポン	都市と農山漁村を結ぶ情報を幅広く提供しているサイトである都市と農山漁村の共生・対流推進会議（通称：オーライ！ニッポン会議）が、「自然豊かな農山漁村でゆっくり休暇を取ってリフレッシュしたい」「子どもたちと一緒に農林漁業体験をしてみたい」「退職したら、いや今からでもいい！農山漁村に住んでみたい」「美しい緑や棚田、水辺の風景を守るために何か自分も貢献してみたい」等、新たなライフスタイルを求める都市と農山漁村を結ぶ情報を幅広く提供している。	都道府県、市町村、NPO等	財団法人都市農山漁村交流活性化機構 <a href="http://www.ohrai.jp/">http://www.ohrai.jp/</a>
3-3	農業をやってみませんか？応援します！	農業の担い手確保等を目的としたサイトである。新規就農相談センターのサイトで、活動内容と相談コーナーの紹介、農業を始める心構えや求人情報、研修情報を提供している。	市町村、農業法人等	全国新規就農相談センター <a href="http://www.nca.or.jp/Be-farmer/">http://www.nca.or.jp/Be-farmer/</a>
3-4	N.W. 森林いきいき	林業の担い手確保等を目的としたポータルサイトである。求人情報、就業支援講習会、森林・林業イベント情報等を提供している。	森林・林業関連イベント主催者、林業事業者等	全国林業労働力確保センター <a href="http://www.nw-mori.or.jp/index.shtml">http://www.nw-mori.or.jp/index.shtml</a>
3-5	漁 ryousi.jp	漁業の担い手確保等を目的としているサイトである。地域に設置された漁業就業者確保育成センターや漁協等と連携をとり、漁業への新規就業者を発掘するため就労に関する情報を提供している。具体的には、求人情報、フェア情報、漁業体験、支援制度、体験レポート、漁船売買等の情報を提供している。	漁業事業者等	全国漁業就業者確保育成センター <a href="http://www.ryoushi.jp/">http://www.ryoushi.jp/</a>

#### ②人材支援（アドバイザー派遣）

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
3-6	地域活性化に向けた知的財産権等のアドバイザー派遣	<p>これから地域資源を活用し、地域の活性化を図ろうとする団体や、すでに地域資源を活用した地域活性化のための取組を行っており、活動を有効に行う上での課題が生じている団体に対して、知的財産の活用に関する専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、計画の策定、課題解決のための具体的方策を検討・提案することにより地域活性化のための取組を支援。</p> <p>なお、アドバイザー派遣を行う団体については、現在下記の3段階を想定している。</p> <p>① 地域資源を活用した地域活性化方策に取り組む意志があるが、具体的な活動を始めるに至っていない団体 知的財産権や地域活性化等の専門家をアドバイザーとして派遣し、地域住民等と共同して活動の中心となる地域資源を発掘する。</p> <p>② 地域資源を活用した地域活性化の取組を進めているが、知的財産権の取得や活用等についての知識やノウハウがなく、地域ブランド等の確立に至らない団体 アドバイザーの助言を受けながら住民グループ等が、地域資源や地域の創意、工夫を知的財産権取得、活用、地域ブランドの確立等による地域活性化に向けた方策、計画の検討を行う。</p> <p>③ 既に地域資源を活用した知的財産権(商標、特許等)を取得しているが、全国的な知名度等が得られない等の理由により、うまく地域の活性化に結びつかない団体 アドバイザーの助言を得ながら住民グループ等が、計画に基づく知的財産権を活用した地域活性化活動を実施する。 アドバイザーの選定・派遣(旅費・謝金等)、会議費(会場借料・資料作成等)について国が負担(1事例につき200万円程度を想定)。</p>	地方自治体、有限会社等。	各地域農政局

## ○資金援助

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
3-7	強い農業づくり交付金	<p>事業実施主体は、「強い農業づくり」に向け、当該地域が抱える課題解決に向けた方向性と目標を設定し、その達成手段として以下の取組メニューを選択し、総合的に実施。また、目標達成に必要な場合には、地域独自の取組メニューを実施することも可能。最大5割の補助。</p> <p>&lt;取組メニュー&gt;</p> <p>① 産地競争力の強化 需要に応じた生産の確保、生産性の向上、品質の向上等による高品質農畜産物の供給体制の確立を図るため、施設・機械等の整備を支援</p> <p>② 経営力の強化 ・認定農業者等の育成・確保、集落営農の組織化・法人化、担い手への農地の利用集積等に資する生産・加工・流通・販売施設、土地基盤等の整備に対する支援 ・集落営農の組織化・法人化及び特定法人等の参入のための農地の利用調整並びに遊休農地の発生防止・解消等に対する支援</p> <p>③ 食品流通の合理化 卸売市場における品質管理の高度化に資する施設や卸売市場の再編・連携に必要な施設の整備等に対する支援</p>	都道府県、市町村、農業者団体、民間団体等	各地域農政局
3-8	農村地域IT化推進支援事業	<p>情報通信基盤の整備が遅れている農村地域において、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等により情報通信基盤の整備を予定している地域で、情報通信基盤の整備に向けた調査、検討、組織体制づくりを実施し、効果的かつ効率的な情報通信基盤の整備に向けた構想策定を行う。</p> <p>補助率：定額</p>	地域協議会	農林水産省農村振興局地域整備課
3-9	地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業	<p>担い手による融資を主体とした農業用機械施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の新たな支援を総合的に実施。</p> <p>上限：取得価格の3/10</p>	<p>認定農業者及び集落営農組織。</p> <p>具体的には、</p> <p>①認定農業者 ②認定志向農業者(3年以内に認定農業者を目指す農業者) ③特定農業法人 ④特定農業団体 ⑤次の基準を満たす集落営農組織</p>	農林水産省経営局構造改善課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問合わせ先） 又は関連ホームページ等
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約を有していること。</li> <li>・組織として一元的に経理を行っていること。</li> <li>・将来的な農用地利用集積の目標面積が、地域内農用地の2/3以上であること。</li> <li>・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること。</li> <li>・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること。</li> </ul>	
3-10	農業再チャレンジ支援事業	<p>1. 情報提供・相談段階 就職支援機関やインターネット等を介し、各自治体の支援措置、各種研修・求人等の情報を提供するとともに、農業法人合同会社説明会等における個別相談を実施します。また、NPO法人、公社等による新たな就農課題に対応した地域における取組を支援。</p> <p>2. 体験・研修段階 ① 原体験としての小中学生の農業体験学習を充実するとともに、農業法人での学生・社会人向けインターンシップを実施。 ② 先進経営体における実践的職場内研修（OJT）、フリーター等若者を対象とした雇用就農促進のための研修、団塊世代等を対象とした就農準備校や市民農園に出向く研修を実施。</p> <p>3. 参入準備段階 若者・女性、団塊世代の円滑な雇用就農を推進するため、無料職業紹介、紹介予定派遣を実施するほか、農業知識等の能力評価制度による試験を段階的に実施。</p> <p>4. 定着段階 女性グループ、NPO法人等による、就農後の定着を促すための地域におけるモデル的な起業活動や起業支援活動等を支援。</p> <p>補助率：定額、1/3</p>	民間団体	農林水産省 経営局普及・女性課
3-11	農地の団地化に向けた活動の支援 (担い手農地集積高度化促進事業)	農用地利用改善団体等が、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積（面的集積）するため、面的集積の現状・目標や農地の権利移転計画等を内容とする面的集積促進プランを定め、担い手への面的集積を実現した場合、実績に応じた面的集積促進費を農用地利用改善団体等を通じて農地の出し手・受け手等に支払う。また、より大きな面的集積を実現した場合、より長期の賃貸借契約を結んだ場合、遊休農地を解消した場合等には、基本額に加えて加算額を支払い、担い手のコストダウンや地域内の農地の有効活用を積極的に図ろうとする活動を支援。 補助率：1/2以内、定額	市町村	農林水産省 経営局構造改善課
3-12	農地の出し手・受け手の募集体制の整備（担い手農地集積高度化促進事業）	耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネットにより農地の売買、貸借等の希望に関する情報を公開し、地域内外から広く農地の出し手・受け手を募集できる仕組み（農地マーケット）を構築する。また、集約した農地情報を地域の農用地利用改善団体等に提供することにより、担い手への農地の面的集積に寄与する。 補助率：1/2以内	市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区	農林水産省 経営局構造改善課
3-13	効率的な農地利用に向けた支援 (担い手農地集積高度化促進事業)	現場における農地利用調整のスケジュールに対応し、事業採択申請までの2年間以内に利用集積を図った農地に対して、整地、客土、暗渠整備等の簡易な基盤整備を行い、効率的な農地利用を支援します。 補助率：1/2以内	市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区	農林水産省 経営局構造改善課
3-14	企業等農業参入支援推進事業	<p>1. 農地リースの支援 企業等が利用する農地の測量調査等に必要となる経費、小作料一括前払いに必要な経費、簡易な基盤整備に必要な経費を支援し、企業等への農地リースを促進します。 (1) 遊休農地の測量調査等協定締結の支援 農地所有者が安心して貸し借りできる条件を整備し、協定締結を支援。 (2) 小作料一括前払いへの支援 小作料一括前払いにより、特定法人への農地貸付を支援。 (3) 簡易な土地基盤整備への支援 農地を営農可能な状態へ回復し、営農の早期定着を支援。 補助率：定額、1/2以内</p>	市町村、農地保有合理化法人	農林水産省 経営局構造改善課
3-15	強い林業・木材産業づくり交付金	<p>1. 望ましい林業構造の確立 高性能林業機械等の導入により、効率的な林業生産体制を早急に確立する。</p> <p>2. 特用林産の振興 特用林産物生産施設の整備等により、担い手の定着を促進さ</p>	都道府県、市町村、森林組合、PFI事業者、民間事業者、林業事業者等	林野庁経営課（窓口）・木材産業課・木材利用課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問合わせ先） 又は関連ホームページ等
		せ、山村を再生する。 3. 木材利用及び木材産業体制の整備促進 木材加工流通施設や木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等により、木材産業の構造改革と、木材・木質バイオマスの利用を推進する。 4. 林業担い手等の育成確保 雇用対策等により、担い手となる人材等の育成と林業労働災害防止のための研修等を実施する。 補助率：定額（1/2、1/3等）		
3-16	景観・自然環境保全形成支援事業	(1) 農村自然環境の保全・再生 良好な農村の自然環境を保全、再生するための取組を支援するため、活動推進上の課題について、モデル地区を設け、専門家からの助言を得つつ解決策の検討を行うとともに、必要な情報発信等を行う。 (2) 地域資源を活用した農村活性化 農村景観や自然環境といった地域資源を、まとまりを持つ田園空間として活かした農村の活性化の取り組みを支援するため、魅力ある田園空間としての要件の検討、活性化に意欲ある地区の登録、全国の先進地区で培われた知見や景観法等新たな土地利用の枠組みを活用したガイダンスの作成や普及啓発等を行う。 (3) 農村景観形成、自然再生活動を行う組織に対する直接支援 農村景観の保全・形成、自然環境の再生に向けた調査研究、保全活動等を行うNPO等の活動組織に対して直接支援するとともに、公募方式によるNPO等直接支援のためのシステム運営等を行う。 補助率：定額、1/2 以内	民間団体等	農林水産省 農村振興局資源課、地域計画官、地域整備課
3-17	森林環境保全整備事業	1. 育成林整備事業 育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網を一体的に整備します。 2. 共生環境整備 森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進する。 3. 機能回復整備事業 森林の基本的な機能の回復を図るため、被害森林の復旧、無立木の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施。 補助率：3/10、5/10（造林） 30/100、45/100、50/100（林道）	森林所有者、森林組合、都道府県、市町村等	林野庁整備課
3-18	活力ある漁村づくりモデル育成事業	本事業において対象とする取組は、漁村の活性化に資するもので、地域が主体性をもって、一体的に活動する取組で先進的かつ他地域への波及効果が高い取組等とし、テーマは次のいずれかとする。なお、以下にテーマごとの取組例を示すが、想定する事例であってこの限りではない。 (1) 地域資源を活用した新たな産業構造の形成 水産業を核とした海業等新たな産業育成、付加価値を付けた加工品等新たな商品開発、都市部への販売促進等新たな市場開拓、他産業等との連携・集積による水産業の活性化等 (2) 都市と漁村の共生・対流の促進 地域資源を活用した体験活動等交流の核づくり、団塊世代等定住者の受け入れ体制の整備、都市住民との連携による都市部活動の強化、教育関係者等との連携による持続的交流 (3) 資源環境、環境保全への対応 水産業廃棄物の再資源化等循環型社会の実現に向けた取組、漁場の維持保全等環境保全型漁業の実現に向けた取組等 (4) その他漁村活性化のインセンティブとなるもの 補助率：1/2	応募団体の要件 本事業に応募できる事業実施主体は、次に掲げる基準に適合する任意団体等とする。 (1) 実施主体が以下の①又は②に該当するもの ① 地方公共団体、水産業協同組合、民間企業、NPO、地域住民団体等で構成する任意団体を結成する場合 ② 地方公共団体、水産業協同組合、民間企業、NPO、地域住民団体等の中で協定を結ぶ場合 (2) ①の任意団体の構成員又は②の協定の当事者として、当該漁村側の自治体及び漁業者が参加していること (3) 事業執行の責任者となる代表者を定めること (4) 事業を適切に完遂できる体制が整っていること	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課環境整備班
3-19	産学官連携経営革新技術普及強化促進事業	1. 産学官連携普及活動への支援 普及組織、試験研究機関、大学及び民間等の産学官連携プロジェクトにより、先進的な農業経営の実現に必要な低コスト化、高品質化、高生産性等に関する革新技術の活用や組合せによる技術実証活動や普及活動を支援する。 また、重要な農政課題に対応した高度な技術的課題の解決に向けた技術実証活動や普及活動を支援。 2. 産学官連携技術情報支援型 産学官連携による革新技術・新品種の実用化及び普及を推進するため、民間団体による幅広い技術シーズの収集・発掘、担い手や産地が抱える技術的課題の抽出、民間企業と産地ニーズを踏まえた技術のマッチングのコーディネート活動や普及組織	民間団体等	農林水産省 経営局普及・女性課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問合わせ先） 又は関連ホームページ等
		等との調整を支援。 補助率：定額		
3-20	食品流通高付加価値モデル推進事業	食品小売業者や商店街振興組合等が生産者等と連携し、食品小売業者及び商店街（中心市街地）の活性化のための以下の取組を行う場合に支援を行うとともに、その事業効果について分析等を行う。 ① 地域農水産物を活用したメニュー提案やブランド化、オリジナル商品の開発を支援。 ② 地域農水産物の商品・栄養・調理情報等の普及・啓発を図る。 ③ 地域農水産物を活用した商店街全体の品揃えの強化を図りる。 ④ 産地交流等による地域へのサービス向上の取組を支援。 補助率：定額、1/2	民間団体	農林水産省 総合食料局流通課
3-21	地域バイオマス利活用交付金	(1) ソフト支援（地域バイオマス利活用推進交付金） ① バイオマスタウン構想の策定 ② バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築 (2) ハード支援（地域バイオマス利活用整備交付金） ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備 ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備 ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要ない肥化施設等の共同利用施設等の整備 補助率：定額	市町村等 (1) ソフト支援 市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人 (2) ハード支援 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、民間事業者等	農林水産省 大臣官房環境政策課資源循環室
3-22	バイオ燃料地域利用モデル実証事業（地域資源活用国民生活向上対策交付金）	地域における輸送用バイオ燃料の原料調達から燃料の供給まで一体となった取り組みを支援するため、市町村、都道府県、バイオ燃料製造事業者、バイオ燃料供給事業者、農業団体、バイオ燃料実需者等から構成されるバイオ燃料実証事業地域協議会（以下、「地域協議会」という。）の事業活動経費の助成、及び、輸送用バイオ燃料製造・貯蔵・供給施設の設置・改修等に要する経費及び技術実証に要する経費の助成を行う。 ①ソフト事業 ・地域協議会運営費 ・バイオ燃料技術実証経費 ②ハード事業 ・バイオ燃料変換施設整備費 ・バイオ燃料混合施設、供給施設整備費 ・その他一体的に必要なとなる施設整備費 【補助率】 ソフト事業：定額 ハード事業：1/2	地域協議会、農業団体等、バイオ燃料製造事業者、バイオ燃料供給事業者	農林水産省 大臣官房環境政策課 農村振興局地域整備課 総合食料局計画課 生産局特産振興課 農林水産技術会議事務局研究開発課
3-23	未来志向型技術革新対策事業	1. 広域的な取組の支援 野菜産地が全国的に連携したリレー出荷体制の確立、特定の実需者と連携した原料供給・産地一次加工等、広域連携により量販店や外食産業等の需要に対応するための取組を支援。 【例：定時定量供給を行うための流通拠点施設、実需者と連携した一次加工施設の整備】 2. 先進的な取組の支援 ① 自動車産業や住宅産業で利用されている新鋼材、新施工方法を園芸用ハウスへ応用する等、生産方式を大胆に変更する先進技術と一体となった取組を支援。 【例：施設園芸における大幅なコスト低減を図る超低コストハウスの整備】 ② 野菜産地が抱える生産上の共通課題を解決するための取組や大規模な投資を必要とする取組を支援。 【例：均質な苗の生産施設や全自動植機・収穫機、予冷・貯蔵施設等、生産から流通まで一貫した加工・業務用野菜の供給体制の整備】 補助率：1/2以内等	農業者団体、民間団体等	農林水産省 生産局野菜課
3-24	強い水産業づくり交付金	(1) 資源管理目標（ソフト事業） 資源管理に必要な情報の提供、資源回復計画等の作成及び普及、漁獲可能量の適切な管理並びに水面利用調整の推進に関する取組に対する支援。 (2) 資源増養殖目標 ア、ハード事業 資源回復支援施設の整備、さけ・ます増殖施設の整備、内水面	都道府県、市町村、漁業協同組合等	水産庁管理課 担当課：水産庁沿岸沖合課 担当課：水産庁栽培養殖課 担当課：水産庁防災漁村課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問合わせ先） 又は関連ホームページ等
		<p>資源増養殖等基盤施設の整備及び内水面漁業近代化等施設の整備に対する支援。</p> <p>〔対象施設：種苗生産施設、魚道、産卵場造成、養殖施設、体験学習施設等〕</p> <p>イ、ソフト事業</p> <p>錦鯉生産地の震災復旧支援。</p> <p>〔事業例：被災養鯉場に対する技術指導や病原体等の検査等〕</p> <p>（３）経営構造改善目標</p> <p>漁業生産基盤等の整備、水産物供給施設等の整備、沖縄県水産業生産基盤等の整備、燃油高騰対策関連施設の整備及びノリ養殖業構造調整・競争力強化施設の整備に対する支援。</p> <p>〔対象施設：水産物荷さばき施設、水産物加工処理施設、燃油補給施設、大型ノリ自動乾燥機等〕</p> <p>（４）漁港機能高度化目標</p> <p>漁港の高度利用のための整備に対する支援。</p> <p>〔対象施設：放置艇収容施設、漁港環境改善施設、深層水等利活用施設、防災安全施設等〕</p> <p>補助率：定額</p>		
3-25	地産地消モデルタウン推進活動対策	<p>農業、給食、商工、観光等が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」を公募によって採択し（全国3地区）、この構想の実現に向けた協議会活動や広報活動等を支援。</p> <p>補助率：1/2</p>	<p>推進事業を実施する事業実施主体は、地産地消を推進するための、生産者、消費者、学校給食関係者、商工業者、観光業者、地方公共団体等地域の幅広い関係者により組織され、一定の要件のすべてを満たす協議会とする。</p>	農林水産省 生産局総務課 生産振興推進室
3-26	地産地消モデルタウン事業	<p>「地産地消モデルタウン構想」の実現に必要な拠点施設の整備を支援。</p> <p>農産物処理加工施設又は畜産物処理加工施設（推進事業で策定する「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けて必要となる地産地消活動の拠点施設として、事業実施地区内で生産された農畜産物を取り扱う①加工施設、②直売施設、③交流施設（料理の紹介又は料理方法の普及等に必要な施設）のいずれか2つ以上の機能を複合した施設。</p> <p>補助率：1/2</p>	<p>地産地消を推進するための、生産者、消費者、学校給食関係者、商工業者、観光業者、地方公共団体等地域の幅広い関係者により組織され、一定の要件のすべてを満たす協議会の会員のうち、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、農事組合法人又は農事組合法人以外の農業生産法人等。</p>	農林水産省 生産局総務課 生産振興推進室
3-27	食の安全・安心確保交付金	<p>地域における「食事バランスガイド」の普及・活用等の促進。</p> <p>①地域におけるイベントの開催等「食事バランスガイド」の普及・活用の取組を支援</p> <p>②地域の教育ファーム推進計画作成にむけた取組等「教育ファーム」の取組を支援</p> <p>補助率：定額（1/2以内）</p>	都道府県、市町村、農業者団体等	農林水産省 消費・安全局 消費者情報官
3-28	共同活動支援交付金	<p>農地・農業用水等の資源の保全向上活動への支援。</p> <p>（１）対象農用地 交付金の算定対象の農用地は、農振農用地。</p> <p>（２）対象活動 市町村と活動組織が締結する協定に基づき、一定の要件を満たす農地・水・農村環境の保全向上活動。</p> <p>（３）対象活動組織 多様な主体が参画した活動組織であって、一定の要件を満たす活動について、関係市町村と協定の締結を行った活動組織。</p> <p>【補助率：定額】</p> <p>交付単価</p> <p>①基礎支援 国の支援額について、国、地方、農業者等の役割分担を踏まえ、活動組織に対し、10a当たり次の単価を交付。 田：2,200円（都府県） 1,700円（北海道） 畑：1,400円（都府県） 600円（北海道） 草地：200円（都府県） 100円（北海道）</p> <p>②促進費（地域の取組の更なるステップアップに係る支援） 一定水準以上の高度な資源の保全活動、質の高い農村環境保全活動等の取組が行われる場合に交付。国の支援額について、国、地方、農業者等の役割分担を踏まえ、取組水準により、活動組織に対し、10万円/年、20万円/年を交付。</p>	<p>地域協議会（都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体）及び活動組織（農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体）</p>	農林水産省 農村振興局 地域整備課 中山間整備事業推進室
3-29	営農活動支援交付金	<p>化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する等、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援。</p> <p>（１）対象地域 「農地・水・農村環境保全向上活動支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域。</p> <p>（２）対象活動 活動組織内の農業者が協定に基づき、集落等を単位として、以下の①及び②を合わせて実施する場合に支援</p> <p>①環境負荷低減に向けた地域全体の農業者による取組たい肥</p>	<p>地域協議会（都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体）及び活動組織（農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体）</p>	農林水産省 生産局 農産振興課 環境保全型農業対策室

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問合わせ先） 又は関連ホームページ等
		<p>等の有機物資源の投入、浅水代かき等の環境負荷低減の取組を、集落等の対象区域のおおむね全ての生産者が実施</p> <p>②まとまりをもって環境負荷を大幅に低減する先進的取組地域でまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減（原則5割低減）する等の先進的な取組を実施</p> <p>【補助率：定額】 （支援内容）</p> <p>①営農基礎活動支援 技術の実証・普及、土壌・生物等の調査分析等の環境負荷低減の取組に向けた活動経費として活動組織に交付する。国の支援額は、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、1地区当たり10万円。</p> <p>②先進的営農支援 先進的取組の取組面積に応じて活動組織に交付する（先進的取組を行った農業者への配分も可能）。10a当たりの国の支援額は、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲3,000円</li> <li>・麦・豆類1,500円</li> <li>・いも・根菜類3,000円</li> <li>・葉茎菜類5,000円</li> <li>・果菜類・果実の野菜9,000円</li> </ul> <p>施設で生産されるトマト、きゅうり20,000円 なす、ピーマン、いちご</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹・茶6,000円</li> <li>・花き5,000円</li> <li>・上記名称に該当しない作物1,500円</li> </ul>		
3-30	農地・水・環境保全向上活動推進交付金	<p>（1）農地・水・環境保全向上対策が広く国民の理解を得て、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るといふ対策の目的を達成するためには、</p> <p>①明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保しながら行われること、</p> <p>②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、</p> <p>③制度導入後も中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていく必要があること等から、農地・水・環境保全向上対策の実施に当たっては、本対策の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的な基準に基づく要件並びに対象活動の確認等が行われることが重要である。</p> <p>（2）本事業は、このような観点から、本対策の定着に向けて、都道府県、市町村及び地域協議会が行う交付金交付等の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。</p> <p>2 事業内容</p> <p>（1）地域協議会推進事業</p> <p>①推進・指導 集落説明会の開催、計画の作成指導等</p> <p>②地域活動指針等の作成</p> <p>③交付事務</p> <p>（2）都道府県推進事業</p> <p>①第三者委員会の設置、運営</p> <p>②地方裁量に係る方針作成</p> <p>③営農活動支援に係る技術的確認</p> <p>（3）市町村推進事業</p> <p>①協定締結協定の審査等</p> <p>②確認事務 書類審査、現地確認計画の策定等、現地確認</p> <p>補助率：定額</p>	<p>（1）地域協議会推進事業 地域協議会（都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体）</p> <p>（2）都道府県推進事業 対象活動組織（農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体）が存する都道府県</p> <p>（3）市町村推進事業対象活動組織 （農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体）が存する市町村</p>	農林水産省 生産局農産振興課 農村振興局地域整備課
3-31	広域連携等バイオマス利活用推進事業	<p>食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマスの効果的、効率的な利活用推進の取り組みへの支援に加え、バイオマスプラスチックの普及促進、バイオマスプラスチックのリサイクルシステムや国産原材料由来のバイオマスプラスチックを定着させる以下の取り組みへの支援。</p> <p>（1）広域バイオマス利活用推進（食品廃棄物等バイオマスの利活用推進）</p> <p>①関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築</p> <p>②バイオマス利活用マニュアルの策定</p> <p>③バイオマスの生産・収集・運搬システム構築</p> <p>④バイオマスの変換技術・利用促進支援</p> <p>（2）バイオマスプラスチックリサイクル推進</p> <p>①バイオマスプラスチック購入</p>	<p>（1）広域バイオマス利活用推進（食品廃棄物等バイオマスの利活用推進）</p> <p>①事業実施主体：消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者</p> <p>（2）バイオマスプラスチックリサイクル推進</p> <p>①事業実施主体：NPO法人、農林漁業者の団体、消費生活協同組合、事業協同組合、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施す</p>	農林水産省 農村振興局企画部農村政策課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問合わせ先）又は関連ホームページ等
		②バイオマスプラスチックの啓蒙普及 ③バイオマスプラスチックのリサイクル実証試験・実証委員会の開催 ④その他本取り組みの推進に必要な事項 【補助率】 (1) 1/2以内 (2) 1/2以内（※食品事業者、食品廃棄物・食器等のリサイクルを実施する事業者においては、掛り増し経費の1/2以内）	事業者、国産原材料由来のバイオマスプラスチックの事業者、食器等のリサイクルを実施する事業者	
3-32	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	(1) 都市から農村への定住等の促進 ① 定住や長期滞在の促進方策策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討 ② 支援体制の構築（住居、職業の生活情報等の一元的な情報提供や相談を行う体制の構築等） ③ PR活動の実施（定住希望者への意向調査・広報活動等） ④ 新規住民等による地域文化活動や農ある暮らしの実施等のための体制整備 ⑤ 新規住民の起業を促進するための体制整備 ⑥ 企業等との連携によるSOHO的農山漁村居住体制の整備  (2) 地域産業との連携の推進 ① 異業種連携の推進 ② 多様な主体による地域連携活動の推進 ③ 地域産業集積に向けた企業誘致 ④ 地域産業マネージャー育成・誘致 ⑤ 人材バンクの設置・運営 補助率：1/2以内	NPO法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等	農林水産省 農村振興局企画 部農村政策課
3-33	中山間地域等直接支払制度	中山間地域等直接支払制度は、対象農用地において継続的な農業生産活動を行う農業者等に対して、交付金を交付する制度。 (1) 対象地域及び対象農用地 ① ①の地域振興立法等の指定地域のうち、②の要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地 ① 対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域 ② 対象農用地 ア：急傾斜農用地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上） イ：自然条件により小区画・不整形な田（大多数が30a未満で平均20a以下） ウ：草地比率の高い（70%以上）地域の草地 エ：市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満）、高齢化率・耕作放棄率の高い農地） オ：都道府県知事が定める基準に該当する農用地 (2) 対象行為 集落協定等に基づき、①集落の将来像を明確化した活動計画の下での5年間以上継続して行われる農業生産活動等、②一定の要件の下での農用地保全体制の整備（必須要件）や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択的必須要件）の実施。 (3) 対象者 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、生産組織等を含む。） 補助率：定額	中山間地域等の市町村	農林水産省 農村振興局整備 部地域整備課
3-34	利用集積農地整備事業	現場における農地利用調整のスケジュールに対応し、事業採択申請までの2年間以内に利用集積を図った農地に対して、整地、客土、暗渠整備等の簡易な基盤整備を行い、効率的な農地利用を支援します。  補助率 1/2以内	市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区	農林水産省 経営局構造改善 課
3-35	産物流通構造改革事業	1. 実証事業 1) ビジネスモデル型 水産業協同組合と食品産業、小売業等の民間企業との連携等による、新たな水産物商品の企画、試作品の製造及び水産物商品の流通・サービスの実証試験等の事業を実施。 2) 産地市場改革型 市場の開設者又は卸売業者が、地域の水産物流通構造改革に向けた産地市場の統廃合、買受人の新規参入等を伴った産地取引	水産業協同組合等	水産庁 加工流通課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問合わせ先） 又は関連ホームページ等
		の実証試験等の事業を実施。 2. 支援事業 学識経験者、専門家等による実証事業の事業計画の審査、事業実施過程での助言及び事業終了後の評価を実施するとともに、ビジネスモデル作りや水産物流通構造改革に必要な調査(知的財産、先端的流通、ブランド化等)及び成果の普及等の事業を実施。 【補助率】 1. 実証事業 ①ビジネスモデル型：1/2 ②産地市場改革型：定額 2. 支援事業 ①実証試験調査分析・評価等事業等：定額 ②国産水産物生産消費特性調査事業：定額		
3-36	農村環境計画策定費	農村環境計画の策定を強力に推進し、環境に配慮した農業農村整備事業の円滑な推進を図る。 ① 自然・社会環境の現況把握 ② 環境整備の基本方針（代替案の検討を含む） ③ 学識経験者等の意見を踏まえた環境保全のための対策検討 ④ 農村環境計画（全体構想）の策定 補助率：1/2	都道府県、市町村	農林水産省 農村振興局企画部事業計画課
3-37	村づくり交付金	(1) 事業実施主体が、地域住民等の意向を踏まえ、村づくりの目標及び客観的な指標を策定し、国がこれらの目標、指標等を総合的に評価して事業を採択する。これにより、従来の事業採択時の審査に係る国の手続きを縮減。 (2) 事業内容に林野庁所管の「里山エリア再生交付金のうち『居住環境基盤整備』の工種」、水産庁所管の「漁業集落環境整備事業の工種（漁村生活環境基盤整備）」を追加することにより、農山漁村の生活環境の総合的、一体的な整備が可能。 (3) 事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備（ソフト経費を含む）ができる仕組みを導入。（総事業費の10%以内） (4) 事業完了後、目標の達成状況を客観的に評価し、公表する仕組みを導入。 補助率：50%（沖縄70%、奄美52%）、定額	市町村 市町村が策定する「村づくり計画」に基づいていること	農林水産省 農村振興局整備部地域整備課
3-38	田園整備事業	① 公共公益施設用地整備 市町村が策定する農村活性化土地利用構想等の実現のため、計画に位置づけられた農村の活性化に資する施設整備に必要な用地整備を実施する。 ・用地創出のためのほ場整備、用地整備、用地へのアクセス道路（用地内道路（農業集落道整備事業の要件を満たすものに限る）を含む）、用地内環境施設等整備（公園、緑地等） ② 伝統的農業施設等の整備 農村の持つ伝統的農業施設や美しい農村景観等の復元・整備（田園空間博物館の整備） ・農業集落道整備による並木道等の整備（田園散策の道（フットパス）の整備） ・農業用排水施設整備による石積み水路等の整備（伝統的農業施設の復元利用） ・景観保全整備による歴史的施設等の整備（美しい農村景観等の復元） ③ 田園交流基盤の整備 農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等（集落内道路を含む）の交流基盤を整備する。 【実施要件】 ア. 延長1km（中山間地域0.8km）以上の農業集落道等の整備 イ. ①、②の事業のうち1以上の工種を併せ行うものとする 補助率：50%（沖縄2/3、奄美52%）	都道府県、市町村等（ただし③については都道府県のみ）	農林水産省 農村振興局整備部地域整備課
3-39	高機能たい肥活用エコ農業支援事業	たい肥の利用促進のため、たい肥の肥効調整やペレット化等の新たなたい肥生産技術を用いて、畜産地域において、耕種農家のニーズにあった高機能なたい肥生産を行い、耕種地域に供給することにより、広域的に環境保全型農業に取り組むモデル地域を育成 補助率：1/2以内	農業者団体等	農林水産省 生産局畜産部畜産企画課
3-40	鳥獣害防止対策事業（捕獲体制整備事業）	この事業は、有害鳥獣の捕獲に係る担い手の育成・確保及び有害鳥獣の捕獲に必要な機材の整備を行う事業とする 補助率：定額	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業生産法人、森林組合等	農林水産省 生産局農産振興課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問合わせ先） 又は関連ホームページ等
3-41	鳥獣害防止対策事業（地域連携ネットワーク事業）	鳥獣による被害地域と被害が発生していない周辺地域が連携して、周辺地域における啓発活動、鳥獣被害に関心を有する者の募集及び研修、被害防止活動を行う事業。 補助率：定額	独立行政法人その他有害鳥獣による被害の防止対策に関して専門的知識を有する法人又は協議会等	農林水産省 生産局農産振興課
3-42	鳥獣害防止対策事業（広域連携事業）	この事業は、県域をまたがる広域地域において、被害防止対策に係る体制の整備、及び技術の向上、有害鳥獣による被害状況、行動範囲等の情報を提供する地域参加型鳥獣害情報マップの作成並びに総合的な防除技術体系の実証及び確立を行う事業とする。 補助率：定額	県域を越えて同一の個体又は個体群の有害鳥獣による被害が発生していると考えられる地域を地区とする協議会。	農林水産省 生産局農産振興課
3-43	畜産環境総合整備統合補助事業	市町村、農協等が地方の実情に合わせて行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備や、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその附帯施設の整備を支援。 補助率：1/2以内等	市町村、農協等	農林水産省 生産局畜産部畜産振興課
3-44	海岸環境整備事業	周辺のレクリエーション施設等と併せて総合的なレクリエーション機能を発揮し、海岸利用の増進に資するため、離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、便所、水飲場、進入路、駐車場、遊歩道、緑地・広場、休憩施設、更衣室・シャワー、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良又は汚染の著しい海域のヘドロ等の除去等の事業。 補助率：1/3	地方公共団体	農林水産省 農村振興局整備部防災課
3-45	海岸保全施設整備事業（局部改良事業）	海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良を行う事業。 1）短年度施行により事業効果を発揮し得るものであること。 2）総事業費は以下のとおりであること。 ①都道府県が行うもの5,000万円以上 ②市町村が行うもの2,500万円以上 【補助率】 北海道1/3、離島1/2、沖縄1/3、奄美1/2、その他1/3	地方公共団体	農林水産省 農村振興局整備部防災課
3-46	海岸保全施設整備事業（補修統合補助事業）	堤防、護岸、離岸堤、突堤、根固工、消波工、水門、樋門、排水機場等の海岸保全施設及びその他の附帯設備の補修。 （1）海岸管理者が管理する海岸保全施設であって、老朽化等により著しく機能が低下したものであること。 （2）総事業費は以下のとおりであること。 ① 都道府県が行うもの5,000万円以上 ② 市町村が行うもの2,500万円以上 補助率：1/3	地方公共団体	農林水産省 農村振興局整備部防災課

## 【テーマ4 観光振興】

### ○情報提供

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先） または関連ホームページ等
4-1	観光カリスマ百選	観光振興を成功に導いた人々を『観光カリスマ百選』として選定し、これらの方々の経歴や事績等について紹介しているサイト。また、各カリスマへの連絡方法や関連するサイトのアドレス等を掲載している。	観光関係者	国土交通省 総合政策局 観光部門 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/charisma_index.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/charisma_index.html</a>
4-2	地域づくり情報局	地域づくりに関わる事例や情報を提供しているポータルサイト。国土交通省総合政策局が発信しており、下記の5つのコンテンツがある。 ①地域づくりの事例集。 地域づくりの5つステップに事例を別けて、情報を整理している。 ②地域づくりに関わる基礎情報を整理したデータベース。主に数値データを格納している。 ③地域づくりに関わる各種資料を整理したデータベース。主に施策集や白書等の文書データを格納している。 ④各省庁から発表される記者発表のうち、地域づくりに関する記者発表を抽出してリンクしている。 ⑤地域づくりに関わる団体や行政のリンク集。	一般	国土交通省 総合政策局 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiki-joho/index.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiki-joho/index.html</a>
4-3	Green Tourism	都市と農山漁村の共生・対流の促進や都市との交流促進を通して、農山漁村地域の活性化に貢献することを目的としているポータルサイト。 農家レストラン、農産物直売所、農家民宿、伝統的な祭り、温泉、農林漁業体験施設、体験プログラム、体験ツアー、市民農園等の情報を提供している。	都道府県、市町村等	財団法人都市農山漁村交流活性化機構 <a href="http://www.furusato.or.jp/">http://www.furusato.or.jp/</a>
4-4	オーライ！ニッポン	都市と農山漁村を結ぶ情報を幅広く提供しているサイトである。都市と農山漁村の共生・対流推進会議（通称：オーライ！ニッポン会議）が、「自然豊かな農山漁村でゆっくり休暇を取ってリフレッシュしたい」「子どもたちと一緒に農林漁業体験をしてみたい」「退職したら、いや今からでもいい！農山漁村に住んでみたい」「美しい緑や棚田、水辺の風景を守るために何か自分も貢献してみたい」等、新たなライフスタイルを求める都市と農山漁村を結ぶ情報を幅広く提供している。	都道府県、市町村、NPO等	財団法人都市農山漁村交流活性化機構 <a href="http://www.ohrai.jp/">http://www.ohrai.jp/</a>

### ○人材支援（アドバイザー派遣）

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先） または関連ホームページ等
4-5	地域振興アドバイザー派遣制度	地域の活性化・交流を促進するために、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣。  派遣要領 1) 派遣地区： 30 地区程度 2) 派遣アドバイザー： 1 地区当たり原則 3 人以内 各分野における専門的、経験的知識を有する者のうちから、派遣希望地域の課題に対し適切なチーム編成となるよう国土交通省で選定。 (特例) 地域づくりの基本的な方向・推進体制の整備等、地域づくりの基本的事項に関するアドバイスを希望する市町村については、まず 1 名を派遣し、その状況次第でその後の派遣を検討する。  派遣回数：1 地区当たり原則 3 回以内 費用負担旅費(交通費、宿泊費)：国土交通省負担 謝金：第 1 回についてのみ国土交通省負担	市町村等	国土交通省 都市・地方整備局 地方整備課 <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_2.html">http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_2.html</a>

## ○資金援助

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
4-6	観光ルネサンス補助制度	<p>観光地の活性化に取り組む「民間」の活動を支援する制度。</p> <p>(1) 観光商品の企画開発・商品化事業費用 周遊バス等の開発・制度設計等のための専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費</p> <p>(2) 地域イベント活性化事業費用 専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費</p> <p>(3) インターネットによる多言語情報発信事業費用 多言語WEBコンテンツ作成費(システムの設計・構築・運用試験・ハードウェア料金、保守管理費等)</p> <p>(4) 多言語人材育成事業費用 講師等の派遣費、教材の作成費、その他これに関連する経費</p> <p>(5) 観光案内所、観光交流施設等の整備・運用費用 伝統的建築物の購入費、修繕・改築費、案内所等の運営費、多言語の観光パンフレット・地図等の作成費、その他これに関連する経費</p> <p>(6) 外国人対応観光案内標識等の整備費用 外国人対応の観光案内標識等の整備費</p> <p>(7) 手づくり観光サービス起業化支援事業費用 地域資源を活用した土産品等の開発・販売事業等の起業化支援及び空き店舗活用事業、その他これに関連する経費</p> <p>(8) 外客満足度向上事業費用 外国人観光客の満足度向上に資する観光施設等の満足度診断事業、外国語放送受信システム導入事業、その他これに関連する経費</p> <p>(9) 上記(1)～(8)の事業を実施する場合の、これと一体となって実施することにより効果が見込まれる事業費、調査費補助率:40%(上限)</p>	<p>民間の組織:公益法人、NPO、三セク等。 ただし、地方公共団体との連携が必要。</p> <p>①市町村は、単独又は複数で、地域の統一的な観光戦略である「地域観光振興計画」を策定。</p> <p>②同計画に沿って観光地の活性化構想に取り組む民間の組織を、市町村が認定(エリア・ツーリズム・エージェンシー(ATA)と称する)。</p> <p>③構想認定を受けた民間組織(ATA)が単独又は共同(ATA・地方公共団体等)からなる協議会)で実施する事業で、観光ルネサンス事業検討会の推薦をうけて国土交通省で補助採択した事業の実施に要する以下の経費を補助する(観光ルネサンス補助制度)。また、税制優遇措置等により支援。</p>	<p>国土交通省 総合政策局 観光部門 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/index.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/index.html</a></p>
4-7	まちめぐりナビプロジェクト	<p>地域の創意工夫を活かした取り組みを公募し、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図る。国と地方公共団体、民間事業者等が連携して、それぞれ相応の取り組みを行うことを前提とする。</p> <p>本プロジェクトにより国が負担できる費用は、実施準備のための費用、広報周知のための費用、情報提供の取り組みに係る費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用です。観光案内所等の施設整備費については対象とならない。</p> <p>事業の基本構想等を策定するために関係者からなる協議会を設置して、事業計画書を作成します。(応募の段階では「協議会」が設置されている必要はありません。)この協議会は、事業実施にあたっての中心的な役割を果たす。[*関係者とは、市町村、都道府県、地方運輸局企画観光部、地方整備局企画部、地方整備局道路部、有識者、警察、観光協会、観光関係事業者、NPO団体、地元関係者、民間事業者等が候補として挙げられます。]</p>	<p>単一もしくは複数の地方公共団体又は国の行政機関</p>	<p>国土交通省総合政策局 観光部門 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/machinavi.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/machinavi.html</a></p>
4-8	国際交流拠点の整備(観光基盤施設整備事業)	<p>外国人が日本の伝統文化等を体験できる施設等の整備に対する支援。具体的には、外客来訪促進地域を訪れる外客に対し、当該地域の紹介及び外客のニーズに応じた同地域の観光ルート等の情報提供、同地域のテーマを反映した文化、歴史、伝統芸能等を直接体験できる施設を整備するもので、外客が同地域を旅行しやすい環境づくりを行う拠点として機能するもの。</p> <p>補助対象施設:文化歴史自然等案内施設・体験施設、交流広場、園地、案内板、水処理施設、廃棄物処理施設、国際交流推進事業(オープニングセレモニー・記念セミナー等の完成年度における立上げソフト事業)</p> <p>補助率1/3: 補助金限度額5千万円</p>	<p>都道府県(市町村が整備主体の場合には間接補助事業)</p>	<p>国土交通省総合政策局 観光部門 <a href="http://www.vip.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/nfra.html">http://www.vip.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/nfra.html</a></p>
4-9	快適観光空間の整備(観光基盤施設整備事業)	<p>外国人が歩いて楽しめる観光地づくりに対する支援。具体的には、外客来訪促進地域を訪れる外客に対し、ルート化された生きた街を散策してもらい人々の生活に触れ、住民との交流を図るといふ街を舞台とした真の国際交流ができる魅力ある観光地づくりを行うもので、外客に本当の日本を知ってもらう場として機能するものである。</p> <p>補助対象施設:文化歴史自然等案内施設・体験施設、小規模休憩施設、案内板、修景(植栽、街灯)、国際交流推進事業(オープニングセレモニー・記念セミナー等の完成年度における立上げソフト事業)</p> <p>補助率1/3: 補助金限度額1億円</p>	<p>都道府県(市町村が整備主体の場合には間接補助事業)</p>	<p>国土交通省総合政策局 観光部門 <a href="http://www.vip.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/nfra.html">http://www.vip.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/nfra.html</a></p>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
4-10	広域観光テーマルートの整備(観光基盤施設整備事業)	一定のテーマコンセプトのもとに観光目的地の広域化をもたらす事業に対する支援。具体的には、一定地域内に自動車旅行ルートを設定し、旅行者に対し、観光資源や観光施設等の情報提供する施設を整備するもので、旅行者が容易に目的地に到達するとともに周辺の観光施設の活性化に資するもの。 補助対象施設：広域観光案内板、小規模休憩施設(トイレ、四阿、ベンチ) 補助率 1/3 : 補助金限度額 1億円	都道府県(市町村が整備主体の場合には間接補助事業)	国土交通省総合政策局 観光部門 <a href="http://www-vip.mlit.go.jp/sogo/seisaku/kanko/infra.html">http://www-vip.mlit.go.jp/sogo/seisaku/kanko/infra.html</a>
4-11	バリアフリー観光空間の整備(観光基盤施設整備事業)	高齢者等が快適にかつ安心して散策しながら観光できる空間形成を図る事業に対する支援。観光資源が散在し、高齢者でも歩いて回れる散策ルートを形成している地域を対象に、バリアフリー型トイレの重点的整備や、自治体が保有する観光案内所、休憩施設等のバリアフリー化等について、高齢者等にとっても快適な観光ルート整備を目的としている。 補助対象施設：バリアフリー型トイレ、バリアフリー型エレベーター・エスカレーター、観光案内所・観光施設のバリアフリー化、バリアフリー休憩拠点、点字等付案内板 補助率：1/3 補助金限度額 5千万円	都道府県(市町村が整備主体の場合には間接補助事業)	国土交通省総合政策局 観光部門 <a href="http://www-vip.mlit.go.jp/sogo/seisaku/kanko/infra.html">http://www-vip.mlit.go.jp/sogo/seisaku/kanko/infra.html</a>
4-12	都市地方連携推進事業	都市と地方の農山漁村等の市町村や住民・NPO等の連携により行われる先導的な交流事業をソフト・ハード両面にわたり一体的に支援。 都市と地方の農山漁村等の市町村や住民等が連携・参画して都市地方連携プログラムを策定し、プログラムに基づき実施される交流推進のための地域活動、施設整備、社会実験等を実施するもので、実施期間は原則3カ年度。 補助対象：調査費(都市地方連携プログラム策定経費)、設計費、工事費、地域活動等推進費(ソフト事業経費、社会実験経費)、事務費 なお、本事業で整備する施設は以下のものに限り、 ・既存ストックを活用する施設(増改築及び附属施設等) ・関連公共事業等と連携し、相乗的な効果を発現する施設 ・その他、早期効果発現、コスト縮減等、より高い効果をあげる施設 補助率：1/3以内	市町村	国土交通省 都市・地方整備局 地方整備課 <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_1.html">http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_1.html</a>
4-13	施設整備(離島体験滞在交流促進事業)	離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援するための事業に対して国として補助を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図るものである。 離島の自らの創意工夫による自立的発展を促進するために必要な施設の整備に要する経費について補助を行う。 補助対象施設 ・産業の振興：特産品販売施設、地域産業体験創作施設等 ・教育及び文化の振興：自然体験学習施設、伝統芸能体験施設、伝統工芸体験施設、資料館等 ・観光の開発：観光情報提供施設、海水浴施設、キャンプ場、ダイビング施設等 補助率 1/2 以内 補助額 8,500千円～(年間) 事業実施期間 2カ年以内	市町村	国土交通省 都市・地域整備局 離島振興課 <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/">http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/</a>
4-14	活用プログラム作成等(離島体験滞在交流促進事業)	離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援するための事業に対して国として補助を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図る。 地域が自立的発展をするために行う各種プログラムの作成及び、インストラクター等人材育成に必要な経費について補助を行う。 補助対象事業 ・プログラム作成費 ・人材の確保・育成費 ・プログラム実施準備費 ・その他活動経費 補助率：1/2 以内 事業実施期間 2カ年以内	市町村	国土交通省 都市・地域整備局 離島振興課 <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/">http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/</a>
4-15	交流事業(離島体験滞在交流促進事業)	離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援するための事業に対して国として補助を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図るものである。 島の特性を生かした経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流の活性化を図る各種事業に要する経費について補助を行う。 補助対象事業 ・産業の振興：特産品開発・研修事業、農林水産体験事業等	市町村	国土交通省 都市・地域整備局 離島振興課 <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/">http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		<p>・教育及び文化の振興：体験学習事業、伝統芸能・工芸体験事業及び人材育成研修事業等</p> <p>・観光の開発：観光情報提供事業、モニターツアー、イベント等</p> <p>補助率：1/2 以内 事業実施期間1カ年</p>		
4-16	離島振興施設の耐震化、バリアフリー化(離島体験滞在交流促進事業)	<p>離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援するための事業に対して国として補助を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図る。</p> <p>「地域防災拠点となる公共施設等の耐震化」を目的として、過去に整備した離島振興施設の耐震化に要する経費の補助を行う。また、既存の離島振興施設のバリアフリー化を推進するため、それに要する経費の補助を行う。</p> <p>補助対象事業</p> <p>【離島振興施設の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象離島開発総合センター</li> <li>昭和56以前(旧耐震基準)に建設した施設で、地域防災計画に位置づけられているもの</li> <li>・内容耐震診断、耐震改修工事(診断後に改修が必要な場合)</li> </ul> <p>【離島振興施設のバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象離島開発総合センター、及びコミュニティアイランド推進施設</li> </ul> <p>平成6年以前に整備した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容バリアフリー化工事(エレベーターの設置、スロープ・トイレの整備等)</li> </ul> <p>補助率：1/2 以内 事業実施期間2カ年以内</p>	市町村	国土交通省 都市・地域整備局 離島振興課 <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chir/it/">http://www.mlit.go.jp/crd/chir/it/</a>
4-17	過疎地域等活性化推進モデル事業	<p>過疎地域等の活性化を促進するために行う調査、研究、人材育成、その他の地域活性化推進活動事業に要する経費について補助を行う。</p> <p>対象事業</p> <p>補助対象事業内容</p> <p>ア 調査(地域資源調査、市場調査、U・Iターン調査等)</p> <p>イ 助言(アドバイザー招へい、技術技能講習等)</p> <p>ウ 人材育成(研修、先進地視察、シンポジウム等)</p> <p>エ その他(PR事業、交流イベント、物産展、試作品等)</p> <p>補助率：1/2以内 事業実施期間単年度</p>	過疎関係市町村 過疎関係市町村が1/2以上で構成される広域市町村圏の一部事務組合等	総務省 自治行政局過疎対策室 <a href="http://www.soumu.go.jp/g-gyousei/2001/kaso/ka/somain0.htm">http://www.soumu.go.jp/g-gyousei/2001/kaso/ka/somain0.htm</a>

## ○調査事業等

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
4-18	観光まちづくりコンサルティング事業	<p>一定の基準を満たす地域を半年ごとに1~3ヶ所選定し、集中的なコンサルティング(=「観光まちづくりコンサルティング事業」)を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各地における地域観光マーケティング活動を促進するために、各地方運輸局・地方整備局が事務局となり、自治体・観光関係団体・NPO等を対象とした「地域観光マーケティング促進セミナー」を開催し、「地域観光マーケティング促進マニュアル」と「地域観光マーケティング戦略シート」を配布・説明する。</li> <li>ブロック地域単位で各地方運輸局・地方整備局に「観光まちづくりアドバイザー会議」を設置。同会議では、各地域から提出された「地域観光マーケティング戦略シート」に記載されたデータを元に、各地域の観光振興に向けた具体的な取り組みに関する情報を収集・整理するとともに「地域の要請等に応じて適宜、アドバイザー会議メンバーによるアドバイスをを行う」「地域の情報(商品化に向けたアイデアや担当窓口に関する情報、推進主体のHPへのリンク等)を国土交通省のホームページに掲載する」「各地域と旅行会社との商談会を開催する、等の各種事業を実施する」といった取り組みを行う。</li> <li>アドバイザー会議では、各地域から提出された「地域観光マーケティング戦略シート」の内容を審査し、一定の基準を満たす地域を半年ごとに1~3ヶ所選定し、集中的なコンサルティング(=「観光まちづくりコンサルティング事業」)を実施。また、選定された地域については、旅行会社の協力を得て旅行商品化と実際の誘客活動を行う。</li> </ol>	自治体・観光関係団体・NPO等	国土交通省 総合政策局 観光部門 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/marketing.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/marketing.html</a>

## 【テーマ5 新規事業】

### ○情報提供

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
5-1	J-Net21	J-Net21 は中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業のためのポータルサイト。公的機関の支援情報を中心に、経営に関するQ&Aや数多くの企業事例等が簡単に調べることができる。地域資源活用した新規ビジネス創出を目的とした「地域資源活用チャンネル」サイトがある。	中小企業等	J-Net21 <a href="http://j-net21.smrj.go.jp">http://j-net21.smrj.go.jp</a>
5-2	JAPAN ブランドポータルサイト	日本各地の地域の歴史や文化の中で育まれてきた素晴らしい素材や技術等の地域資源を地域ならではの「強み」と捉えた上で、現代の生活に適合させたり、海外の市場にも目を向けたりしながら進化させていく「JAPAN ブランド」のためのポータルサイト。	商工会・商工会議所等	JAPAN ブランドホームページ <a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>
5-3	創業・ベンチャー国民フォーラム	今後、起業経験者や学識経験者に加え、国民各層の幅広い分野の方々を結集し、起業家精神の発揮、高揚にむけての国民的議論の喚起、社会的諸制度の改革にむけての政策提言、模範となる起業家、起業家支援組織等に対する顕彰等の普及啓発活動を国民運動として展開するためのフォーラム。ベンチャービジネスに関するポータルサイト。	ベンチャー企業、創業予備軍	創業・ベンチャー国民フォーラム <a href="http://www.j-venture.info/">http://www.j-venture.info/</a>
5-4	新規・成長分野企業等支援情報プラザ	独立行政法人雇用・能力開発機構が運営する、創業・新分野進出のためのポータルサイト。公的機関の支援制度情報、セミナー情報、企業事例や雇用・経営に関するQ&A等が掲載。	創業・新分野進出に興味を持つ企業者、求職者	新規・成長分野企業等支援情報プラザ <a href="http://www.ehdo.go.jp/plaza/">http://www.ehdo.go.jp/plaza/</a>
5-5	地域科学技術ポータルサイト	支援機関、支援施策、情勢、補助金の公募を整理、集約検索できる地域科学技術の発展を支援するためのポータルサイト。	研究者	地域科学技術ポータルサイト <a href="http://www.chiiki.go.jp/index.php">http://www.chiiki.go.jp/index.php</a>
5-6	JAMBO(日本新事業支援機関協議会:ポータルサイト)	新事業創出促進法(中小企業新事業活動促進法に統合)の趣旨に基づき、1999年6月に設立された協議会。企業の新事業創出に向けた取り組みに対し、適切な支援を行う総合的な支援体制(地域プラットフォーム)の構築を目指すとともに、それを構成する支援機関、自治体、関係省庁等や海外の連携機関との連携を図り、新事業創出を促進します	新事業創出支援機関、企業、自治体等	JAMBO(日本新事業支援機関協議会:ポータルサイト) <a href="http://www.janbo.gr.jp/index.html">http://www.janbo.gr.jp/index.html</a>
5-7	IT経営応援隊(IT経営実践促進事業)	IT経営応援隊(中小企業の経営改革をITの活用で応援する委員会)とは、経営革新を目指し、ITの利活用を図る中堅・中小企業の経営者等を応援するポータルサイト。研修会、事例、IT経営の教科書等の情報提供を実施。	経営革新を目指し、ITの利活用を図る中堅・中小企業の経営者等 経営革新を目指し、ITの利活用を図る中堅・中小企業の経営者等を支援したいと企画する行政等	IT経営応援隊(ポータルサイト) <a href="http://www.itouentai.jp/">http://www.itouentai.jp/</a>
5-8	産業クラスター計画(ポータルサイト)	産業クラスター計画とは、地域の中堅中小企業・ベンチャー企業等が大学、研究機関等のシーズを活用して、IT、バイオ、環境、ものづくり等の産業クラスター(新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態)を形成し、国の競争力向上を図ることを目指す計画。産業クラスターの形成にとって最も重要な技術革新は、新たな技術やアイデアをもとに競争力ある製品、商品を市場に送り出し、経済社会に大きなインパクトを与える。イノベーションを次々に創出できる環境を地域に整備することが産業クラスター計画の基本です。経済産業省では、そうした環境整備を通して、新たなベンチャー企業や世界に通用する中堅・中小企業等からなる産業クラスターが、地域に形成されることを目指すための情報提供を実施。	技術革新をめざす企業、自治体等	産業クラスター計画(ポータルサイト) <a href="http://www.cluster.gr.jp/index.html">http://www.cluster.gr.jp/index.html</a>
5-9	食料産業クラスター展開事業関連情報(ポータルサイト)	「食料産業クラスター」とは、地域の食品産業が中核となり農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関及び行政等の異業種を含む産学官が連携し、地域の農林水産物と加工技術を活用した付加価値の高い新たな加工食品や地域ブランドの創出、販路開拓等の事業展開を通じ、地域経済の活性化を目指す集団をいう。平成17年度から各地域で「食料産業クラスター協議会」が設立され、農林水産業と食品産業等とのマッチング、新製品開発、人材育成等の食料産業クラスターに関する情報提供を行っている。	食品産業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通・小売業、行政等	食料産業クラスター展開事業関連情報(ポータルサイト) <a href="http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm">http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm</a>
5-10	新連携支援地域戦略会議	全国9カ所の地域ブロックごとに設置された新連携支援地域戦略会議において、下記のサポートを受けることができる。連携体の運営方法(規約作成、工程管理等)のアドバイス、連携体に不足している連携先(大学、NPO、商社等)のマッチング、ビジネスプランづくりにあたっての問題発掘・仮説の提供・検証、ピ	2社以上の異分野の中小企業	新連携支援地域戦略会議ポータルサイト <a href="http://www.smrj.go.jp/shinrenk">http://www.smrj.go.jp/shinrenk</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先）または関連ホームページ等
		ジネスプラン実行にあたっての資金調達、特許契約の締結等課題への対応、より広い市場を目指した販路開拓の実現へのアドバイス		ei/
5-11	食料産業クラスター展開事業関連情報（食品産業支援情報発信機能強化事業）	食料産業クラスターの形成の中核となる地域の食品産業等の新たな事業展開を促進するため、行政等関係機関による支援施策や各種の情報を収集・一括管理し、食品産業等へ発信する取組に対し支援。	食品産業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通・小売業、行政等	食料産業クラスター展開事業関連情報（ポータルサイト） <a href="http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm">http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm</a>
5-12	創業塾	創業予定者を対象に、事業を開始するための心構え、ビジネスプラン作成方法、融資制度や創業事例紹介等、実際の創業に役立つ知識を約30時間で習得する講座。商工会・商工会議所で企画運営・創業・起業にあたっての心構え、ビジネスプラン作成のポイント、税務・法務等、創業に必要な実践的内容について、経営コンサルタント、中小企業診断士、創業体験者等が講義。	創業予定者	商工会・商工会議所
5-13	地域資源活用チャンネル	中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）は、「中小企業地域資源活用プログラム」の一環として、地域の「強み」となり得る産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業に対し、事業の構想段階の相談から商品開発、販路開拓等のアドバイス、ノウハウ提供を実施。	中小企業	地域資源活用支援事務局（ポータルサイト） <a href="http://www.smrj.go.jp/chikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chikishigen/index.html</a>
5-14	経営革新塾	新事業展開等を目指す若手後継者の方等を対象に経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウ等、経営革新に役立つ知識を約20～30時間で習得する講座。 【講座内容】 経営革新の必要性とその進め方、経営革新成功事例研究、経営環境分析、事業戦略構築、経営革新のための戦略プラン作成等、経営革新に必要な実践的内容について、経営コンサルタント、中小企業診断士、専門家による講義・演習。	法人又は個人事業主として事業を営んでいる経営者・後継者で、新商品・新技術等新事業展開を目指す方、新市場開拓を目指す方、既存事業の底上げを目指す方。	商工会・商工会議所

### ○人材支援（アドバイザー派遣）

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先）または関連ホームページ等
5-15	経営革新支援アドバイザー	経営革新のための窓口相談を行う。各県拠点となる商工会議所が窓口を開設。	経営革新を望む中小企業	経営革新支援アドバイザーセンター <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/kakushin.centa.html">http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/kakushin.centa.html</a>
5-16	企業等OB人材マッチング全国協議会	中小企業・ベンチャー企業の事業展開に必要な経営や技術等の課題解決に必要なOB人材とのマッチングを行う。人材派遣会社やコンサルティング会社等へのOB人材の紹介はしない。全国の商工会議所、地域協議会等が中心となって収集。	企業OBおよび企業OB人材を必要とする企業	企業等OB人材マッチング全国協議会 <a href="http://www.objinzai.jp/">http://www.objinzai.jp/</a>
5-17	企業等のOB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援	様々な経営課題を抱えている中小・ベンチャー企業に、退職後も自らの知識・経験・ノウハウを活かしたいという意欲を持つ企業等OB人材とのマッチングを支援する。中小・ベンチャー企業では、内部人材だけでは解決が困難な経営課題等を、本事業の活用で経験豊富な企業等のOB人材が直接企業を訪問し、課題解決を支援してもらえる。	経営戦略の見直しや新事業展開、海外進出、IT活用、生産効率化、品質管理等の経営課題を抱えている中小・ベンチャー企業	日本商工会議所 または商工会議所 <a href="http://www.objinzai.jp">http://www.objinzai.jp</a>
5-18	市場志向型ハンズオン支援事業（地域資源活用企業化支援事業）	全国10ブロックに支援拠点となる事務局を設置し、マーケティング等に精通した専門家による相談に応じている。市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価に関するアドバイス等徹底したハンズオン支援を行う。地域資源の事業化に挑戦する企業、連携して新事業展開に乗り出す企業等がサポートの対象。有望案件についてはマーケティング、金融、デザイン、知財等の専門家で、個別支援チームを結成して、サポートする体制を組む。	中小企業・組合等	各経済産業局中小企業課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先）または関連ホームページ等
5-19	地域資源活用支援事務局による支援	中小機構の各支部および沖縄事務所内の全国10カ所に「地域資源活用支援事務局」を設置している。事業者に対し、事業計画の事業性の評価や商品開発、市場調査、販路開拓等についてアドバイス等を行う。 支援事務局には、ビジネスに精通したジェネラルマネージャー、プロジェクトマネージャーが常駐するとともに、各種専門知識をもつ支援アドバイザーを配置し、事業の構想段階の相談から事業計画のブラッシュアップ支援、法律に基づく事業計画認定後のフォローアップ支援を実施。、地域の支援事務局による事業化支援をサポートする全国推進事務局を、中小機構本部（東京都）に設置し、首都圏での販路開拓支援や全国レベルでの業種別支援等を行う。	中小企業・組合等	地域資源活用支援事務局（ポータルサイト） <a href="http://www.smrj.go.jp/chikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chikishigen/index.html</a>

## ○資金援助

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先）または関連ホームページ等
5-20	地域資源活用売れる商品づくり支援事業（補助金）	中小企業地域資源活用促進法の事業計画の認定を受けた地域の中小企業、組合等が行う新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発やデザイン改良、展示会出展等に係わる経費の一部を補助。 補助率：2/3以内	法律の認定を受けた地域の中小企業、組合等	各経済局
5-21	地域企業立地促進等補助事業	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）に基づき、地方公共団体を始めとした地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための取組を支援する。 【補助対象となる事業】 企業立地促進法に基づき、地方公共団体等とともに地域産業活性化協議会を構成する公益法人等の民間事業者が、地方公共団体等と協働して行う以下の事業 a. 地域産業活性化協議会活動支援事業（3次募集） 企業立地促進法に基づく「基本計画」の策定に必要な事業 b. 産業立地支援事業（2次募集） 企業誘致等の専門家を活用した情報発信や個別の誘致活動を行う事業 c. 人材養成等支援事業（2次募集） 誘致等対象産業のニーズを踏まえ、企業立地又は事業高度化につながる地域の人材養成、セミナー等を地域の教育機関や民間企業等を活用して行う事業 【補助率】 a. 地域産業活性化協議会活動支援事業 補助対象経費の2/3以内 b. 産業立地支援事業 補助対象経費の2/3以内 c. 人材養成等支援事業 補助対象経費の10/10以内	民間事業者（公益法人、認可法人、第三セクター等）	各経済産業局
5-22	地域資源活用型研究開発事業	本事業は、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域における産学官の強固な共同研究体を組織して行う、地域に存在する資源（地域資源）を活用した、新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を実施する。 契約形態：委託契約 1件当たりの委託金額：原則、初年度目3千万円以内、2年度目2千万円以内	地域の大学・公的研究機関と民間企業等が共同研究体を構成すること。 提案は管理法人が行うこと。 地域資源を活用した研究開発課題であること	各経済産業局
5-23	生活文化産業基盤整備事業費補助金（健康情報基盤整備事業）	ライフスタイルの多様化、少子高齢化、グローバル化等社会経済の変化が急速に進展する中で、生活者が安全・安心で快適に活動ができるような社会環境を整備し、生活用品を開発・普及させていくことが求められている。 このため、当該補助事業は、安全・安心・快適な社会生活を実現する人間生活・福祉関連生活の基盤を構築するため、自主参加型データベースの基本設計、及び生活者の快適性向上や健康性向上に資する製品・サービスの開発・普及に必要となる個々の身体特性の測定とそのデータの蓄積を実施している事業に対し、支援を行う。 【補助対象となる事業】 以下の条件を満たす身体特性の測定及びデータの蓄積を実施すること。		経済産業省 製造産業局 デザイン・人間生活システム政策室

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先）または関連ホームページ等
		データ収集に係るもの データベース構築に係るもの データの蓄積・管理に係るもの 実施体制に係るもの。		
5-24	電源地域産業資源機能強化事業等補助金（新事業支援施設等の整備事業）	電源地域内における新事業支援施設等又は電源開発促進対策特別会計法第1条第2項に規定する電源立地対策により整備され、若しくは整備が予定されている施設若しくは設備（以下、特定施設等という。）の有効活用による産業の振興に資する事業等の実施に要する経費の1/2を国が補助。 ①研究開発施設・研究機器等の整備上限：概ね10億円程度 下限：100万円 ②顧客利便施設、小売業務円滑化施設、研究開発施設、製販一体型施設、展示・販売施設、貸事業場の整備上限：概ね10億円程度 下限：都道府県…1000万円、市町村…300万円 ③研究開発施設、人材育成施設、貸事業場、貸工場上限：概ね10億円程度 下限：都道府県…1000万円、市町村…300万円	①都道府県、市町村、第3セクター、（PFI事業者） ②原子力発電用施設等周辺地域内であり、かつ、中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地内 ③電源地域内であり、かつ、中小企業新事業活動促進法に基づく高度技術産学連携地域内	各経済産業局
5-25	戦略的基盤技術高度化支援事業（中小企業技術基盤強化等委託費）	我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術（ casting,鍛造,切削,めっき等）に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進することを目的としている。 ○研究開発期間と研究開発費の規模及び要件 【一般枠】 研究開発期間 2年度若しくは3年度 研究開発規模（上限額） 平成19年度（平成20年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額が、6千万円以下。提案要件なし。 想定件数 1件当たり6千万円とすると、70件程度採択予定。 【川下分野横断枠】 研究開発期間 2年度若しくは3年度 研究開発規模（上限額）平成19年度（平成20年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額が、1億5千万円以下。 提案要件「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に示されている複数の産業分野における高度化目標を設定でき、かつ、複数の産業分野の川下製造業者等が研究開発に参画していること。 想定件数 1件当たり1億5千万円とすると、5件程度。	ものづくり中小企業者	各経済産業局
5-26	中小企業戦略的IT化促進事業	中小企業者の利活用に配慮された電子データ交換（EDI）システムを構築するために実施する以下の事業に対し、経費の一部を国が補助することにより、EDIシステムの普及促進を図ることを目的とし、特に製造業における共通システムの構築を支援する。 (1)EDIシステムの構築に向けた事前調査研究を行う事業 (2)EDIシステムの開発・導入を行う事業 「EDIシステム」とは、受発注の手続きを電子化して行う電子商取引に代表される、企業間および企業内における電子データ交換の仕組みであり、企業の内外から取り込まれた（入力された）電子データが、設計データ連携システム、生産工程管理システム、販売実績管理システム等の企業内基幹業務に一気通貫（シームレス）に活用できるシステムも含まれる。 ○補助率 補助対象経費の1/2以内 ○補助金の規模 a. 事前調査研究枠 500万円～3,000万円/件 b. 開発・導入枠 1,000万円～1億円/件	中小企業者を含むコンソーシアム、組合、連合会及び団体	各経済産業局

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先）または関連ホームページ等
5-27	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業	<p>補助対象となる事業は、中小企業が自ら行う新製品、新技術に関する研究開発。</p> <p>○補助対象経費 補助対象となる経費は、次の①～⑧に掲げる研究開発に要する経費。</p> <p>① 原材料及び副資材の購入に要する経費 ② 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ③ 機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ④ 外注加工・検証等に要する経費補助率は、補助対象経費の2/3以内。 ⑤ 技術指導の受入れに要する経費 ⑥ 研究開発委託に要する経費 ⑦ 直接人件費 ⑧ 特許取得費</p> <p>補助限度額は、1件当たり4,500万円。下限は100万円</p>	中小企業者、および創業予定の個人、中小企業団体等	各経済産業局
5-28	新連携対策補助金（事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業）	<p>（1）事業化・市場化支援事業 中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取り組みを支援。具体的には、複数の中小企業が連携して行う新事業に必要な新商品開発（製品・サービス）に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費を補助。</p> <p>（2）連携体構築支援事業 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具体化を図るため、自己の優れた経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を持ち寄り、他者（企業、組合、研究機関、NPO等）と連携体を構築する取り組みを支援。具体的には、連携構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助。</p> <p>【補助率】 補助率：2/3</p> <p>（1）事業化・市場化支援事業 事業化・市場化：1件あたりの補助金額は、2,500万円以内 技術開発を伴う事業化・市場化：1件あたり補助金額3,000万円以内</p> <p>（2）連携体構築支援事業 1件あたりの補助金額は、500万円以内</p>	<p>（1）事業化・市場化支援事業 中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者であること。</p> <p>（2）連携体構築支援事業 中小企業者であること。</p>	各経済産業局
5-29	地域資源活用新事業展開支援事業費補助金（地域資源活用売れる商品づくり支援）	<p>地域の優れた資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、文化財、観光資源等）を活用した新商品・新役務の販路開拓を目的として補助対象者が行う市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新役務の開発（試作、研究開発、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費について補助。</p> <p>補助対象経費の2/3以内</p>	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者。	中小企業庁ホームページ <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/sogyo/">http://www.chusho.meti.go.jp/sogyo/</a>
5-30	中小企業活路開拓調査・実現化事業	<p>単独では解決することが難しい問題（規制緩和への対応、環境問題等）を改善するために、連携して取り組む調査、実現化を図る際に支援を受けることができます。</p> <p>■補助率 10分の6 全国中央会（以下中央会）に対し、事業内容を提出し応募 中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定 中央会から、補助金受給 中央会に対し、事業成果を報告</p>	連携して事業を行う方（中小企業組合、任意グループ、社団法人、共同出資会社）	全国中小企業団体中央会 <a href="http://www.chuo-kai.or.jp">http://www.chuo-kai.or.jp</a>
5-31	イノベーション実用化助成事業	<p>1) 単独企業支援型 科学技術基本計画における重点分野等の戦略的技術領域・課題に係る技術の実用化開発であって、以下のいずれかに該当する事業</p> <p>①産業技術実用化開発助成事業 補助期間終了後3年以内で事業化できるテーマの実用化開発を対象とする。また、資本金300億円未満の企業を対象。研究開発型ベンチャー技術開発助成事業（単独申請型）研究開発型ベンチャー企業（単独申請）を対象。</p> <p>②次世代戦略技術実用化開発助成事業 開発リスクがより高い革新的な技術シーズであって、補助期間終了後5年以内で事業化できるテーマの実用化開発を対象。</p> <p>■補助金額 年間約1億円以内 ■補助率 補助対象経費の3分の2以内 ■補助対象期間 2年間（必要に応じて1年間延長） ■募集期間（平成19年度）平成19年4月～（予定）</p>	民間企業、大学等	NEDO技術開発機構 <a href="http://www.nedo.go.jp/">http://www.nedo.go.jp/</a>

整理 番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関（問い合わせ先）または関連ホームページ等
		<p>2) 産学連携型</p> <p>①産学連携型（マッチングファンド）研究開発事業 科学技術基本計画における重点分野等の戦略的技術領域・課題に係る技術であって、大学主体又は企業主体の産学連携による実用化研究開発を対象とする。 ■補助率 補助対象経費の3分の2 ■補助対象期間 3年間以内</p> <p>②産学連携型（マッチングファンド）事前調査事業の研究開発事業に係る事前調査事業（F/S調査）を対象とする。 ■補助率 補助対象経費の3分の2 ■補助対象期間 1年間以内</p>		

④優遇措置

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
5-32	経営革新支援事業	経営革新計画の承認を受けると、以下のような各種の支援策がご利用になれる。支援策を受ける際には、別途支援機関の審査が必要である。 ①政府系金融機関による低利融資制度 ②信用保証の特例 ③課税の特例(設備投資減税、留保金課税の停止) ④特許料等の減免措置 ⑤販路開拓コーディネーター事業 「経営革新計画」を作成するため、都道府県の担当部局、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、シニアアドバイザーセンター等に相談。「経営革新計画」が出来たら、都道府県または国の担当部局に申請。	中小企業者	各経済産業局担当部局及び各都道府県商工部局
5-33	地域資源活用事業(窓口相談)	マーケティング等に精通した専門家が地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売に関心のある中小企業、組合等からの様々な相談に応じ、必要なアドバイスを行う。	中小企業	地域資源活用支援事務局ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/chiiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiiikishigen/index.html</a>
5-34	環境・エネルギー対策資金(アスベスト関連)	中小公庫、国民公庫による貸し付け 貸付限度額: 【中小公庫】設備資金7億2000万円(うち、運転資金は2億5000万円) 【国民公庫】設備資金7200万円(うち、運転資金は4800万円) 貸付利率:特別利率 貸付期間:設備資金15年以内、運転資金7年以内 担保、保証条件 【中小公庫】 担保の全部又は一部を不要とする融資制度及び経営者本人の個人保証免除する制度することができる。 対象となる方(1)の「アスベストのある建築物の飛散防止事業(除去・封じ込め工事等)」を実施する場合は、担保免除による上乗せ金利はかからない。 【国民公庫】 第三者保証人等を不要とする融資制度を利用できる。	以下のアスベスト対策を実施する方 (1)アスベストのある建築物の飛散防止事業(除去・封じ込め工事等) (2)アスベスト廃棄物の処理事業 (3)製造工程における飛散防止事業 (4)吹付けアスベストのある建築物の解体事業 (5)アスベスト代替化事業	中小公庫、国民公庫
5-35	新たな事業活動を支援する融資制度	地域資源(産地の技術、農林水産品、観光資源)を活用した事業活動、経営革新、研究開発した技術の事業化、異分野の中小企業者が柔軟な連携を通じて行う新たな事業活動(新連携)、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができる。 貸付限度額: 【中小公庫】設備資金7億2000万円、運転資金2億5000万円 【国民公庫】設備資金7200万円、運転資金4800万円 【商工中金】設備資金7億2000万円、運転資金2億5000万円 貸付利率:貸付対象①及び②は特別利率 貸付対象④及び⑤は特別利率 貸付期間:設備資金20年以内、運転資金7年以内 担保・保証条件:担保の全部又は一部を不要とする融資制度、経営者本人の個人保証を免除する制度及び第三者保証人等を不要とする融資制度が利用可能	①地域産業資源活用事業計画に基づく事業を行う方【中小公庫、国民公庫】 ②異分野連携新事業分野開拓計画(新連携)に参加する方 ③経営革新計画に基づく事業を行う方 ④SBI R特定補助金等により研究開発した技術を活用する方【中小公庫のみ】 上記に該当しない方で、第二創業(事業転換、経営多角化)に取り組む方	中小公庫、国民公庫
5-36	新事業育成資金	貸付限度額:6億円 貸付期間:設備資金15年以内、運転資金7年以内 据置期間:設備資金5年以内、運転資金2年以内 貸付利率: 【中小公庫】特別利率 6日目以降は基準利率+0.2% 【商工中金】新事業特別利率 担保、保証条件:担保の一部を不要とする融資制度、経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能 【中小公庫】 中小企業の皆様が新たに発行する新株予約権を中小公庫が取得し、新たに発行する普通社債の引受又は貸付を中小公庫が行うことにより資金供給を受けることができる。 貸付限度額:1億2千万円(本制度の融資及び社債の合計の限度は6億円) 貸付利率:基準利率+0.4% 償還期間:7年以内 担保条件:無担保 保証条件:経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能	新たな事業が事業化されて概ね7年以内の方 成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けた方等 中小公庫及び商工中金が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方	中小公庫、国民公庫

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
5-37	政府系金融機関による低利融資制度	中小企業地域資源活用促進法の事業計画の認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行うために必要な設備資金及び運転資金について、政府系金融機関が優遇金利で融資を行います。	法律の認定を受けた地域の中小企業、組合等	国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の各本支店
5-38	高度化融資制度	中小企業地域資源活用促進法の事業計画の認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む際に必要となる設備資金について、中小機構が都道府県と協力して融資が受けられる。	法律の認定を受けた地域の中小企業、組合等	各都道府県中小企業担当課
5-39	地域資源活用事業(事業計画ブラッシュアップ支援)	事業内容・支援ニーズに応じて専門家(経営コンサルタント、商社、百貨店OB、中小企業診断士等)等で構成する「個別支援チーム」を編成し、法認定に向けて必要となる事業計画の策定、商品企画、市場調査に係るアドバイス、事業性・市場性の評価等のブラッシュアップ支援を行う。	中小企業	地域資源活用支援事務局ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>
5-40	地域資源活用事業(フォローアップ支援)	中小企業地域資源活用促進法の事業計画の認定後の事業計画が円滑に遂行されるよう事業者のニーズに応じて「個別支援チーム」を再編成し、定期的なヒアリングと必要なアドバイス等を行います。事業の進捗状況を確認し、徹底したハンズオン支援で販路開拓等をサポート、新規需要の開拓、事業化達成を支援する。	中小企業	地域資源活用支援事務局ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>
5-41	地域資源活用事業(信用保証)	中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、中小企業地域資源活用促進法の事業計画の認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者は次の措置を受けることができる。 * 普通保証等の別枠設定 普通保証 2 億円、無担保保証 8,000 万円、特別小口保証 1,250 万円、売掛債権担保融資保証 1 億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができる。 * 新事業開拓保証の限度額引き上げ 新事業開拓保証の限度額が 2 億円から 4 億円(組合 4 億円から 6 億円)に拡大される。	認定を受けた中小企業、組合	全国信用報償協会連合会、各地の信用保証協会
5-42	地域資源活用事業(食品流通構造改善促進機構による債務保証等)	中小企業地域資源活用促進法の事業計画の認定を受けた食品の製造等の事業を行う中小企業者について、食品流通構造改善促進機構が認定事業に必要な資金の借入れに係わる債務の保証等が受けられる。	認定を受けた中小企業、組合	全国信用報償協会連合会、各地の信用保証協会
5-43	地域資源活用事業(設備投資減税)	中小企業地域資源活用促進法の事業計画の認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者が取得した機械、装置について、取得価格の 7%の税額控除(リースの場合は費用総額の 60%相当額の 7%)または初年度 30%の特別償却が認められる。	認定を受けた中小企業、組合	各経済産業局
5-44	中小企業投資育成株式会社の特例(設備投資減税)	中小企業地域資源活用促進法の事業計画の認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者が増資等を行う場合、資本金 3 億円を超える株式会社であっても投資育成会社の投資対象に追加される。	認定を受けた中小企業、組合	東京・大阪・名古屋中小企業投資育成株式会社
5-45	食料産業クラスター展開事業関連情報(食料産業クラスター体制強化事業)	① 産学官連携を強化・促進するため、異業種交流会やセミナーを開催 地域の食品産業、農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関等の異業種がもつ原材料、技術、販売先等の情報やニーズの調査を行うとともに、異業種の交流会やセミナーを開催し、食料産業クラスターの形成を促進。 ② 需要創出指針の作成 新たな戦略食品を開発するためには、消費者や販売業者等のニーズを把握したうえで、実際の開発に反映させていくことが必要です。そのため、アンケートやヒアリング調査を行い、新たな戦略食品の創出の方針を定めた「需要創出指針」を策定。 ③ 地域食材と加工技術を活用した新たな戦略食品の創出 食品産業が中核となり農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関等異業種が連携した食料産業クラスターを形成して、地域の農林水産物と加工技術を活用し、ニーズに即した新たな戦略食品の創出。具体的には、試作品の開発や、試作した製品の試食会やアンケート調査の実施により評価集積を行い、試作品の商品化を目指す。 ④ 食品産業の技術力強化を図るための人材育成 地域食品産業の振興を図るためには、次世代を担う人材の育成のため、製造技術や経営・販売・食品関連事項についての研修会等を行う。	食品産業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通・小売業、行政等	食料産業クラスター展開事業関連情報(ポータルサイト) <a href="http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm">http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
5-46	食料産業クラスター展開事業関連情報	課題を解決する取組を支援し、戦略食品を安定販売できるクラスターの創出を目指す。具体的には、戦略食品の販路開拓のため、大都市圏を中心に開催される大規模商談会等への出展を通じ、実需者等へ商品をPRする取組等を支援。また、戦略食品の原材料の安定調達のため、契約取引等に繋げる取組等を支援。	食品産業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通・小売業、行政等	食料産業クラスター展開事業関連情報(ポータルサイト) <a href="http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm">http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm</a>
5-47	地域食品ブランド育成・管理支援事業のうち、地域食品ブランド確立支援	地域で生産された特色ある農産物等を主たる原材料として用い、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術により製造されてきた食品の明確化、品質向上、表示の適正化を図るため、地域の業界団体が、地域食品の「名称」(「地名+商品名」等)、「製造地域の範囲」、「原材料」、「製法」等に関する基準を策定し、これを(財)食品産業センターが設置した審査専門委員会により審査し、「本場の本物」として認定する取組を支援。	食品産業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通・小売業、行政等	食料産業クラスター展開事業関連情報(ポータルサイト) <a href="http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm">http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm</a>
5-48	戦略策定支援(JAPANブランド育成支援事業)	地域の強み・弱み等を徹底的に分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケットリサーチ、セミナーの開催等の取組みに対し支援。 2000万円、2/3を上限に支援。	商工会・商工会議所等	JAPANブランドホームページ <a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>
5-49	企業等OB人材活用推進事業(モデル事業)	「中小企業が抱える様々な経営課題を解決するための、OB人材を活用した支援」を目的・前提として、これまでの枠組みにこだわらない新たな手法で実施する事業スキーム(新規性の強いもの、既存の取組の問題点を解決し、改善したものを含む)を公募。 事業に係る概算予算額 1件あたり300万円～1,000万円程度	企業OB人材活用支援団体(企業、NPO等)	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
5-50	中小企業ものづくり人材育成事業(工業高校実践教育導入事業:経済産業省)(ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業:文部科学省実施)	専門高校と地域産業界が連携(協働)して、若手ものづくり人材を育成するためのプログラムを開発・実証し、それらの成果を全国に波及する事業を、文部科学省と経済産業省が共同して実施。 ○委託事業の内容 地域産業界と専門高校、行政等が連携したものづくり人材育成のための以下の事業に対して委託を行う。 ①地域ごとに、専門高校と地域産業界がコンソーシアムを形成する。具体的には、都道府県又は政令指定都市教育委員会(以下「都道府県等教育委員会」という。)がものづくりに係る専門高校を、財団、NPO等(以下「事業実施機関」という。)が主として中小企業と連携して、組織体を形成する。 ②都道府県等教育委員会は、事業実施機関と連携して、人材育成連携推進委員会(仮称)を設置し、地域・学科の特色、当該地域の産業集積の状況及び地域の中小企業等のニーズに沿った連携方策等を検討する。 具体的には ・生徒の企業実習・企業技術者等による学校での実践的指導 ・教員の企業での高度技術習得・専門高校と企業の共同研究等を盛り込んだ、地域産業界のニーズを踏まえた専門高校における実践的なものづくり人材育成プログラムを開発する。 ③開発されたプログラムの実証を通して、その成果を全国に波及する。 (3)委託事業の具体的内容 委託事業の具体的な内容は以下のとおりです。 ①及び②を行った上で、③から⑦については、地域の実情に応じて、取捨選択した提案とすることも可能。 ①コーディネータの活用等を通じて、若手の人材育成に熱心な地域の中小企業等を開拓し、地域の産業界が求める技術や人材育成ニーズを抽出する。 ②産業界の人材育成ニーズに対応したものづくり人材育成プログラム、産業界と教育界の連携方策等を検討する場を設定する。 ③専門高校生の実践的な技術の向上を図るため、地域の中小企業等における企業実習を実施する。 ④専門高校生の実践的な技術の向上を図るため、企業技術者等の学校での実践的指導を実施する。また、専門高校生に求められるものづくり技術水準を適切に反映した副教材を作成する。 ⑤専門高校の教員の高度な技術の習得を図るため、地域の中小企業等において研修等を実施する。 ⑥専門高校生のものづくりに関する実践力や課題解決能力等の育成を図るため、専門高校と企業との共同研究を実施する。 ⑦その他、ものづくり人材育成に資する取組を実施する。(も	地域産業界と専門高校、行政等	各経済産業局、文部科学省

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		のづくりコンテスト等への積極的な参加、技能検定や資格取得を通じた技術習得や専門高校等と地域産業界の理解を促進するとともに、広くPRするため本事業の成果発表会やシンポジウムの開催等。)		
5-51	中小企業ものづくり人材育成事業 「高等専門学校等を活用した中小企業人材育成事業」	地域の高専等が有する設備やノウハウを活用し、地域の中小企業のニーズに即した講座と実習を一体的に実施することで、中小企業の若手技術者育成を支援する事業について、財団法人、商工会議所等のプロジェクト管理法人に対し委託により実施 ①地元企業が製品の高付加価値化や新商品開発、新たな事業展開等を行うに当たって、課題を抱える中小企業の現場技術者に求められる技術内容・水準を明らかにする。 ②地元企業のニーズに即した講座と実習を一体的に実施する技術教育カリキュラムを開発する。 ③高専や地域の産業界が有する設備を活用して、技術教育カリキュラムを実施、技術者育成のための実施体制を整備する。 ④その他、事業の遂行のために必要となる事業 【委託費の規模】 ・1箇所当たりの委託費は、800万円～1000万円(税込み)の予定	以下の機関が応募することができます。 ①公益法人(財団法人、社団法人) ②認可法人(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等) ③特定非営利活動法人 ④株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社 ⑤中小企業組合 ⑥有限責任事業組合 ⑦任意団体	各経済産業局
5-52	若者と中小企業とのネットワーク構築事業(地域特性活用型)」	地域において、若者と中小企業とをコーディネートする事業の委託を行い、地域のコーディネータの育成を図り、事業の成果を普及することで、こうした活動が全国に広まることを目的とする。コーディネート機関が、以下のような取組を組み合わせるを行い、人材確保に熱心な企業グループ等の人材確保を支援する事業。地域の具体的なニーズを踏まえた事業であることが必要。 ○対象事業 (1)若手人材確保のための、企業向けアドバイス (2)企業が必要とする若手人材と、企業との引き合わせ(交流会等の開催等) (3)若手人材確保に向けた企業での若者の職場体験等 (4)本事業実施に必要な調査 (5)その他、本事業に必要な活動 ○対象費用 (1)コーディネータ、コーディネータ補助者に対する人件費 (2)企業向け研修会の講師等となる専門家及び委員会の委員に対する謝金 (3)コーディネータ、コーディネータ補助者、専門家、委員、コーディネート機関職員等に対する旅費 (4)調査等に必要な経費 (5)会場借料、印刷費、通信運搬費、雑務費等の経費 (6)再委託費 (7)一般管理費((1)～(5)の合計の10%以内 ○1500万円以内	財団法人、社団法人、独立行政法人等。 認可法人(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等)、特定非営利活動法人(NPO)、企業、中間法人、有限責任事業組合等	各経済産業局
5-53	脱下請人材育成事業	「平成19年度脱下請人材育成事業の実施方針」に基づき、自立化を目指す企業、グループ、個人事業の経営者等を対象とした研修を都道府県単位に委託契約で実施。 ○採択件数:2件程度 ○予算規模:1件200万円(消費税込み)程度を予定。	本事業に関する委託契約を中小企業庁との間で直接締結できる団体	各経済産業局
5-54	販路開拓コーディネート事業	東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、商社OB等の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネータ)を配置して、経営革新計画承認企業等が開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取り次ぎし、市場へのアプローチを支援する。 ①事業の支援を希望する時は、まず、都道府県等中小企業支援センター等に相談。 ②道府県等中小企業支援センター等は、当該企業等のマーケティング企画の練り上げを支援するとともに、東京又は大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに案件を推薦。 ③東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターは、当該推薦案件に適した販路開拓コーディネータを選定します。販路開拓コーディネータが新規顧客の開拓と開拓先への紹介・取り次ぎを行う。	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者等	各都道府県等中小企業支援センター
5-55	中小企業総合展(新市場創出支援活動事業)	中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取り組みを、出展による展示・プレゼンテーションにより紹介することができます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されています。 実施会場:東京(東京ビッグサイト)、大阪(インテックス大阪)	新商品や新技術を広く紹介したい中小企業者等	中小企業基盤整備機構新事業支援部マッチング・交流推進課

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
5-56	人材育成事業 (研修事業)	全国9カ所の中小企業大学校で高度かつ専門的な研修を実施。経営管理者や後継者の資質向上のための経営全般に関する研修企業戦略立案、販売・営業、生産管理といった個別経営課題に対応する研修、創業予定者を対象とした新規創業を支援する研修等を実施。	中小企業の経営者または従業員	中小企業基盤整備機構経営基盤支援部人材支援調整課 <a href="http://www.smrj.go.jp/jinzai/index.html">http://www.smrj.go.jp/jinzai/index.html</a>
5-57	新連携対策事業	特定モノ作り基盤技術高度化指針に基づいて、中小企業者が(他の事業者と協力して)自ら行う特定研究開発等計画を作成し、認定を受けると、助成金、低利融資、特許料の減免等、各種の支援策を利用できる。 ①新連携体構築支援事業 連携体構築に資する規定の作成、コンサルタント経費等 補助率：2/3 補助金：上限500万円、 ②事業化・市場課支援事業 異分野の中小企業等が連携して行う事業に必要な経費 補助率：2/3 補助金：上限2500万円	事業化・市場化を目的とした、2社以上の異分野の中小企業による連携を構築したい方 2社以上の異分野の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む方で、中小企業新事業活動促進法第11条の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者	各経済産業局

## 【テーマ6 生活環境整備】

### ○情報提供

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
6-1	構造改革特区推進本部	構造改革特別区域法に基づく各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域推進のための事例提示や関連事業の情報提供をしている。	都道府県、市町村	内閣官房ホームページ構造改革特区推進本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/</a>
6-2	地域再生本部	地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史等を有効活用して地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新産業創出をはじめとする「地域再生計画」についての関連事業などの情報提供をしている。	都道府県、市町村	内閣官房ホームページ地域再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html</a>
6-3	特区・地区再生	国は「構造改革特区」や「地域再生」といった制度により、各地域の活力を活性化する取組を支援している。制度の主役は各地域で地域活性化に取り組んでいる個人、法人や自治体であり、の直接の提案、身近な自治体と協力した制度の活用に関する情報提供を実施している。	市町村、民間団体	わがまち元気サイト <a href="http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html">http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html</a>
6-4	総務省頑張る地方応援プログラムホームページ	頑張る地方応援プログラムの解説、報道発表、これまでの申請内容情報等が提供されている。	都道府県、市町村	総務省ホームページ <a href="http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html">http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html</a>
6-5	交流居住のススメポータルサイト	二拠点居住等の交流拠点に関する情報提供を行うポータルサイト。	交流居住に興味のある個人等	交流居住のススメポータルサイト <a href="http://kouryu-kyoju.net/index.php">http://kouryu-kyoju.net/index.php</a>
6-6	UJI ターン支援サイト	国土交通省都市・地域整備局地方整備課のホームページ。関連ホームページのリンク等の情報が掲載している。	UJI ターン希望者、受け入れ希望自治体等	UJI ターン支援サイト <a href="http://www.ujiturn.net/">http://www.ujiturn.net/</a>
6-7	しましまねっと	財団法人日本離島センターの運営する離島情報サイト。離島のイベント情報、求人情報、島にクラス人々の交流サイト等がある。	離島へのUJI ターン希望者、離島振興関係者等	しましまねっと <a href="http://www.nijinet.or.jp/">http://www.nijinet.or.jp/</a>
6-8	NIPPON-Net	地方公共団体のオフィシャル・ホームページを収集し、高速検索を可能とする〈地域発見〉と、地方公共団体のオフィシャル・ホームページへのリンカー一覧〈全国自治体マップ検索〉を提供している。	地方自治体等	NIPPON-Net <a href="http://www.nippon-net.ne.jp/">http://www.nippon-net.ne.jp/</a>
6-9	財団法人地方自治情報センター	教育研修(高度情報セキュリティ研修等)、情報化推進等地方自治体の情報化に関する情報提供等を実施。自治体の情報化に役立つ。	地方自治体	財団法人地方自治情報センターホームページ <a href="http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/">http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/</a>
6-10	畜産情報ネットワーク	畜産関係者向け、消費者向け情報提供を行っている。酪農ヘルパー募集等地方における求人情報の掲載に役立つ。	畜産地域を抱える自治体、畜産関係者、消費者、酪農従事希望者	畜産情報ネットワーク <a href="http://www.lin.go.jp/">http://www.lin.go.jp/</a>
6-11	Green Tourism	都市と農山漁村の共生・対流の促進や都市との交流促進を通して、農山漁村地域の活性化に貢献することを目的としているポータルサイト。農家レストラン、農産物直売所、農家民宿、伝統的な祭り、温泉、農林漁業体験施設、体験プログラム、体験ツアー、市民農園等の情報を提供している。	都道府県、市町村等	財団法人都市農山漁村交流活性化機構 <a href="http://www.furusato.or.jp/">http://www.furusato.or.jp/</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
6-12	明日の林業を考える人を応援するポータルサイト	林業・見学ツアー情報、林業への就職案内等の情報を掲載。全国及び各県森林労働力確保センターへのリンクが張っている。	林業関係者、林業従事希望者	明日の林業を考える人を応援するポータルサイト <a href="http://www.nw-mori.or.jp/">http://www.nw-mori.or.jp/</a>
6-13	子育てネット	全国の保育・子育て支援情報、子育てノウハウ情報や、児童福祉の制度についての情報を提供している。	子育て世代、子育て支援行政関係者	<a href="http://www.i-kosodate.net/mhlw/">http://www.i-kosodate.net/mhlw/</a>
6-14	財団法人介護労働安定センター	財団法人介護労働安定センターは、わが国の高齢社会の進展に伴って、今後ますます需要の増大が見込まれる介護労働力を確保するため、民間部門に働く介護労働者の総合的支援機関として、平成4年4月1日に労働省(現厚生労働省)所管の公益法人として設立された。平成12年4月1日同法が改正施行され、事業範囲が介護分野全般に及ぶこととなった。介護労働者の福祉の増進と介護労働者の魅力ある職場づくりをめざして、雇用管理の改善、能力の開発・向上、介護労働者の適正な需給調整のための援助等に加え、介護サービス事業者への支援も行うほか、図書・情報誌の発行やシンポジウムの開催等を通じて介護労働の重要性の認識と介護労働者の意識の向上を求める等、介護労働者等を支援するさまざまな事業を行っている。	企業等	財団法人介護労働安定センターホームページ <a href="http://www.kaigo-center.or.jp/center/index.html">http://www.kaigo-center.or.jp/center/index.html</a>

## ○人材支援

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
6-15	特区出前コンサルタント派遣	やりたいことが規制のせいで進まないが、特区提案の手法がわからない地方公共団体や民間事業者を対象に、特区提案その他の事項について、気軽にご相談いただけるメール窓口を開設。また要望に応じて、特区室の担当者(出前コンサルタント)を現地に派遣する。	市町村等	内閣官房ホームページ構造改革特区推進本部(構造改革特区へのご意見・ご質問) <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/</a>

## ○資金援助

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
6-16	公営住宅制度	公営住宅法に基づく国土交通省の補助制度。 【供給方式】 直接建設方式 地方公共団体の建設 買取方式 地方公共団体による買取 借上方式 地方公共団体による借上 対象要件 (1) 対象地域 全国 (2) 事業の要件 1. 住宅建設計画法(昭和41年法律第100号)に規定する都道府県住宅建設5箇年計画に基づいて行われること。 2. 国土交通大臣の定める整備基準に従うこと 3. 公営住宅の整備をするときは、これにあわせて共同施設を国土交通大臣の定める整備基準に従い整備するよう努めること。 4. 公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするよう努めること ○補助率等は問い合わせのこと	地方公共団体(都道府県及び区市町村)	国土交通省公営住宅施策サイト <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/house/seido/09koe.html">http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/house/seido/09koe.html</a>
6-17	公営住宅ストック総合改善事業	良質な公営住宅の効率的な供給の促進を目的として、既設公営住宅ストックの居住水準の向上、安全性の確保等を図るために必要な改善・更新を、個別改善、全面的改善等多様な手法の選択のもと、計画的に実施する。 【改善内容】 ・規模増改善(増築、2戸1等) ・住戸改善(居住性向上、高齢者対応、安全性確保)	地方公共団体(都道府県及び区市町村)	国土交通省公営住宅施策サイト <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/house/seido/09koe.html">http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/house/seido/09koe.html</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共用部分改善（居住性向上、高齢者対応、安全性確保、住環境向上）</li> <li>・ 屋外・外構改善（居住性向上、高齢者対応、安全性確保、住環境向上）</li> <li>【基本的要件】</li> <li>1. 個別改善</li> <li>・ 原則として公営住宅ストック総合活用計画に基づいて行う改善事業であること</li> <li>・ 原則として平成2年度以前（耐震改修については昭和55年度以前の予算、エレベーター設置を伴う共用部分のバリアフリー化については平成10年度以前）の予算に係る既設公営住宅を対象（ただし、障害者向け改善に係る補助を除く）</li> <li>・ 改善後の住宅について、概ね10年引き続き管理するものであること</li> <li>2. 全面的改善</li> <li>・ 公営住宅ストック総合活用計画に基づいて行う改善事業であること</li> <li>・ 最適改善手法評価により全面的な改善が適切な改善手法であるとして判定されたものであること</li> <li>・ 昭和52年度以前の予算により整備された既設公営住宅を対象</li> <li>・ 改善後の住宅について概ね30年以上引き続き管理するものであること</li> <li>・ 改善内容として、原則として以下の事項を全て含み、住戸については、躯体を残して全面的又はそれに準ずる改善を行うものであること</li> <li>・ 住戸改善（居住性向上、高齢者対応）</li> <li>・ 共用部分改善（高齢者対応、安全性確保）</li> <li>・ 屋外・外構部分改善（高齢者対応）</li> </ul> <p>補助率：1/2等</p>		
6-18	公営住宅等関連事業推進事業（住宅マスタープラン）	<p>(1) 住宅マスタープランの策定</p> <p>地域の住宅事情に係る現状分析、住宅対策の課題の整理及び住宅対策の基本的方向並びに次のいずれかに該当する地域特性に応じた具体的施策の展開方針等からなる住宅マスタープランの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市地域における住宅供給促進</li> <li>・ 特定優良賃貸住宅等の供給促進</li> <li>・ 良好な住宅供給促進のための段階的な住宅建設等の誘導</li> <li>・ 地方住宅供給公社等が建設する優良な分譲住宅等の供給</li> <li>・ 地方定住促進に資する住宅供給</li> <li>・ 生涯学習のむらの整備に資する住宅供給</li> <li>・ 地域の住文化等に係る住宅供給</li> <li>・ 多雪地域に係る住宅供給</li> <li>・ 高齢者等に係る住宅供給</li> <li>・ 住宅の情報化の推進</li> </ul> <p>【補助率】 国1/3</p> <p>(2) 住宅マスタープランに基づく住宅及び住宅地の整備</p> <p>【事業概要】 住宅マスタープランに基づく次の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域特性に応じた住宅の普及促進</li> <li>・ 特定優良賃貸住宅の資格審査、選定等の体制整備</li> <li>・ 高齢者向け優良賃貸住宅の資格審査、選定等のための体制整備</li> <li>・ モデル住宅の建設</li> <li>・ 克雪住宅の集团的整備の促進</li> <li>・ 屋根雪等の処理方式の実験的実施</li> </ul> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主体が地方公共団体、公団の場合：国1/3</li> <li>・ 事業主体が地方住宅供給公社等の場合：国1/3、地方公共団体1/3</li> </ul>	<p>(1) 地方公共団体（都道府県及び区市町村）</p> <p>(2) 地方公共団体、都市基盤整備公団、域振興整備公団、地方住宅供給公社等</p>	国土交通省公営住宅施策サイト http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html
6-19	公営住宅等関連事業推進事業（公共住宅等供給効率化計画）	<p>(1) 公共住宅等供給効率化計画の策定</p> <p>【事業概要】 公共住宅等の効率的な供給及び新技術の導入等に係る事項を定めた住宅マスタープランの策定（34条法人は、本事項のみを定めた住宅マスタープランに限る） （住宅マスタープラン策定費補助 補助率：国1/3）</p> <p>(2) 公共住宅等供給効率化計画に基づく事業</p> <p>【事業概要】 公共住宅等の効率的な供給及び新技術の導入等に係る事項を定めた住宅マスタープランに基づく以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共住宅等供給の効率化等に係る技術の開発・普及に関する事業</li> </ul>	<p>(1)(2) 地方公共団体、民法34条法人（地域に限定した事業を行うものを除く）</p> <p>(2) 公社、第3セクター等</p>	国土交通省公営住宅施策サイト http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html

整理 番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル住宅の建設、実験及びモデル的な住宅団地の整備</li> <li>・住宅の改修・建替え支援に関する事業</li> <li>・(財)住宅保証機構が行う中小住宅生産者による充実した瑕疵保証の導入を円滑化するための基金及び中古住宅に係る低コストの保証制度の導入を図るための基金の造成</li> <li>・(財)住宅保証機構が行う中小住宅生産者による低コストの完成保証の導入を図るための基金の造成</li> </ul> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体が地方公共団体、34 条法人（地域に限定した事業を行うものを除く）の場合：国 1 / 2</li> <li>・事業主体が公社、第 3 セクター、34 条法人の場合：国 1 / 3</li> <li>・(財)住宅保証機構が行う基金の造成、住宅紛争処理支援センターが行う紛争処理体制の整備のための事業、(財)日本住宅・木材技術センターの行う中小住宅生産者における住宅性能表示制度の円滑な導入を促進するための事業の場合：定額</li> </ul>		
6-20	公営住宅等関連事業推進事業（地域活性化居住基盤総合整備計画）	<p>(1) 地域活性化居住基盤総合整備計画の策定</p> <p>【事業概要】 地方定住、地域活性化に資する地方定住、地域交流を促進するための住宅整備及び居住環境整備を図るため、地域活性化に資する居住基盤整備に係る事項を定めた住宅マスタープランの策定</p> <p>(住宅マスタープラン策定費補助 補助率：国 1 / 3)</p> <p>(2) 地域活性化居住基盤総合整備計画に基づく住宅の整備及び居住環境の整備</p> <p>【事業概要】 地域活性化居住基盤総合整備計画に基づく住宅整備に係る居住環境整備（定住基盤施設（公開空地、通路等）、交流基盤施設（地域集会所、地域交流センター等））</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体が地方公共団体、公団の場合：国 1 / 3</li> <li>・事業主体が地方住宅供給公社等の場合：国 1 / 3、地方公共団体 1 / 3</li> </ul>	(1) 地方公共団体 (2) 地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社等	国土交通省公営住宅施策サイト <a href="http://www.mlitt.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html">http://www.mlitt.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html</a>
6-21	公営住宅等関連事業推進事業（公営住宅ストック総合活用計画等）	<p>(1) 公営住宅ストック総合活用計画の策定</p> <p>【事業概要】 既設の公営住宅の総合的活用を推進するため、住宅マスタープランにおいて公営住宅ストックの総合的活用に係る計画の策定</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体が都道府県、公団の場合：国 1 / 2</li> <li>・事業主体が地方住宅供給公社の場合：国 1 / 3、地方公共団体 1 / 3</li> </ul> <p>(2) 公共賃貸住宅ストック総合活用計画の策定</p> <p>【事業概要】 既設の公共賃貸住宅の総合的活用を推進するため、公共賃貸住宅ストックの総合的活用に係る計画の策定（都道府県にあっては、住宅マスタープランにおいて公共賃貸住宅ストック総合活用計画を策定）</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体が都道府県、公団の場合：国 1 / 2</li> <li>・事業主体が地方住宅供給公社の場合：国 1 / 3、地方公共団体 1 / 3</li> </ul> <p>(3) 個別団地建替計画等の策定</p> <p>【事業概要】 公共賃貸住宅の建替事業等を推進するため、次に掲げる計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の公共賃貸住宅団地の建替事業に係る計画</li> <li>・個別の公営住宅ストック総合改善事業に係る計画（高齢者対応に係る改善、耐震改修に限る）</li> <li>・公共賃貸住宅の建替事業に伴う移転者用住宅（地域リノベーション住宅）の供給に係る計画</li> </ul> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体が地方公共団体、公団の場合：国 1 / 2</li> <li>・事業主体が地方住宅供給公社の場合：国 1 / 3、地方公共団体 1 / 3</li> </ul> <p>(4) 建替事業等の従前居住者に対する助成</p> <p>【事業概要】 建替事業等の従前居住者に対する移転助成又は仮住居の借上げ</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体が地方公共団体、公団の場合：国 1 / 2</li> <li>・事業主体が地方住宅供給公社の場合：国 1 / 3、地方公共団体 1 / 3</li> </ul> <p>(5) 既設公営住宅の耐震診断</p> <p>【事業概要】 既設の公営住宅の耐震性の診断</p> <p>【補助率】 国 1 / 2</p>	(1) 地方公共団体 (2) 都道府県、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社 (3) 地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社 (4) 地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社 (5) 地方公共団体 (6) 都市基盤整備公団、地方住宅供給公社	国土交通省公営住宅施策サイト <a href="http://www.mlitt.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html">http://www.mlitt.go.jp/jutakukentiku/house/seido/09koe.html</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		(6)既設の公共賃貸住宅の躯体耐久性の事前判定及びストックの効率的手法の判定 【事業概要】既設の公共賃貸住宅の躯体の耐久性の事前判定及び既設の公共賃貸住宅ストックの効率的手法の判定に関する事業 【補助率】 国1/2		
6-22	公営住宅等関連事業推進事業(高齢者住宅整備計画)	(1)高齢者住宅整備計画の策定 【事業概要】 次のいずれかの項目を内容とする高齢者住宅整備計画の策定 ・ シルバーハウジング・プロジェクトによる福祉施策と連携した高齢者向け住宅の供給 ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給 ・ 高齢者の安全で快適な住まいづくりを総合的に行う事業 【補助率】 ・ 事業主体が地方公共団体、公団の場合：国1/3 ・ 事業主体が土地所有者等、地方住宅供給公社等の場合：国1/3、地方公共団体1/3 (2)長寿のすまいづくりモデル事業 【事業概要】 既存の賃貸住宅を高齢者等向けに改良し、高齢者等世帯に対し賃貸 【補助率】 国1/3、地方公共団体1/3 (3)家賃債務保証又はバリアフリーリフォーム融資に係る債務保証 【事業概要】 高齢者居住支援センターが、高齢者の入居を拒まないものとして登録された住宅に係る滞納家賃の債務保証業務及びバリアフリーリフォーム融資に係る債務保証を実施 【補助率】 定額補助	(1) 地方公共団体、都市基盤整備公団、土地所有者等、地方住宅供給公社等地方公共団体 (2) 土地所有者等 (3) 高齢者居住支援センター	国土交通省公営住宅施策サイト <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukenniku/house/seido/09koe.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukenniku/house/seido/09koe.html</a>
6-23	地域情報通信基盤整備推進交付金	地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援することにより、地域の情報格差を是正し、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化に資するため、平成18年度から新たに創設。 1 施策の目的 地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。 2 施策の概要 事業を行おうとする団体は、地域の情報格差に必要な施策等をメニューから自由に選択することが可能。 ア 本体施設(アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局、海中中継装置、海中分岐装置等) イ 付帯施設(センター施設、受電設備、電源設備、伝送施設、監視装置、構内伝送路、送受信装置等) 【支援対象・交付率】 条件不利地域に該当する市町村・・・交付率：1/3 1.を含む合併市町村・・・交付率：1/3 1.を含む連携主体・・・交付率：1/3 第三セクター法人・・・交付率：1/4	条件不利地域に該当する市町村、同地域を含む合併市町村、同地域を含む連携体、第三セクター法人	総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ <a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html</a>
6-24	地域イントラネット基盤施設整備事業	学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより電子自治体を推進するとともに市町村合併の推進等を重点的に支援。 地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。 【補助対象】 センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設、用地取得費等 【補助率】 都道府県、市町村単独の場合及び都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合：1/3 1.以外の連携主体の場合、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。)及び沖縄県、沖縄県内の市町村の場合：1/2 第三セクターの場合：1/4	都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体	総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ <a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html</a>
6-25	電波遮へい対策事業	高速道路等のトンネル又は地下駅等の閉塞地域において、移動通信用中継施設の整備を行う公益法人に対して、国がその設置費用の一部を補助。高速道路等のトンネル又は地下駅等の閉塞地域といった人口的な構築物により電波が遮へいされる地域においても、携帯電話等が利用できるようにし、電波の適正な利用を確保する。	公益法人(社団法人道路トンネル情報通信基盤整備協会)	総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ <a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		<p>1. 対象地域 高速道路等のトンネル、地下街等</p> <p>2. 補助対象 移動通信用中継施設(無線設備、光ケーブル等)</p> <p>3. 補助率: 1/2</p>		usin/top/tiiki_kosin/index.htm
6-26	移動通信用鉄塔施設整備事業	<p>携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助する。</p> <p>携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正することにより、地域住民の利便の向上や社会経済活動の活性化に寄与。</p> <p>1 対象地域 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯</p> <p>2 補助対象 移動通信用鉄塔施設(局舎、鉄塔、無線設備等)</p> <p>3 補助率: 1/2</p> <p>4 地方財政措置: 一般単独事業債、過疎債、辺地債</p>	市町村	<p>総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ</p> <p>http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.htm  </p>
6-27	無線システム普及支援事業	<p>携帯電話事業者等が、携帯電話等の無線システムによるサービスを過疎地域等において提供しようとする場合に必要の有線伝送路を整備し、携帯電話事業者等に貸与する公益法人に対して、国がその整備費用の一部を補助する。</p> <p>電波の有効利用に資することとなる有線伝送路の整備を通じ、携帯電話等の無線システムの普及を支援することにより、無線システムの利用可能な地域の拡大を図り、電波の有効かつ公平な利用を確保する。</p> <p>1) 対象地域 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農村又は豪雪地帯</p> <p>2) 補助対象 伝送路費用(中継回線事業者(NTT地域会社等)の設備の10年間分の使用料)</p> <p>3) 補助率: 1/2(世帯数が100未満の場合は2/3)</p> <p>地方財政措置 基地局の整備については、過疎債、辺地債によることも可能</p>	公益法人	<p>総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ</p> <p>http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.htm  </p>
6-28	民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業	<p>民放テレビ放送の難視聴解消を図るために、市町村が難視聴解消施設を設置する場合、国が諸経費の一部を補助する。</p> <p>民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域を解消するためのテレビ放送中継施設(中継局)又はテレビ放送共同受信施設の整備を支援する。</p> <p>施策の概要</p> <p>1) 補助対象 中継施設(局舎、鉄塔等)、共同受信施設(受信アンテナ、ヘッドエンド等)</p> <p>2) 補助率: 1/3等</p> <p>3) 地方財政措置: 一般単独事業債、過疎債、辺地債</p>	市町村	<p>総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ</p> <p>http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.htm  </p>
6-29	情報通信人材研修事業支援制度	<p>情報通信人材研修事業支援制度は、近年、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成することにより、我が国の成長力・競争力の強化を図る制度。</p> <p>1 施策の概要 情報通信人材研修事業を実施する法人を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成します。</p> <p>2 助成対象事業 情報通信システムの設計・運用、放送番組制作等の知識・技術向上に資する研修事業</p> <p>3 助成対象経費 物品費、講師謝金、労務費、教材費、諸経費(回線使用料、機器リース料等)</p> <p>4 助成率等 助成率: 1/2(障害者を対象とする研修の場合は2/3) 助成額: 上限500万円</p>	第三セクター、公益法人、NPO法人(障害者を対象とする場合は社会福祉法人を含む。)	<p>総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ</p> <p>http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.htm  </p>
6-30	情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業	<p>情報通信ネットワーク・システムに対する攻撃や不正侵入等に対する対処法を習得するための研修を推進する。情報通信ネットワーク・システムに対する不正アクセス等の情報セキュリティ侵害事案に関する実践的な対処法を習得するための研修用設備等の整備を促進することにより、情報セキュリティに関する十分な知識・技術を有する専門家を集中的に育成し、我が国のネットワークの安全性・信頼性の確保・向上を図る。</p> <p>情報通信セキュリティ人材育成に取り組む民間団体に対して、実践的な研修に必要な初期費用(設備整備費及び教材開発費)を対象に、必要な経費の一部を補助します。</p> <p>1 補助率: 1/2(定率)</p> <p>2 補助対象: 設備整備費及び教材開発費</p>	民間団体(公益法人、第三セクター)	<p>総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ</p> <p>http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.htm  </p>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
6-31	地域介護・空間整備等交付金	高齢者ができるだけ住み慣れた地域での生活を継続できるように、市町村や県による介護・福祉サービス基盤の面的な整備推進に対して国から交付金が交付される。 ①市町村(市町村整備交付金) 日常生活圏ごとに地域密着型サービス拠点、介護予防拠点、地域包括支援センター等に関する今後3年間の基盤整備計画を作り、計画が認められると交付金が交付されます。市町村は交付金で、自ら施設等を整備したり、事業者等に施設整備費用を交付。 ②県(施設環境改善交付金) 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の整備、既存の施設の個室ユニット化等を内容として、毎年、施設の生活環境改善計画を作り、計画が認められれば交付金が交付されます。県は、事業者等に施設整備費用を交付。介護保険関係のおもな対象事業と交付の基礎となる単価により交付。	市町村、都道府県	厚生労働省
6-32	送迎保育ステーションの整備	保護者から保育所入所児童を受け付け、郊外の空き保育所へバスで送迎や、送迎先の保育所の閉所後の保育需要に対応するため、送迎保育ステーションにおいて、集合型延長保育を実施。補助率：1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)	市町村	厚生労働省

### ○優遇措置

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
6-33	地域再生計画	地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置 1 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例 2 地域再生のための交付金の活用 3 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化(学校施設の転用等)  地域再生計画と連携した支援措置 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施対象となる交付金 ・地域介護・福祉空間整備等交付金【厚生労働省】 ・むらづくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】 ・地域住宅交付金【国土交通省】  「地域の知の拠点再生プログラム」に位置付けている支援措置・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム等	都道府県、市町村等	内閣官房ホームページ地域再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html</a>
6-34	ユビキタス特区	総務省では、「ICT改革促進プログラム」(平成19年4月20日)及び「ICT国際競争力強化プログラム」(平成19年5月22日)に基づき「ユビキタス特区」の創設を行うこととしており、提案募集。	「新たな価値創造」につながるICTサービスの開発・実証を、具体的に計画し又は想定している企業、独立行政法人、大学又は地方公共団体等。	総務省情報通信政策局情報通信政策課
6-35	ITビジネスモデル地区構想の推進	ITビジネスの振興に積極的な地方公共団体を指定し、ITビジネスにとっての魅力的なビジネス環境を先行的に実現することにより、ITビジネスの集積を図り、ITビジネスの地域展開モデルの構築及び当該モデルの他地域への展開を通じた地域経済の活性化を推進する。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日)において、本構想を推進する旨を閣議決定。総務省は、平成14年度から、ハード・ソフトの施策の集中展開を通じ、魅力的なITビジネス環境の先行的実現(ITビジネスモデル地区構想)により、IT産業集積を通じた地域経済活性化を推進する。 支援措置 1 地域の情報通信基盤の整備 地域イントラネット基盤施設整備事業等 優先採択を行うとともに、当初から整備主体以外の電気通信事業者等に利用させることを目的とした整備を可能とする。 2 アプリケーション開発等の促進 先進技術型研究開発助成制度 3 IT技術者の育成 情報通信人材研修事業支援制度 <優先採択を行うとともに、助成限度額を1,000万円とします。>	市町村等	総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ <a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html</a>
6-36	民間能力活用特定施設緊急整備事業	民間活力を最大限に活用し、内需の振興を図る観点から、民活法(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和61年法律第77号))に基づき、特定施設の整備事業を促進する。 民活法に基づき、民間事業者が実施する特定施設の整備事業の	民活法に基づき整備計画の認定を受けた事業者(第三セクターまたは公益法人)	総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ <a href="http://www.soumu">http://www.soumu</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		<p>一部を補助することにより、その緊急な整備を図る。</p> <p>【対象となる民活法特定施設】</p> <p>テレコム・リサーチパーク（電気通信研究開発促進施設）          テレコムプラザ（電気通信高度化基盤施設）          マルチ・メディア・タワー（多目的電波利用基盤施設）          テレポート（衛星通信高度化基盤施設（及びこれと一体的に設置されるインテリジェントビル（特定高度情報化建築物）））          特定電気通信基盤施設（及びこれと一体的に設置されるインテリジェントビル（特定高度情報化建築物））</p> <p>2 支援措置</p> <p>特定施設の整備事業のうち、事業着手後3年以内に実施するものにつき、各年度内に実施される事業に係る費用（土地の取得費、賃借料、造成費等を除く。）の5%に相当する額。</p> <p>※補助率 国：2/3 地方：1/3（但し、地方交付税不交付団体の場合は、国・地方それぞれ1/2）</p> <p>（注）国の補助金の算出方法 事業費×0.05×2/3（又は1/2）</p> <p>日本政策投資銀行等からの財投出融資          税制上の特例措置（事業所税）</p>		<p>u.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html</p>
6-37	高度有線テレビジョン放送施設整備事業	<p>ケーブルテレビの光ファイバ化・デジタル化の施設整備を支援する制度であり、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」の認定を受けると以下の優遇措置を受けることができる。</p> <p>税制優遇措置（法人税、所得税、固定資産税）          民間金融機関からの融資等について、債務保証を受けることができる          日本政策投資銀行等からの特利融資等について、利子助成を受けることができる。</p>	有線テレビジョン放送局	<p>総務省情地域情報通信振興関連施策ホームページ  <a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin/index.html</a></p>
6-38	都市部における社会福祉施設の整備（都市部における施設整備費補助額の割増加算）	<p>都市部においては、一般的に地価が高く、まとまった敷地の確保が困難である等の課題が多いため、社会福祉施設整備補助において既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度や都市部加算等の優遇措置を設けている。</p> <p>1. 補助の内容</p> <p>(1) 対象事業</p> <p>①既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度          既存施設（人口密集地に所在する延面積の50%以上が10年以上経過した社会福祉施設等）を緊急度の高い施設（ゴールドプラン21の関連施設及び障害者施設等の対象施設）と複合化して改築する場合。          （優遇措置）          ・老朽度に関わらず優先的に改築を認める。          ・3階建以上の場合には、国庫負担（補助）基本額に8%加算。          ・社会福祉法人が整備する場合は、本制度の対象施設に係る経費について独立行政法人福祉医療機構の融資の一部又は全部を無利子融資とし、これに係る償還額について一部償還免除制度の対象とする。</p> <p>②高層化特定割増制度          人口密集地に整備する高層化（3階建以上）となるゴールドプラン21の関連施設及び障害者施設等の対象施設を設置する場合。（優遇措置）          ・国庫負担（補助）基本額に10%加算。</p> <p>③補助単価割増加算制度          人口密集地にゴールドプラン21の関連施設及び障害者施設等の対象施設を設置する場合。          （優遇措置）          ・補助単価の10%割増加算。          ・その他の施設については、5%割増加算。</p>	都道府県、市町村、社会福祉法人等	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

## 【テーマ7 地場産業振興】

### ○情報提供

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
7-1	地域再生本部	地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史等を有効活用して地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新産業創出をはじめとする「地域再生計画」についての関連事業などの情報提供をしている。	都道府県、市町村	内閣官房ホームページ地域再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html</a>
7-2	特区・地区再生	国は「構造改革特区」や「地域再生」といった制度により、各地域の活力を活性化する取組を支援している。制度の主役は各地域で地域活性化に取り組んでいる個人、法人や自治体であり、の直接の提案、身近な自治体と協力した制度の活用に関する情報提供を実施している。	市町村、民間団体	わがまち元気サイト <a href="http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html">http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html</a>
7-3	JAPAN ブランドポータルサイト	日本各地の地域の歴史や文化の中で育まれてきた素晴らしい素材や技術等の地域資源を地域ならではの「強み」と捉えた上で、現代の生活に適合させたり、海外の市場にも目を向けたりしながら進化させていく「JAPAN ブランド」のためのポータルサイト。	商工会・商工会議所等	JAPAN ブランドホームページ <a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>
7-4	地域資源活用支援事務局(ポータルサイト)	中小企業基盤整備機構(略称:中小機構)は、「中小企業地域資源活用プログラム」の一環として、地域の「強み」となり得る産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業に対し、事業の構想段階の相談から商品開発、販路開拓等のアドバイス、ノウハウ提供等により事業化まで一貫したハンズオン支援を行い、事業を成功まで導くことを通じた、地域経済の活性化を支援を目的とするポータルサイト。	中小企業	地域資源活用支援事務局(ポータルサイト) <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>
7-5	日本の伝統的工芸品館	伝統工芸のバーチャルモール、伝統工芸に関する情報提供している。	地場産業振興関係者	財団法人 伝統的工芸品産業振興協会のホームページ <a href="http://www.kougai.or.jp/index.html">http://www.kougai.or.jp/index.html</a>

### ○人材支援(アドバイザー派遣)

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
7-6	経営革新支援アドバイザー	経営革新のための窓口相談を行う。各県拠点となる商工会議所が窓口を開設。	経営革新を望む中小企業	経営革新支援アドバイザーセンター <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/kakushin_centa.html">http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/kakushin_centa.html</a>
7-7	市場志向型ハンズオン支援事業(地域資源活用企業化支援事業)	全国10ブロックに支援拠点となる事務局を設置し、マーケティング等に精通した専門家による相談に応じている。市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価に関するアドバイス等徹底したハンズオン支援を行う。地域資源の事業化に挑戦する企業、連携して新事業展開に乗り出す企業等がサポートの対象。有望案件についてはマーケティング、金融、デザイン、知財等の専門家で、個別支援チームを結成して、サポートする体制を組む。	中小企業・組合等	各経済産業局中小企業課
7-8	地域資源活用支援事務局による支援	中小機構の各支部および沖縄事務所内の全国10カ所に「地域資源活用支援事務局」を設置している。事業者に対し、事業計画の事業性の評価や商品開発、市場調査、販路開拓等についてアドバイス等を行う。 支援事務局には、ビジネスに精通したジェネラルマネージャー、プロジェクトマネージャーが常駐するとともに、各種専門知識をもつ支援アドバイザーを配置し、事業の構想段階の相談から事業計画のブラッシュアップ支援、法律に基づく事業計画認定後のフォローアップ支援を実施。、地域の支援事務局による事業化支援をサポートする全国推進事務局を、中小機構本部(東京都)に設置し、首都圏での販路開拓支援や全国レベルでの業種別支援等を行う。	中小企業・組合等	地域資源活用支援事務局(ポータルサイト) <a href="http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/index.html</a>

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
7-9	企業等OB人材マッチング全国協議会	中小企業・ベンチャー企業の事業展開に必要な経営や技術等の課題解決に必要なOB人材とのマッチングを行う。人材派遣会社やコンサルティング会社等へのOB人材の紹介はしない。全国の商工会議所、地域協議会等が中心となって収集。	企業OBおよび企業OB人材を必要とする企業	企業等OB人材マッチング全国協議会 http://www.objjinzai.jp/

## ○資金援助

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
7-10	地域資源活用売れる商品づくり支援事業(補助金)	法律の認定を受けた地域の中小企業、組合等が行う、新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発やデザイン改良、展示会出展等に係わる経費の一部を補助します。 補助率: 2/3以内	法律の認定を受けた地域の中小企業、組合等	各経済産業局
7-11	地域資源活用型研究開発事業	本事業は、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域における産学官の強固な共同研究体を組織して行う、地域に存在する資源(地域資源)を活用した、新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を実施する。 契約形態: 委託契約 1件当たりの委託金額: 原則、初年度目3千万円以内、2年度目2千万円以内	地域の大学・公的研究機関と民間企業等が共同研究体を構成すること。 提案は管理法人が行うこと。 地域資源を活用した研究開発課題であること	各経済産業局
7-12	生活文化産業基盤整備事業費補助金(健康情報基盤整備事業)」	ライフスタイルの多様化、少子高齢化、グローバル化等社会経済の変化が急速に進展する中で、生活者が安全・安心で快適に活動ができるような社会環境を整備し、生活用品を開発・普及させていくことが求められている。 このため、当該補助事業は、安全・安心・快適な社会生活を実現する人間生活・福祉関連生活の基盤を構築するため、自主参加型データベースの基本設計、及び生活者の快適性向上や健康性向上に資する製品・サービスの開発・普及に必要な個々の身体特性の測定とそのデータの蓄積を実施している事業に対し、支援を行う。 補助対象となる事業 以下の条件を満たす身体特性の測定及びデータの蓄積を実施すること。 データ収集に係るもの、データベース構築に係るもの、データの蓄積・管理に係るもの、実施体制に係るもの	民間団体等	経済産業省製造産業局 デザイン・人間生活システム政策室
7-13	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業	補助対象となる事業は、中小企業が自ら行う新製品、新技術に関する研究開発。ただし、以下の場合は、補助対象外。 ○補助対象経費 補助対象となる経費は、次の①～⑧に掲げる研究開発に要する経費。 ① 原材料及び副資材の購入に要する経費 ② 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ③ 機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ④ 外注加工・検証等に要する経費補助率は、補助対象経費の3分の2以内。 ⑤ 技術指導の受入れに要する経費 ⑥ 研究開発委託に要する経費 ⑦ 直接人件費 ⑧ 特許取得費 補助限度額は、1件当たり4,500万円。下限は100万円。	中小企業者、および創業予定の個人、中小企業団体等	各経済産業局
7-14	新連携対策補助金(事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業)	(1) 事業化・市場化支援事業 中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取り組みを支援します。具体的には、複数の中小企業が連携して行う新事業に必要な新商品開発(製品・サービス)に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費を補助。 (2) 連携体構築支援事業 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具体化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援します。具体的には、連携構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助。 【補助率】補助率: 2/3 (1) 事業化・市場化支援事業 事業化・市場化: 1件あたりの補助金額は、2,500万円以内	(1) 事業化・市場化支援事業 中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者であること。 (2) 連携体構築支援事業 中小企業者であること。	各経済産業局

整理番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
		技術開発を伴う事業化・市場化：1件あたり補助金額3,000万円以内 (2) 連携体構築支援事業 1件あたりの補助金額は、500万円以内		
7-15	地域資源活用新事業展開支援事業費補助金	地域に特色のある産業資源(農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、文化財、観光資源等)を活用した商品又は役務の販路開拓を目的として補助対象者が行う市場調査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会出展等の顧客獲得に係る事業の経費について補助する。 補助率：1/2以内	組合、公益法人、中小企業者・組合等を主とするグループ、NPO等	各経済産業局
7-16	電源地域産業資源機能強化事業等補助金(新事業支援施設等の整備事業)	新事業支援施設等の整備事業として、①産業集積活性化対策事業、②商業基盤施設等整備事業、③地域新事業活動基盤施設整備事業を支援。 ① 産業集積活性化対策事業 補助対象事業：研究開発施設、研究機器等の整備等 補助対象地域：特定地域内であり、かつ、地域産業集積活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化促進地域内 ② 商業基盤施設等整備事業 補助対象事業：顧客利便施設等整備 補助対象地域：原子力発電用施設等周辺地域内であり、かつ、中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地内 ③ 地域新事業活動基盤施設整備事業 補助対象事業：研究開発施設等の整備 補助対象地域：電源地域内であり、かつ、中小企業新事業活動促進法に基づく高度技術産学連携地域内	都道府県、市町村、第3セクター、(PFI事業者)	各経済産業局
7-17	中小企業活路開拓調査・実現化事業	単独では解決することが難しい問題(規制緩和への対応、環境問題等)を改善するために、連携して取り組む調査、実現化を図る際に支援を受けることができる。 ■補助率：6/10 全国中央会(以下中央会)に対し、事業内容を提出し応募 中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定 中央会から、補助金受給 中央会に対し、事業成果を報告	連携して事業を行う方(中小企業組合、任意グループ、社団法人、共同出資会社)	全国中小企業団体中央会 <a href="http://www.chuokai.or.jp">http://www.chuokai.or.jp</a>
7-18	伝統的工芸品産業支援補助金	伝統的工芸品を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を申請し、経済産業大臣の認定を受け各種資金援助を受けることができる。 振興計画：産地の組合等が産地全体の振興を図る計画 共同振興計画：産地の製造組合等が販売組合や個別の販売事業者とともに需要の開拓のためにたてる計画 活性化計画：個々の製造事業者やグループ等による伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画 連携活性化計画：他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画 支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとする者が従事者の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画 支援内容 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の承認を受けた事業者は、以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。(補助率：2分の1、3分の1) 後継者育成事業：後継者育成のための研修等 需要開拓等事業：展示会開催等の需要開拓や意匠開発事業 地域人材育成・交流支援事業：人材育成、消費者との交流の推進等 産地活性化事業：活性化計画、連携活性化計画に基づく、活性化事業及び連携活性化事業 産地プロデューサー事業：支援計画に基づき産地プロデューサー自らが産地に入り込んで新商品開発・販路開拓等を行う事業	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の承認を受けた方	各経済産業局

## ○優遇措置

理 番号	名称	事業概要	対象事業主体	担当機関(問い合わせ先)または関連ホームページ等
7-19	地域再生計画	<p>地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例</li> <li>2 地域再生のための交付金の活用</li> <li>3 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化(学校施設の転用等)</li> </ol> <p>地域再生計画と連携した支援措置</p> <p>地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施対象となる交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護・福祉空間整備等交付金【厚生労働省】</li> <li>・むらづくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】</li> <li>・地域住宅交付金【国土交通省】</li> </ul> <p>「地域の知の拠点再生プログラム」に位置付けている支援措置 ・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム等</p>	市町村等	内閣官房ホームページ地域再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html</a>
7-20	政府系金融機関による低利融資制度	認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行うために必要な設備資金及び運転資金について、政府系金融機関が優遇金利で融資を行う。	法律の認定を受けた地域の中小企業、組合等	国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の各本支店
7-21	高度化融資制度	認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む際に必要となる設備資金について、中小機構が都道府県と協力して融資が受けられる。	法律の認定を受けた地域の中小企業、組合等	各都道府県中小企業担当課
7-22	経営革新支援事業	<p>経営革新計画の承認を受けると、以下のような各種の支援策がご利用になれる。支援策を受ける際には、別途支援機関の審査が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①政府系金融機関による低利融資制度</li> <li>②信用保証の特例</li> <li>③課税の特例(設備投資減税、留保金課税の停止)</li> <li>④特許料等の減免措置</li> <li>⑤販路開拓コーディネート事業</li> </ol> <p>「経営革新計画」を作成するため、都道府県の担当部局、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、シニアアドバイザーセンター等に相談。「経営革新計画」が出来たら、都道府県または国の担当部局に申請。</p>	中小企業者	各経済産業局担当部局及び各都道府県商工部局
7-23	環境・エネルギー対策資金(アスベスト関連)	<p>中小公庫、国民公庫による貸し付け</p> <p>貸付限度額: 【中小公庫】設備資金7億2000万円(うち、運転資金は2億5000万円) 【国民公庫】設備資金7200万円(うち、運転資金は4800万円)</p> <p>貸付利率:特別利率 貸付期間:設備資金15年以内、運転資金7年以内 担保、保証条件</p> <p>【中小公庫】 担保の全部又は一部を不要とする融資制度及び経営者本人の個人保証免除する制度することができる。 対象となる方(1)の「アスベストのある建築物の飛散防止事業(除去・封じ込め工事等)」を実施する場合は、担保免除による上乗せ金利はかからない。</p> <p>【国民公庫】 第三者保証人等を不要とする融資制度を利用することができる。</p>	以下のアスベスト対策を実施する方 (1)アスベストのある建築物の飛散防止事業(除去・封じ込め工事等) (2)アスベスト廃棄物の処理事業 (3)製造工程における飛散防止事業 (4)吹付けアスベストのある建築物の解体事業 (5)アスベスト代替化事業	中小企業金融公庫 国民生活金融公庫
7-24	新たな事業活動を支援する融資制度	<p>地域資源(産地の技術、農林水産品、観光資源)を活用した事業活動、経営革新、研究開発した技術の事業化、異分野の中小企業者が柔軟な連携を通じて行う新たな事業活動(新連携)、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができる。</p> <p>貸付限度額: 【中小公庫】設備資金7億2000万円、運転資金2億5000万円 【国民公庫】設備資金7200万円、運転資金4800万円 【商工中金】設備資金7億2000万円、運転資金2億5000万円</p> <p>貸付利率:貸付対象①及び②は特別利率 貸付対象④及び⑤は特別利率 貸付期間:設備資金20年以内、運転資金7年以内 担保・保証条件:担保の全部又は一部を不要とする融資制度、経営者本人の個人保証を免除する制度及び第三者保証人等を不要とする融資制度)が利用可能</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①地域産業資源活用事業計画に基づく事業を行う方【中小公庫、国民公庫】</li> <li>②異分野連携新事業分野開拓計画(新連携)に参加する方</li> <li>③経営革新計画)に基づく事業を行う方</li> <li>④SBI R特定補助金等により研究開発した技術を活用する方【中小公庫のみ】</li> </ol> <p>上記に該当しない方で、第二創業(事業転換、経営多角化)に取り組む方</p>	中小企業金融公庫 国民生活金融公庫 商工組合中央金庫

7-25	新事業育成資金	貸付限度額：6億円 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金7年以内 据置期間：設備資金5年以内、運転資金2年以内 貸付利率： 【中小公庫】特別利率 6年目以降は基準利率+0.2% 【商工中金】新事業特別利率 担保、保証条件：担保の一部を不要とする融資制度）、経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能 【中小公庫】 中小企業の皆様が新たに発行する新株予約権を中小公庫が取得し、新たに発行する普通社債の引受又は貸付を中小公庫が行うことにより資金供給を受けることができます。 貸付限度額：1億2千万円（本制度の融資及び社債の合計の限度は6億円） 貸付利率：基準利率+0.4% 償還期間：7年以内 担保条件：無担保 保証条件：経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能	新たな事業が事業化されて概ね7年以内の方 成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けた方等 中小公庫及び商工中金が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方	中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫
7-26	地域資源活用事業(窓口相談)	マーケティング等に精通した専門家が地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売に関心のある中小企業、組合等からの様々な相談に応じ、必要なアドバイスを行います	中小企業	地域資源活用支援事務局ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/chiiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiiikishigen/index.html</a>
7-27	地域資源活用事業(事業計画ブラッシュアップ支援)	事業内容・支援ニーズに応じて専門家(経営コンサルタント、商社、百貨店O.B、中小企業診断士等)等で構成する「個別支援チーム」を編成し、法認定に向けて必要となる事業計画の策定、商品企画、市場調査に係るアドバイス、事業性・市場性の評価等のブラッシュアップ支援を行います	中小企業	地域資源活用支援事務局ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/chiiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiiikishigen/index.html</a>
7-28	地域資源活用事業(フォローアップ支援)	法認定後の事業計画が円滑に遂行されるよう事業者のニーズに応じて「個別支援チーム」を再編成し、定期的なヒアリングと必要なアドバイス等を行います。事業の進捗状況を確認し、徹底したハンズオン支援で販路開拓等をサポート、新規需要の開拓、事業化達成を支援する。	中小企業	地域資源活用支援事務局ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/chiiikishigen/index.html">http://www.smrj.go.jp/chiiikishigen/index.html</a>
7-29	地域資源活用事業(信用保証)	中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者は次の措置を受けることができる。 * 普通保証等の別枠設定 普通保証 2億円、無担保保証 8,000万円、特別小口保証 1,250万円、売掛債権担保融資保証 1億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができる。 * 新事業開拓保証の限度額引き上げ 新事業開拓保証の限度額が2億円から4億円(組合4億円から6億円)に拡大される。	認定を受けた中小企業、組合	全国信用報償協会連合会、各地の信用保証協会
7-30	地域資源活用事業(食品流通構造改善促進機構による債務保証等)	認定を受けた食品の製造等の事業を行う中小企業者について、食品流通構造改善促進機構が認定事業に必要な資金の借りに関する債務の保証等が受けられる。	認定を受けた中小企業、組合	全国信用報償協会連合会、各地の信用保証協会
7-31	地域資源活用事業(設備投資減税)	認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者が取得した機械、装置について、取得価格の7%の税額控除(リースの場合は費用総額の60%相当額の7%)または初年度30%の特別償却が認められる。	認定を受けた中小企業、組合	各経済産業局
7-32	中小企業投資育成株式会社の特例(設備投資減税)	認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者が増資等を行う場合、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成会社の投資対象に追加される。	認定を受けた中小企業、組合	東京・大阪・名古屋中小企業投資育成株式会社
7-33	食料産業クラスター展開事業関連情報	① 産学官連携を強化・促進するため、異業種交流会やセミナーを開催 地域の食品産業、農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関等の異業種がもつ原材料、技術、販売先等の情報やニーズの調査を行うとともに、異業種の交流会やセミナーを開催し、食料産業クラスターの形成を促進。 ② 需要創出指針の作成 新たな戦略食品を開発するためには、消費者や販売業者等のニーズを把握したうえで、実際の開発に反映させていくことが必要です。そのため、アンケートやヒアリング調査を行い、新たな戦略食品の創出の方針を定めた「需要創出指針」を策定。 ③ 地域食材と加工技術を活用した新たな戦略食品の創出 食品産業が中核となり農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関等異業種が連携した食料産業クラスターを形成して、地域の農林水産物と加工技術を活用し、ニーズに即した新たな戦略	食品産業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通・小売業、行政等	食料産業クラスター展開事業関連情報(ポータルサイト) <a href="http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm">http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm</a>

		<p>食品の創出。具体的には、試作品の開発や、試作した製品の試食会やアンケート調査の実施により評価集積を行い、試作品の商品化を目指す。</p> <p>④ 食品産業の技術力強化を図るための人材育成 地域食品産業の振興を図るためには、次世代を担う人材の育成のため、製造技術や経営・販売・食品関連事項についての研修会等を行う。</p>		
7-34	地域食品ブランド育成・管理支援事業のうち、地域食品ブランド確立支援	<p>本事業では、地域で生産された特色ある農産物等を主たる原材料として用い、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術により製造されてきた食品の明確化、品質向上、表示の適正化を図るため、地域の業界団体が、地域食品の「名称」(「地名+商品名」等)、「製造地域の範囲」、「原材料」、「製法」等に関する基準を策定し、これを(財)食品産業センターが設置した審査専門委員会により審査し、「本場の本物」として認定する取組を支援。</p>	食品産業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通・小売業、行政等	<p>食料産業クラスター展開事業関連情報(ポータルサイト) <a href="http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm">http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm</a></p>
7-35	戦略策定支援(JAPANブランド育成支援事業)	<p>地域の強み・弱み等を徹底的に分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケットリサーチ、セミナーの開催等の取組みに対し支援。2000万円、2/3を上限に支援。</p>	ブランド確立に向けて地域一丸となって取組むプロジェクトを考える商工会・商工会議所等	JAPANブランドホームページ <a href="http://www.japanbrand.net/">http://www.japanbrand.net/</a>
7-36	企業等OB人材活用推進事業(モデル事業)	<p>「中小企業が抱える様々な経営課題を解決するための、OB人材を活用した支援」を目的・前提として、これまでの枠組みにこだわらない新たな手法で実施する事業スキーム(新規性の強いもの、既存の取組の問題点を解決し、改善したものを含む)を公募。 事業に係る概算予算額 1件あたり300万円～1,000万円程度</p>	中小企業、行政等	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
7-37	中小企業ものづくり人材育成事業(工業高校実践教育導入事業:経済産業省)(ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業:文部科学省実施)	<p>専門高校と地域産業界が連携(協働)して、若手ものづくり人材を育成するためのプログラムを開発・実証し、それらの成果を全国に波及する事業を、文部科学省と経済産業省が共同して実施する。</p> <p>○委託事業の内容 地域産業界と専門高校、行政等が連携したもののづくり人材育成のための以下の事業に対して委託を行う。</p> <p>①地域ごとに、専門高校と地域産業界がコンソーシアムを形成する。具体的には、都道府県又は政令指定都市教育委員会(以下「都道府県等教育委員会」という。)がものづくりに係る専門高校を、財団、NPO等(以下「事業実施機関」という。)が主として中小企業と連携して、組織体を形成する。</p> <p>②都道府県等教育委員会は、事業実施機関と連携して、人材育成連携推進委員会(仮称)を設置し、地域・学科の特色、当該地域の産業集積の状況及び地域の中小企業等のニーズに沿った連携方策等を検討する。</p> <p>具体的には ・生徒の企業実習・企業技術者等による学校での実践的指導 ・教員の企業での高度技術習得・専門高校と企業の共同研究等を盛り込んだ、地域産業界のニーズを踏まえた専門高校における実践的なものづくり人材育成プログラムを開発する。</p> <p>③開発されたプログラムの実証を通して、その成果を全国に波及する。</p> <p>(3)委託事業の具体的内容 委託事業の具体的な内容は以下のとおりです。</p> <p>①及び②を行った上で、③から⑦については、地域の実情に応じて、取捨選択した提案とすることも可能。</p> <p>①コーディネータの活用等を通じて、若手の人材育成に熱心な地域の中小企業等を開拓し、地域の産業界が求める技術や人材育成ニーズを抽出する。</p> <p>②産業界の人材育成ニーズに対応したもののづくり人材育成プログラム、産業界と教育界の連携方策等を検討する場を設定する。</p> <p>③専門高校生の実践的な技術の向上を図るため、地域の中小企業等における企業実習を実施する。</p> <p>④専門高校生の実践的な技術の向上を図るため、企業技術者等の学校での実践的指導を実施する。また、専門高校生に求められるものづくり技術水準を適切に反映した副教材を作成する。</p> <p>⑤専門高校の教員の高度な技術の習得を図るため、地域の中小企業等において研修等を実施する。</p> <p>⑥専門高校生のものづくりに関する実践力や課題解決能力等の育成を図るため、専門高校と企業との共同研究を実施する。</p> <p>⑦その他、ものづくり人材育成に資する取組を実施する。(ものづくりコンテスト等への積極的な参加、技能検定や資格取得を通じた技術習得や専門高校等と地域産業界の理解を促進するとともに、広くPRするため本事業の成果発表会やシンポジウムの開催等。)</p>	地域産業界と専門高校、行政等	各経済産業局、文部科学省

7-38	中小企業ものづくり人材育成事業 「高等専門学校等を活用した中小企業人材育成事業」	地域の高専等が有する設備やノウハウを活用し、地域の中小企業のニーズに即した講座と実習を一体的に実施することで、中小企業の若手技術者育成を支援する事業について、財団法人、商工会議所等のプロジェクト管理法人に対し委託により実施 ①地元企業が製品の付加価値化や新商品開発、新たな事業展開等を行うに当たって、課題を抱える中小企業の現場技術者に求められる技術内容・水準を明らかにする。 ②地元企業のニーズに即した講座と実習を一体的に実施する技術教育カリキュラムを開発する。 ③高専や地域の産業界が有する設備を活用して、技術教育カリキュラムを実施、技術者育成のための実施体制を整備する。 ④その他、事業の遂行のために必要となる事業 【委託費の規模】 ・1箇所当たりの委託費は、800万円～1000万円（税込み）の予定	以下の機関が応募することができます。 ①公益法人（財団法人、社団法人） ②認可法人（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等） ③特定非営利活動法人 ④株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社 ⑤中小企業組合 ⑥有限責任事業組合 ⑦任意団体	各経済産業局
7-39	若者と中小企業とのネットワーク構築事業（地域特性活用型）	地域において、若者と中小企業とをコーディネートする事業の委託を行い、地域のコーディネータの育成を図り、事業の成果を普及することで、こうした活動が全国に広まることを目的とする。コーディネート機関が、以下のような取組を組み合わせを行い、人材確保に熱心な企業グループ等の人材確保を支援する事業。地域の具体的なニーズを踏まえた事業であることが必要。 ○対象事業 （1）若手人材確保のための、企業向けアドバイス （2）企業が必要とする若手人材と、企業との引き合わせ（交流会等の開催等） （3）若手人材確保に向けた企業での若者の職場体験等 （4）本事業実施に必要な調査 （5）その他、本事業に必要な活動 ○対象費用 （1）コーディネータ、コーディネータ補助者に対する人件費 （2）企業向け研修会の講師等となる専門家及び委員会の委員に対する謝金 （3）コーディネータ、コーディネータ補助者、専門家、委員、コーディネート機関職員等に対する旅費 （4）調査等に必要経費 （5）会場借料、印刷費、通信運搬費、雑務費等の経費 （6）再委託費 （7）一般管理費（（1）～（5）の合計の10%以内 ○1500万円以内	財団法人、社団法人、独立行政法人等。認可法人（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等）、特定非営利活動法人（NPO）、企業、中間法人、有限責任事業組合等	各経済産業局
7-40	脱下請人材育成事業	「平成19年度脱下請人材育成事業の実施方針」に基づき、自立化を目指す企業、グループ、個人事業の経営者等を対象とした研修を都道府県単位の委託契約で実施。 ○採択件数 2件程度 ○予算規模 1件200万円（消費税込み）程度を予定。	本事業に関する委託契約を中小企業庁との間で直接締結できる団体	各経済産業局
7-41	販路開拓コーディネート事業	東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、商社OB等の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネータ）を配置して、経営革新計画承認企業等が開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取り次ぎし、市場へのアプローチを支援する。 ①事業の支援を希望する時は、まず、都道府県等中小企業支援センター等に相談。 ②道府県等中小企業支援センター等は、当該企業等のマーケティング企画の練り上げを支援するとともに、東京又は大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに案件を推薦。 ③東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターは、当該推薦案件に適した販路開拓コーディネーターを選定します。販路開拓コーディネーターが新規顧客の開拓と開拓先への紹介・取り次ぎを行う。その際、申込企業にも同行。	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者等	各都道府県等中小企業支援センター
7-42	中小企業総合展（新市場創出支援活動事業）	中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取り組みを、出展による展示・プレゼンテーションにより紹介することができます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されています。 【実施会場】 東京（東京ビッグサイト） 大阪（インテックス大阪）	新商品や新技術を広く紹介したい中小企業者等	中小企業基盤整備機構新事業支援部マッチング・交流推進課
7-43	伝統的工芸品展	全国各地の伝統的工芸品が一同に集め展示・紹介される「伝統的工芸品展」に参加することができる。 支援内容 イベント内容 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく経済産業大臣指定伝統的工芸品の展示・紹介が行われます。また、指定品以外の工芸品が各都道府県別に展示・紹介されます。その他、伝統的工芸品の製作実演等のイベントが行われます。	伝統的工芸品等を製造・販売し需要の開拓を希望する産地組合・任意グループ等	財団法人 伝統的工芸品産業振興協会のホームページ <a href="http://www.kougai.or.jp/index.html">http://www.kougai.or.jp/index.html</a>

		実施場所・時期 実施場所：大消費地である東京で開催予定		
7-44	人材育成事業 (研修事業)	全国9か所の中小企業大学校で高度かつ専門的な研修を実施。 ば 経営管理者や後継者の資質向上のための経営全般に関する研修 企業戦略立案、販売・営業、生産管理といった個別経営課題に 対応する研修 創業予定者を対象とした新規創業を支援する研修 等を実施。	中小企業の経営者または従業員	中小企業基盤整備機構経営基盤支援部人材支援調整課 URL : <a href="http://www.smrj.go.jp/jinzai/index.html">http://www.smrj.go.jp/jinzai/index.html</a>
7-45	新連携対策事業	特定モノ作り基盤技術高度化指針に基づいて、中小企業者が(他の事業者と協力して)自ら行う特定研究開発等計画を作成し、認定を受けると、助成金、低利融資、特許料の減免等、各種の支援策を利用できる。 ①新連携体構築支援事業 連携体構築に資する規定の作成、コンサルタント経費等 補助率：2/3 補助金：上限500万円 ②事業化・市場課支援事業 異分野の中小企業等が連携して行う事業に必要な経費 補助率：2/3 補助金：上限2500万円	事業化・市場化を目的とした、2社以上の異分野の中小企業による連携を構築したい方 2社以上の異分野の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む方で、中小企業新事業活動促進法第11条の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者	各経済産業局
7-46	伝統的工芸ふるさと体験・交流事業	伝統的工芸品を製作する後継者の確保等を図る「伝統的工芸品体験フェア」、「伝統的工芸品工房研修」並びに「伝統的工芸品産地広域研修」を用意。 【事業の概要】 伝統的工芸品体験フェア：全国主要都市等において開催する展示会、イベント等で伝統的工芸品に関する解説、体験型実演等を行い、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。 伝統的工芸品工房研修：伝統的工芸品が製造される地域の工房や共同作業場において、参加者に対する実務経験の場を設け、伝統的技術・技法等を研修してもらうことにより、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。 伝統的工芸品産地広域研修：伝統的工芸品が製造される地域に多くの体験者を招き、その地域経済の理解並びに地域定着を図り、もって、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品を製造する地域を管轄する「都道府県」及び「市町村」又は、伝統的工芸品の製造事業者を代表する「事業協同組合等」	財団法人 伝統的工芸品産業振興協会のホームページ <a href="http://www.kougai.or.jp/index.html">http://www.kougai.or.jp/index.html</a>



電源地域が活用しやすい補助事業事例集

平成20年2月

発行 財団法人 電源地域振興センター  
〒105-0013  
東京都港区浜松町1丁目18番16号  
住友浜松町ビル6階  
Tel. 03-5405-8111 (代表)

本報告書は、再生紙を使用しております。